

資 料 編

第1 防災関係組織等

1-1 紀北町防災会議委員名簿

職	名
会 長（紀北町長）	
委 員	
紀北町消防団長	
紀北町議会議長	
紀北町議会副議長	
紀北町議会総務産業常任委員長	
紀北町議会教育民生常任委員長	
紀北町建設業協会長	
西日本電信電話株式会社三重支店設備部長	
森林組合おわせ代表理事組合長	
伊勢農業協同組合紀北支店長	
三重外湾漁業協同組合理事	
みえ熊野古道商工会長	
中部電力パワーグリッド株式会社尾鷲営業所長	
東海旅客鉄道株式会社紀伊長島駅長	
三重交通株式会社南紀営業所長	
紀北町校長会長	
紀北町紀伊長島地区自主防災会連絡協議会長	
紀北町海山地区自主防災会連絡協議会長	
紀北町自治会連合会長	
紀北町自治会連合会副会長	
紀北医師会長	
記者代表	
紀北町副町長	
紀北町教育長	
紀伊長島消防署長	
海山消防署長	
紀北町危機管理課長	
紀北町総務課長	
紀北町企画課長	
紀北町農林水産課長	
紀北町商工観光課長	
紀北町環境管理課長	
紀北町税務課長	
紀北町福祉保健課長	

職	名
紀北町老人ホーム赤羽寮長	
紀北町会計管理者兼紀北町出納室長	
紀北町建設課長	
紀北町水道課長	
紀北町学校教育課長	
紀北町生涯学習課長	
紀北町議会事務局長	
紀北町財政課長	
紀北町住民課長	
紀北町海山総合支所長	
紀北町消防団副団長	
紀北町消防団副団長	
紀北町消防団副団長	
紀北町消防団副団長	
紀北町婦人会会長	
紀北町消防団長島方面隊女性分団長	
専 門 委 員	
紀北地域活性化局長	
尾鷲警察署長	
尾鷲建設事務所長	
尾鷲農林水産事務所長	
三重紀北消防組合消防長	
国土交通省紀勢国道事務所尾鷲維持出張所長	
尾鷲海上保安部長	
気象庁津地方気象台長	
陸上自衛隊久居駐屯地第33普通科連隊第4中隊長	
計 59名	

1-2 防災関係機関の連絡先一覧

1 町

名	称	所	在	地	電	話	番	号
紀北町役場		東長島	769	番地1	(0597)	46—	3114	
紀北町海山総合支所		相賀	495	番地8	(0597)	32—	3901	

2 県の機関

名	称	所	在	地	電	話	番	号
三重県防災対策部災害即応・連携課		津市広明町	13	番地	(059)	224—	2186	
三重県紀北地域活性化局		尾鷲市坂場西町	1	番地1号	(0597)	23—	3407	

三重県医療保健部	津市広明町13番地	(059) 224-2323
----------	-----------	----------------

3 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
尾鷲警察署	尾鷲市古戸町1番地50号	(0597) 25-0110
紀伊長島幹部交番	東長島62番地1	(0597) 47-0004
船津警察官駐在所	中里244番地8	(0597) 35-0050
相賀警察官駐在所	相賀388番地1	(0597) 32-0359
引本警察官駐在所	引本浦399番地	(0597) 32-1141
島勝警察官駐在所	島勝浦177番地2	(0597) 39-0010

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東海農政局三重県拠点	津市広明町415番地1号	(059) 228-3151
尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町6番地34号	(0597) 25-0118
津地方气象台	津市島崎町327番地2号 津第二地方合同庁舎5階	(059) 228-6818
国土交通省紀勢国道事務所尾鷲維持出張所	尾鷲市矢浜岡崎町123-1	(0597) 22-1312

5 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東海旅客鉄道株式会社三重支店	津市羽所町700番地アスト津内	(059) 222-7780
NTT西日本株式会社三重支店	津市桜橋2番地149号	(059) 223-9421
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	津市羽所町700番地アスト津9F	(059) 224-2554
a u 三重支店	津市中央1番地1号	(059) 223-6390
日本赤十字社三重県支部	津市あのとつ台4丁目8-5	(059) 264-7700
日本放送協会津放送局	津市丸之内養正町4番地8号	(059) 229-3015
中部電力パワーグリッド株式会社尾鷲営業所	尾鷲市光ヶ丘10丁目1番地1号	(0120) 985-232

6 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三重県医師会	津市桜橋2丁目191番地4号	(059) 228-3822
三重交通株式会社	津市中央1番地1号	(059) 229-5511
三重県エルピーガス協会	津市柳山津興369番地2号	(059) 227-6238

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第33普通科連隊	津市久居新町975番地	(059)255-3133

8 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三重紀北消防組合消防本部	尾鷲市中川28番地43号	(0597)22-2021
紀伊長島消防署	長島1824番地9	(0597)47-0001
海山消防署	船津878番地1	(0597)33-1119

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
紀北町社会福祉協議会	東長島209番地9	(0597)47-0725
紀北町社会福祉協議会海山支所	引本浦2392番地2	(0597)32-3355
みえ熊野古道商工会	長島2141番地	(0597)47-0576
みえ熊野古道商工会海山支所	引本浦871番地	(0597)32-0519
伊勢農業協同組合紀北支店	東長島926番地7	(0597)47-1166
伊勢農業協同組合紀北支店海山	相賀827番地1	(0597)32-1127
森林組合おわせ	便ノ山200番地	(0597)32-0275
三重外湾漁業協同組合長島事業所	長島2187番地2	(0597)47-0600
紀北医師会	尾鷲市上野町5番地25号	(0597)22-2857
みえ熊野古道JAPAN	長島2141番地	(0597)47-0333

10 検視場所・遺体安置所開設予定箇所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
紀伊長島リサイクルセンター	紀北町長島1818番地	(0597)-47-2880
海山リサイクルセンター	紀北町船津2589番地	(0597)-32-1313

1-3 自主防災組織一覧

(令和6年4月)

組 織 の 名 称	結 成 年 月 日	地域の人口(人)	地域の世帯数
三浦自主防災会	平成10年3月20日	440	249
道瀬自主防災会	平成10年3月8日	134	76
古里自主防災会	平成12年3月24日	140	76
海野自主防災会	平成12年3月24日	281	145
中ノ島自主防災会	平成10年3月10日	517	303
宮本自主防災会	平成11年3月4日	327	189
本町自主防災会	平成10年3月17日	223	143
横町地区自主防災会	昭和45年1月15日	173	102

組織の名称	結成年月日	地域の人口(人)	地域の世帯数
千歳自主防災会	平成11年3月4日	194	117
新町通り自主防災会	平成6年4月1日	117	74
松本防災委員会	昭和45年1月15日	136	79
山居防災委員会	平成元年4月1日	90	52
出垣内自主防災会	平成12年3月24日	740	363
名倉自主防災会	平成11年3月4日	137	76
呼崎自主防災会	平成7年9月3日	356	191
中州自主防災会	平成4年7月1日	188	121
西井ノ島自主防災会	平成8年7月5日	378	206
東井ノ島自主防災会	平成11年3月4日	532	280
片上自主防災会	平成12年3月24日	301	170
山本田山自主防災会	平成13年3月23日	947	481
赤羽東部自主防災会	平成13年3月23日	408	233
赤羽中部自主防災会	平成13年3月23日	329	204
赤羽北部自主防災会	平成9年3月6日	186	116
三戸自主防災会	平成10年2月19日	4	2
馬瀬自主防災会	平成10年10月1日	153	91
鯨自主防災会	平成10年10月1日	55	29
細野自主防災会	平成10年10月1日	23	12
河内自主防災会	平成10年10月1日	89	44
上里自主防災会	平成14年4月1日(再)	702	364
中里自主防災会	平成12年4月1日	132	71
小松原自主防災会	平成12年4月1日	249	138
新田自主防災会	平成12年4月1日	164	85
中新田自主防災会	平成12年4月1日	76	40
船津自主防災会	平成14年7月1日(再)	312	155
前柱自主防災会	平成13年4月1日	24	13
相賀自主防災会	平成14年8月5日(再)	1055	556
汐見自主防災会	平成14年11月1日(再)	423	210
木津自主防災会	平成13年4月1日	14	9
便ノ山自主防災会	平成17年3月28日(再)	240	125
小山浦自主防災会	平成2年4月1日	290	157
渡利自主防災会	平成13年10月27日(再)	948	466
小浦自主防災会	平成13年4月1日	64	28
引本浦自主防災会	平成13年9月1日(再)	826	509
矢口浦自主防災会	平成12年7月1日(再)	457	252
白浦自主防災会	平成14年6月21日(再)	156	98
島勝浦自主防災会	平成16年12月24日(再)	297	196
合計	46組織	14027	7696

1-4 し尿処理業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(有) クリーン長島	長島604番地5	(0597) 47-4730
(有) 海山環境衛生	相賀197番地12	(0597) 32-1616

1-5 町内建設資材業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
長島港木材協同組合	東長島2660番地1	(0597) 47-0138
石倉住建	東長島239番地1	(0597) 47-0184
海山木材協同組合	相賀1992番地	(0597) 32-0168
森林組合おわせ円柱加工場	船津2655番地	(0597) 35-0877
海山住宅資材	相賀2022番地2	(0597) 32-2431
小倉建材(有)生コン工場	小山浦377番地1	(0597) 32-0536
大河内生コン(有)工場	河内753番地3	(0597) 36-1114
岡本土石工業(株)生コン部尾鷲工場	相賀915番地5	(0597) 32-2020

1-6 町内建設業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株) 前川組	東長島188番地	(0597) 47-0143
東和建設(株)	東長島866番地2	(0597) 47-0558
(株) 平野組	島原1009番地	(0597) 47-0180
(有) 鈴木組	東長島75番地8	(0597) 47-4168
(有) 長井建設	東長島995番地1	(0597) 47-2069
(株) 銅勝	長島527番地2	(0597) 47-1533
(有) 稲葉建設	東長島565番地1	(0597) 47-0734
(有) 大末建設	東長島2288番地1	(0597) 47-4035
樋口建設	長島426番地5	(0597) 47-1718
(株) 岡本組	上里45番地2	(0597) 36-1231
紀伊建設(株)	馬瀬1338番地1	(0597) 36-1321
(株) 五味建設	便ノ山539番地4	(0597) 32-2688
(株) 幸組	引本浦881番地	(0597) 32-0252
三栄建設(株)	相賀201番地2	(0597) 33-0180
(株) 塩谷組	相賀299番地1	(0597) 32-1223
ハマダ建設(株)	相賀1603番地1	(0597) 32-2645
川端建設(株)	小山浦137番地	(0597) 32-0486
谷建設(有)	便ノ山518番地2	(0597) 32-1003
(有) 仲國建設	矢口浦980番地1	(0597) 39-0817
(有) 藤岡建設	馬瀬499番地2	(0597) 36-1659
(株) 竹田建設	上里128番地	(0597) 35-0739
(株) 島田工業	船津2616番地	(0597) 36-1440
(有) 海山環境衛生	相賀197番地12	(0597) 32-1616
(有) 太田工務店	上里894番地9	(0597) 35-0662

(株)た か は し 設 備	船津1095番地	(0597) 35—0160
尾 鷲 舗 道 (株)	船津2511番地	(0597) 36—1353
(株) 大 翔 工 業	相賀830番地5	(0597) 32—3535
(株) V a r i o u s W o r k	東長島2308番地	(0597) 31—0625

第2 災害・災害危険箇所関係

2-1 過去の主な災害

1 風水害

(1) 昭和6年豪雨災害

昭和6年10月12日、大型の雨台風が紀伊半島を東北上し、463ミリの雨を降らせました。

この雨により、銚子橋が流れ、左岸堤防2箇所・延264mが根底から崩れて崩壊し、濁流が相賀地内に流入しました。そのため、相賀一帯は泥沼と化し、相賀町で死者24名、家屋の全壊18戸、流出57戸、半壊9戸、床上浸水512戸の大災害となりました。

(2) 昭和28年台風13号

昭和28年9月25日、台風13号は、潮ノ岬に上陸、その後熊野灘沿岸を北北東に進み、伊勢湾に抜けた。最大瞬間風速は33mに達し、高波により古里、裏町地区の海岸堤防が決壊しました。

この台風による被害は、長島町・三野瀬村・赤羽村で死者3名、負傷者3名、家屋の全壊76戸、半壊125戸、床上浸水1,143戸、床下浸水726戸、り災2,173世帯、8,869人。相賀町・引本町・桂城村・船津村では家屋の全壊流出41戸、半壊682戸、床上浸水661戸に及ぶ甚大な被害を受けました。これにより北牟婁郡全域に災害救助法が適用されました。

(3) 昭和34年伊勢湾台風

昭和34年9月26日、台風15号は強大な勢力を保ちながら、和歌山県の白浜と潮ノ岬の間に上陸し、ちょうど満潮時期と重なり、高潮を引き起こしました。

本町では、海岸堤防が各所で決壊し、海岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらしました。

この台風による被害は、長島町で死者2名、家屋の全壊92戸、半壊157戸、床上浸水1,105戸、床下浸水1,409戸、り災2,806世帯、12,096人。海山町では家屋の全壊流出34戸、半壊87戸、床上浸水318戸に及びました。県内全域に災害救助法が適用されました。

(4) 昭和35年集中豪雨

昭和35年10月7日、日本の南岸に停滞した前線は、温帯低気圧に発達して、1時間雨量138.3mm、総雨量600mmを越える集中豪雨となり、銚子川の藤ノ木堤防が決壊しました。

この集中豪雨により、紀勢線の線路や相賀橋をはじめとする町内の道路、橋梁が流出しました。

集中豪雨の被害は相賀地区に集中し、海山町で死者3名、家屋の全壊34戸、流出34戸、半壊75戸、床上浸水259戸に及び海山町に災害救助法が適用されました。

(5) 昭和46年三重県南部集中豪雨

昭和46年9月10日、低気圧の通過に伴い、激しい雨が降り続き、翌日までの雨量は、1,000mmを越える記録的な豪雨となりました。

この豪雨により、紀伊長島町戸ノ須地内で高さ60m、幅50m、土量16,400m³に及ぶ山崩れが発生し、土石流は国道42号を越え、片上池になだれ込みました。このため、付近の民家が全壊し、死者1名、全壊4戸、床上浸水15戸の被害となり、海山町では、家屋の全壊1戸、床上浸水7戸、床下浸水300戸となりました。

(6) 昭和49年七夕豪雨

昭和49年7月7日、九州南方を北上した台風8号は、本州南方に停滞していた梅雨前線を刺激し、大雨を降らせました。

この豪雨により、志子川末端の県道志子橋仮橋右岸が決壊、さらに上流の町道六路瀬橋に流木がひっかかり、濁流をせき止め護岸両岸が橋もろとも崩壊し、集落へ流れ込み床上1mにも達しました。被害は床上浸水206戸、床下浸水363戸となり、紀伊長島町に災害救助法が適用されました。

また、海山町では、床上浸水5戸、床下浸水77戸となりました。

(7) 平成16年台風21号による豪雨災害

平成16年9月29日、台風21号の影響を受けた秋雨前線の活動が活発化し、三戸で時間雨量150mm、累積雨量1,180mm、中里で時間雨量151mm、累積雨量1,046mmの豪雨を記録しました。

この豪雨により、紀伊長島町では、十須光雲寺前の赤羽川の堤防が決壊し、農地に甚大な被害をもたらしました。また、下地、志子地区で赤羽川が越水し集落へ流れ込み、床上1m以上に達しました。

被害は、床上浸水133世帯、床下浸水69世帯となり、田畑の流出・冠水は約43haとなりました。

海山町では、主に船津川の越水及び堤防決壊等により、海山町の約半分もの世帯に被害が生じ、高いところで2m以上浸水しました。

これにより、死者2名、半壊24世帯、床上浸水1,914世帯、床下浸水128世帯と未曾有の大災害となり、紀伊長島町、海山町等に災害救助法が適用されました。

2 地震・津波災害

(1) 宝永地震

宝永4年10月4日(1707年10月28日)に起こった東海・東南海・南海連動型地震とされる。

この地震の津波により多くの犠牲者を出したとされ、紀伊長島町史には500余名が亡くなったとの記載がありました。また、海山町史では地震から半時(1時間)後に津波発生。津波の高さは一丈五尺から一丈八尺(約4.5~5.5m)。津波により多くの民家が流失、たくさんの人が亡くなったとの記述が確認されました。

(2) 安政地震(安政東海地震、安政南海地震)

安政東海地震は嘉永7年11月4日(1854年12月23日)に、安政南海地震は約32時間後の嘉永7年11月5日(1854年12月24日)に起き、東海・東南海・南海連動型地震とされました。

紀伊長島町史では、津波により長島23人、三浦5人、二郷12人の犠牲者が出たとされ、海山町史では地震から約1時間後に大津波が熊野灘沿岸に押し寄せ多くの家が流れ、多くの人が流死したとの記載があります。

(3) 東南海沖地震

昭和19年12月7日、東南海沖で発生した地震は、尾鷲で震度5を記録し、発震後約15分で津波が来襲しました。

この地震、津波による被害は、県下で死者169名、全壊1,805戸、半壊3,285戸、流出2,643戸を出す被害となった。長島町・二郷村・三野瀬村でも死者18名、倒壊115戸、流出106戸、浸水1,067戸、引本町・桂城村で死者行方不明4名、住家の全壊流出66戸、半壊73戸、浸水601戸と大きな被害となりました。

(4) 三河地震

昭和20年1月13日、三河渥美湾で発生した地震は、津で震度5、亀山で震度4を記録したが、この地震による被害は、比較的軽微なものでした。

(5) 南海道沖地震

昭和21年12月21日、南海道沖で発生した地震は、尾鷲で震度5を記録し、新宮では火災が発生し2,400戸を焼失した。被害は25府県にわたるものでした。引本町・相賀町の主な被害は、全壊21戸、半壊23戸、床上浸水30戸でした。

(6) チリ南部沖地震(チリ沖地震津波)

昭和35年5月22日、南米のチリで発生した地震は、17,000kmの太平洋を越える遠隔津波となって、太平洋沿岸各地を襲い、死者119名の甚大な被害を及ぼしました。

長島町においては、江ノ浦沿岸の中ノ島、西町、地蔵町、名倉、三浦方面の人家浸水、護岸決壊などの被害がでました。主な被害は、住家床上浸水311戸、床下浸水668戸となり、海山町では、住家流出1戸、半壊20戸、床上浸水775戸となりました。三重県では、海山町など1市5町に災害救助法が適用されました。

2-2 砂防指定地内の溪流

	水系名	溪流名	字名
1278	赤羽川	大谷	長島出垣内
1279	赤羽川	ナメラ谷	長島出垣内
1280	赤羽川	藤ヶノ谷	長島出垣内
1281	赤羽川	島地川	島原前山
1282	赤羽川	保谷川	島原中桐
1283	赤羽川	西桐谷川	島原中桐
1284	赤羽川	小平谷南田川	十須
1285	赤羽川	浅柄谷川	十須
1286	赤羽川	負ヶ口谷	十須
1287	赤羽川	ヒロウチ谷	十須河合
1288	赤羽川	馬場谷	十須比ヶ野
1289	赤羽川	有久寺川	島原有久寺
1290	赤羽川	甚兵衛谷川	島原三戸
1291	赤羽川	シモジュウ	十須
1292	赤羽川	イチウガノ	十須河合
1293	赤羽川	ムカイノ谷	十須江竜
1294	赤羽川	オトハラ谷	十須江竜
1295	赤羽川	大野内川	十須大野内
1296	赤羽川	ババ西谷	十須比ヶ野
1297	赤羽川	ババ東谷	十須比ヶ野
1298	赤羽川	コノガノ谷	十須比ヶ野
1299	赤羽川	奥ヶ谷川	島原大原
1300	赤羽川	イノ谷	十須江竜
1301	赤羽川	甚兵衛⑤	甚兵衛
1302	赤羽川	甚兵衛⑥	甚兵衛
1303	赤羽川	樋ノ口	樋ノ口
1304	赤羽川	十須河合①	十須河合
1305	赤羽川	十須河合②	十須河合
1306	赤羽川	柏ハ谷	柏ハ谷
1307	赤羽川	昇ノ谷	昇ノ谷
1308	赤羽川	十須江竜①	十須江竜
1309	赤羽川	林ノ谷②	林ノ谷
1310	赤羽川	林ノ谷③	林ノ谷
1311	赤羽川	林ノ谷	林ノ谷
1312	赤羽川	大河内①	大河内
1313	赤羽川	大河内②	大河内
1314	赤羽川	十須江竜②	十須江竜
1315	赤羽川	十須江竜③	十須江竜
1316	赤羽川	十須江竜④	十須江竜
1317	赤羽川	十須大野内②	十須大野内
1318	赤羽川	十須大野内③	十須大野内

	水系名	溪流名	字名
1319	赤羽川	大野内②	大野内
1320	赤羽川	大野内③	大野内
1321	赤羽川	大野内④	大野内
1322	赤羽川	大野内	大野内
1323	赤羽川	棚谷	棚谷
1324	赤羽川	十須大野内④	十須大野内④
1325	赤羽川	下河内①	下河内
1326	赤羽川	下河内②	下河内
1327	赤羽川	十須此ヶ野	十須大野内
1328	赤羽川	向井山	向井山
1329	赤羽川	島原大原	島原大原
1330	片上川	尾山川	東長島片上
1331	銚子川	大谷	相賀小山浦
1332	銚子川	井戸ノ谷川	相賀木津
1333	船津川	西山谷川	上里
1334	船津川	猿谷川	馬瀬
1335	船津川	〆田賀	上里〆田賀
1336	—	田の谷	馬瀬
1337	—	城ノ浜4	大名倉
1338	—	尻掛	尻掛
1339	—	広中谷	島勝浦
1340	—	広東谷	島勝浦
1341	—	西谷川	島勝浦
1342	—	大船川支川	馬瀬
1343	—	玉戸川	島勝浦
1344	—	白越西谷川	矢口浦
1345	—	白越東谷川	矢口浦
1346	—	火ノ谷川	上里
合計	69箇所		

2-3 山腹崩壊危険地区一覧

危険地区番号		位置			災予想 害され る	面積 (ha)	公共施設等				
市 町	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設
543	1001	紀伊長島	東長島	古有木	山腹崩壊	4				0	国
543	1002	〃	〃	片上(1)	〃	6		16		0	〃
543	1003	〃	〃	〃(2)	〃	3		34		2	〃
543	1004	〃	〃	城ノ浜	〃	7			1	1	県
543	1005	〃	〃	古瀬川	〃	8				0	〃
543	1006	〃	〃	丸山	〃	2				0	〃

危険地区番号		位 置			災予 想 害さ れ 名 る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等				
市 町	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 戸 以 下	9 戸 以 下	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設
543	1007	〃	〃	向井名倉	〃	2			3		国
543	1008	〃	〃	滝ノ谷	〃	7					鉄
543	1009	〃	〃	名倉(1)	〃	5	50			1	国
543	1010	〃	〃	〃(2)	〃	2		6			県
543	1011	〃	〃	赤岩	〃	1		26		1	町
543	1012	〃	〃	戸ノ須	〃	2		35		1	国
543	1013	〃	〃	井ノ島	〃	2	207			7	県
543	1014	〃	〃	倉ノ下	〃	2	114			6	国
543	1015	〃	十須	大野内	〃	2			4		県
543	1016	〃	〃	下河内	〃	3			3		町
543	1017	〃	〃	江竜(1)	〃	2			3		町
543	1018	〃	〃	〃(2)	〃	2		5			〃
543	1019	〃	〃	中原	〃	3					〃
543	1020	〃	〃	市宇ケ野	〃	4			3		林
543	1021	〃	〃	此ケ野	〃	7		18		1	町
543	1022	〃	〃	広岡	〃	4		9			町
543	1023	〃	〃	樋ノ口	〃	3					国
543	1024	〃	〃	十須	〃	8		20		1	〃
543	1025	〃	大原	大原(1)	〃	6		16			〃
543	1026	〃	〃	〃(2)	〃	2		9			町
543	1027	〃	島原	南又(1)	〃	4				1	県
543	1028	〃	〃	〃(2)	〃	4				1	〃
543	1029	〃	〃	北又	〃	2					県
543	1030	〃	〃	大和谷口	〃	4					〃
543	1031	〃	〃	上平谷	〃	4					〃
543	1032	〃	〃	三戸(1)	〃	5			1		〃
543	1033	〃	〃	〃(2)	〃	10			2		〃
543	1034	〃	〃	〃(3)	〃	7		6			〃
543	1035	〃	〃	美濃越	〃	3			2		〃
543	1036	〃	〃	ムクロジ(1)	〃	3					〃
543	1037	〃	〃	〃(2)	〃	2					〃
543	1038	〃	〃	ムクロジ口	〃	2					〃
543	1039	〃	〃	中滝	〃	8					〃
543	1040	〃	〃	丹原	〃	2					〃
543	1041	〃	〃	黒原	〃	5		15			〃
543	1042	〃	〃	三浦口	〃	2					〃
543	1043	〃	〃	サンショ谷	〃	7					〃
543	1044	〃	〃	金山	〃	2					〃
543	1045	〃	〃	サイキ	〃	3					〃
543	1046	〃	〃	コウゾ	〃	3					〃
543	1047	〃	大原	向井	〃	2		9			国
543	1048	〃	島原	中桐(1)	〃	2			2		〃
543	1049	〃	〃	〃(2)	〃	3		32		1	町

危険地区番号		位 置			災予 想 害さ れ る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等				
市 町	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 戸 以 下	9 戸 以 下	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設
543	1050	〃	〃	島地坂本	〃	3					〃
543	1051	〃	〃	島地	〃	3			7		〃
543	1052	〃	〃	前山	〃	1		23		2	〃
543	1053	〃	〃	茂原	〃	3		15			国
543	1054	〃	〃	平谷	〃	6					〃
543	1055	〃	〃	下地	〃	2		39			〃
543	1056	〃	〃	有久寺前	〃	2					林
543	1057	〃	〃	有久寺前	〃	4					〃
543	1058	〃	〃	有久寺	〃	5					〃
543	1059	〃	〃	志子上通	〃	4		43		2	国
543	1060	〃	〃	志子(1)	〃	2	74			3	町
543	1061	〃	〃	〃(2)	〃	4	55				町
543	1062	〃	〃	〃(3)	〃	1		22			〃
543	1063	〃	〃	六呂瀬	〃	1		16			〃
543	1064	〃	長島	大谷	〃	6					〃
543	1065	〃	〃	出垣内	〃	7	75			3	町
543	1066	〃	〃	〃(2)	〃	4		15			〃
543	1067	〃	東長島	田山	〃	5			8		〃
541	1068	〃	〃	〃(2)	〃	3		27		1	〃
543	1069	〃	〃	山本	〃	2		18			国
543	1070	〃	〃	〃(2)	〃	6	231			4	国
543	1071	〃	長島	長谷	〃	3		40		2	町
543	1072	〃	〃	松本	〃	2		37		2	国
543	1073	〃	〃	〃(2)	〃	2	75			2	県
543	1074	〃	〃	岩山ノコ	〃	4	257			3	〃
543	1075	〃	〃	〃(2)	〃	5	428			7	町
543	1076	〃	〃	久野	〃	8		32		2	国
543	1077	〃	〃	〃(2)	〃	5		18			町
543	1078	〃	〃	加田ヨコテ	〃	3				3	国
543	1079	〃	〃	中ノ島	〃	3		12			県
543	1080	〃	〃	横城	〃	4			9		町
543	1081	〃	〃	笠子	〃	3		19			国
543	1082	〃	〃	加田	〃	4			7		〃
543	1083	〃	海野	海野	〃	10		12			〃
543	1084	〃	古里	古里	〃	2	73			2	国
543	1085	〃	〃	〃(2)	〃	4			8		林
543	1086	〃	〃	〃(3)	〃	5		36		2	国
543	1087	〃	道瀬	道瀬	〃	2			6		〃
543	1088	〃	〃	〃(2)	〃	1		18		1	〃
543	1089	〃	〃	〃(3)	〃	1		12			〃
543	1090	〃	三浦	虫名	〃	4					〃
543	1091	〃	〃	三浦	〃	1			9		町
543	1092	〃	〃	〃(2)	〃	1			6		町

危険地区番号		位 置			災予 想 害さ れ る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設	道 路
543	1093	〃	〃	三 野 瀬	〃	2		12			1	林
543	1094	〃	〃	鹿 焼	〃	1						町
543	1095	〃	〃	太 地	〃	6						国
543	1096	〃	〃	〃 (2)	〃	2						〃
543	1097	〃	海野	浜 際	〃	2		31				町
543	1098	〃	長島	中 島	〃	1	53					県
543	1099	〃	大原	三 ツ 谷	〃	3						林
543	1100	〃	島原	北 又	〃	4						県
543	1101	〃	海野	黒 浜	〃	1		10				町
543	1102	〃	島原	北 又	〃	1						林
543	2001	海 山	馬瀬	大 原	〃	3			5			町
543	2002	〃	〃	興	〃	1		12				〃
543	2003	〃	〃	童 子 ケ 谷	〃	2				3		高
543	2004	〃	〃	栗 尾	〃	1				2		町
543	2005	〃	〃	鯨	〃	3		35			1	〃
543	2006	〃	〃	〃	〃	3		24				〃
543	2007	〃	〃	上 の 山	〃	2		31				国
543	2008	〃	河内	二 ノ 場	〃	2		24				町
543	2009	〃	〃	〃	〃	2		18				〃
543	2010	〃	〃	猪 の 谷	〃	6		24			1	〃
543	2011	〃	〃	中 ノ 谷	〃	8		38			1	〃
543	2012	〃	〃	山 ノ 神	〃	2			5		1	県
543	2013	〃	〃	〃	〃	1	64					国
543	2014	〃	船津	中 新 田	〃	1		26			1	〃
543	2015	〃	〃	ウチガシラ	〃	5		25			2	〃
543	2016	〃	〃	在 ノ 上	〃	3		47			3	〃
543	2017	〃	〃	〃	〃	3		26			1	〃
543	2018	〃	相賀	井 出	〃	1				4		〃
543	2019	〃	〃	在 ノ 上	〃	2	64				1	〃
543	2020	〃	〃	〃	〃	5	218				3	〃
543	2021	〃	便ノ山	宇 山	〃	5		11				県
543	2022	〃	〃	椴 谷	〃	5	51				1	〃
543	2023	〃	〃	フ キ ア ゲ	〃	1		10				県
543	2024	〃	〃	ス ギ ヤ	〃	1						〃
543	2025	〃	〃	倉 ノ 谷	〃	3						〃
543	2026	〃	〃	スナカワラ	〃	3				1		〃
543	2027	〃	〃	悪 谷	〃	2				1		〃
543	2028	〃	〃	井 戸 谷	〃	3		15			1	〃
543	2029	〃	〃	瀬 尻	〃	1		30				国
543	2030	〃	相賀	キワタダニ	〃	4					1	〃
543	2031	〃	〃	乙 ノ 輪	〃	1			7			町
543	2032	〃	〃	見 千 代 鼻	〃	2		43				〃
543	2033	〃	小浦	大 谷	〃	3			8			〃

危険地区番号		位 置			災予 想 害さ れ る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設	道 路
543	2034	〃	相賀	へ 夕	〃	1	69				2	県
543	2035	〃	〃	松 島	〃	3	61					町
543	2036	〃	〃	〃	〃	2	168				4	〃
543	2037	〃	引本浦	在 ノ 上	〃	5	172					〃
543	2038	〃	〃	〃	〃	2		47				〃
543	2039	〃	〃	〃	〃	2		13			1	県
543	2040	〃	〃	長 浜	〃	7	100				1	〃
543	2041	〃	〃	〃	〃	3		28				〃
543	2042	〃	矢口浦	生 熊	〃	3		21			1	〃
543	2043	〃	〃	在 ノ 前	〃	1		12			1	〃
543	2044	〃	〃	〃	〃	1			8			〃
543	2045	〃	〃	〃	〃	1		17				〃
543	2046	〃	〃	石 岡	〃	3		49			1	〃
543	2047	〃	〃	鍋 倉	〃	2		12				〃
543	2048	〃	〃	檜 ノ 木 谷	〃	11		47				町
543	2049	〃	白浦	須 崎	〃	2						〃
543	2050	〃	〃	里 ノ 上	〃	2	99				2	〃
543	2051	〃	〃	〃	〃	1	82				1	〃
543	2052	〃	島勝浦	船 越	〃	3				4		〃
543	2053	〃	〃	中 熊	〃	3		17				県
543	2054	〃	〃	西 ノ 谷	〃	2	52				1	〃
543	2055	〃	〃	谷 地	〃	1	52				1	町
543	2056	〃	〃	〃	〃	3		40				〃
543	2057	〃	〃	世 古	〃	5	91					〃
543	2058	〃	〃	寺 の 奥	〃	1		27			1	町
543	2059	〃	中里	久 瀬 谷	〃	1						林
543	2060	〃	船津	小 笠 原	〃	2				4		国
543	2061	〃	相賀	汐 見	〃	2		19				町
543	2062	〃	馬瀬	鯨	〃	2		15			1	県
543	2063	〃	相賀	へ 夕	〃	1				1		町
543	2064	〃	上里	出 戸 庵	〃	2		35				国
543	2065	〃	中里	日 向 山	〃	9		10			2	町
543	2066	〃	便ノ山	栃 木	〃	1						林
543	2067	〃	便ノ山	〃 (2)	〃	1						林
543	2068	〃	相賀	中 津	〃	1						町
543	2069	〃	中里	久 瀬 谷	〃	1						町
543	2070	〃	中里	在 ノ 上	〃	1			7		1	町
合計	172箇所					546						

2-4 崩壊土砂流出危険地区一覧

危険地区番号		位 置			災 害 予 想 さ れ る 名 称	面 積 (ha)	公 共 施 設 等								
市 町 村	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 戸 以 下	9 戸 以 下	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 外)	道 路			
543	1001	紀伊長島	東長島	東	谷	土砂流出	2.34		21					国	
543	1002	〃	〃	シ	シ	ゴ	〃	0.45		18				〃	
543	1003	〃	〃	尾	山	〃	〃	0.96		25				〃	
543	1004	〃	〃	塩	原	〃	〃	0.24		37				〃	
543	1005	〃	〃	中	ノ	谷	〃	0.18		46		1		〃	
543	1006	〃	〃	立	羽	谷	〃	0.72		14				〃	
543	1007	〃	〃	大	名	倉	〃	0.66				2	1	県	
543	1008	〃	〃	城	ノ	浜	1	〃	0.18		30			〃	
543	1009	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.45		13			〃	
543	1010	〃	〃	〃	〃	〃	3	〃	0.48			8	1	〃	
543	1011	〃	〃	〃	〃	〃	4	〃	0.27					〃	
543	1012	〃	〃	古	有	木	1	〃	0.27					国	
543	1013	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.18					〃	
543	1014	〃	〃	ス	ル	ジ	〃	0.42		24			1	〃	
543	1015	〃	〃	政	ケ	谷	〃	0.12				4	2	〃	
543	1016	〃	〃	戸	ノ	須	〃	0.54		33				〃	
543	1017	〃	〃	大	久	保	〃	0.18		17				〃	
543	1018	〃	〃	十	須	棚	谷	〃	0.36					県	
543	1019	〃	〃	大	野	内	〃	0.24					4	〃	
543	1020	〃	〃	横	手	〃	1	〃	0.12				1	〃	
543	1021	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.24					〃	
543	1022	〃	〃	江	竜	〃	〃	0.30				7		林	
543	1023	〃	〃	檜	屋	谷	〃	0.54					1	〃	
543	1024	〃	〃	中	〃	原	〃	0.54					1	町	
543	1025	〃	〃	市	宇	ケ	野	〃	1.05					国	
543	1026	〃	〃	河	合	〃	1	〃	1.44				1	〃	
543	1027	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.39				5	〃	
543	1028	〃	〃	樋	ノ	口	〃	0.18					8	〃	
543	1029	〃	〃	此	ケ	野	〃	0.54		15				町	
543	1030	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.18				16	〃	
543	1031	〃	〃	十	〃	須	〃	0.45		17				国	
543	1032	〃	〃	下	十	須	谷	〃	0.45		21			〃	
543	1033	〃	〃	大	原	井	ノ	谷	〃	0.30				1	〃
543	1034	〃	〃	鯛	ノ	又	〃	0.12		16				1	〃
543	1035	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.48		16			1	〃
543	1036	〃	〃	中	山	ノ	谷	〃	0.12		16			1	〃
543	1037	〃	〃	島	原	北	又	〃	0.72						県
543	1038	〃	〃	南	又	〃	1	〃	1.44						〃
543	1039	〃	〃	〃	〃	〃	2	〃	0.48						〃
543	1040	〃	〃	〃	〃	〃	3	〃	1.20						〃

危険地区番号		位 置			災 害 予 想 さ れ る 名	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町 村	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 共(路 施(除 設(く)	道 路
543	1041	紀伊長島	島 原	南 谷	〃	0.84						県
543	1042	〃	〃	上 越 谷 1	〃	0.96			1			〃
543	1043	〃	〃	〃 2	〃	0.27		6				〃
543	1044	〃	〃	美 濃 越	〃	0.27			2			〃
543	1045	〃	〃	三 越 谷	〃	0.72			3			〃
543	1046	〃	〃	下 水 谷	〃	1.08						〃
543	1047	〃	〃	大 船	〃	1.35						〃
543	1048	〃	〃	丹 原	〃	0.18						〃
543	1049	〃	〃	柚 原	〃	0.45		15				〃
543	1050	〃	〃	三 浦 谷	〃	2.25						〃
543	1051	〃	〃	道 瀬 谷	〃	1.80						〃
543	1052	〃	〃	ナ カ ハ ラ	〃	0.48						〃
543	1053	〃	〃	サ イ キ	〃	0.84			1			〃
543	1054	〃	〃	田 の 谷	〃	0.36						〃
543	1055	〃	〃	大 比 砂 戸	〃	0.90						〃
543	1056	〃	〃	島 地 1	〃	0.12		25				国
543	1057	〃	〃	〃 2	〃	0.24		25				〃
543	1058	〃	〃	〃 3	〃	0.18			8			町
543	1059	〃	〃	東 又	〃	0.63			6			町
543	1060	〃	〃	平 谷	〃	0.27						国
543	1061	〃	〃	滝 ノ 谷	〃	1.20			2			林
543	1062	〃	〃	有 久 寺	〃	0.27						〃
543	1063	〃	〃	志 子 1	〃	0.06	107				3	町
543	1064	〃	〃	〃 2	〃	0.05	73				2	〃
543	1065	〃	〃	〃 3	〃	0.05	73				2	〃
543	1066	〃	〃	風 呂 ケ 谷	〃	0.23			2			〃
543	1067	〃	長 島	藤 ケ 谷	〃	0.24		18				〃
543	1068	〃	〃	坂 ノ 谷	〃	0.18		17			1	〃
543	1069	〃	〃	山 居 大 谷	〃	0.09		25			1	〃
543	1070	〃	〃	大 谷	〃	0.12		44				〃
543	1071	〃	〃	中 ノ 島	〃	0.06	108				2	県
543	1072	〃	〃	大 向 井	〃	0.27		46				〃
543	1073	〃	〃	笠 子	〃	0.27		17				町
543	1074	〃	〃	加 田	〃	0.32			7			国
543	1075	〃	〃	加田大比砂戸	〃	0.48			4			〃
543	1076	〃	〃	尻 掛	〃	0.18			2			〃
543	1077	〃	海 野	黒 部	〃	0.36						県
543	1078	〃	〃	大 河 内	〃	1.35		33			2	国
543	1079	〃	道 瀬	真 谷	〃	0.45		29			1	〃
543	1080	〃	〃	ト イ ガ 谷	〃	0.30		29			1	〃
543	1081	〃	〃	田 ノ 谷	〃	0.54		31			1	〃
543	1082	〃	三 浦	熊 ケ 谷	〃	0.63						〃
543	1083	〃	〃	船 床	〃	0.90		32				町

危険地区番号		位 置			災 害 名 予 想 さ れ る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町 村	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設	道 路
543	1084	紀伊長島	三 浦	鯛 ケ 谷	〃	0.72	99				4	高
543	1085	〃	〃	小 坂 ケ 谷	〃	0.12	97				4	〃
543	1086	〃	〃	大 瀬	〃	0.36	97				4	〃
543	1087	〃	〃	京 戸	〃	0.81	101				5	〃
543	1088	〃	島 原	島 地	〃	0.18			9		1	町
543	1089	〃	長 島	大 久 賀	〃	0.12		18				〃
543	1090	〃	島 原	鯛 ケ 谷	〃	1.50		15				県
543	1091	〃	東長島	摺 字	〃	0.12		10				国
543	1092	〃	〃	風 呂 ケ 谷	〃	0.18				2		町
543	1093	〃	島 原	上 平 谷	〃	0.72				1		県
543	1094	〃	三 浦	鹿 焼	〃	0.72	61				3	国
543	1095	〃	長 島	中 ノ 島	〃	0.06			6			県
543	1096	〃	十 須	下 曾 黒	〃	0.11					1	国
543	1097	〃	島 原	高 須	〃	0.30						県
543	1098	〃	長 島	池 ノ 奥	〃	0.27				1		国
543	1099	〃	東長島	戊 目 ケ 谷	〃	0.06			5			町
543	1100	〃	十 須	江 竜 2	〃	1.20				4		林
543	1101	〃	島 原	南 又	〃	18.45					1	県
543	1102	〃	島 原	北 又 1	〃	3.60					1	県
543	1103	〃	島 原	〃 2	〃	4.20					1	県
543	1104	〃	十 須	大 野 内 1	〃	3.78						町
543	1105	〃	十 須	大 野 内 2	〃	1.50						町
543	1106	〃	十 須	枋 山	〃	3.45						町
543	1107	〃	十 須	中 谷	〃	0.07						林
543	1108	〃	十 須	大 河 内	〃	0.42				4		林
543	1109	〃	十 須	林 ノ 谷	〃	4.65				4		林
543	1110	〃	十 須	鍛 冶 屋 又	〃	17.10						林
543	1111	〃	十 須	下 毛 曾 黒	〃	0.17				3		林
543	1112	〃	東長島	大 久 保	〃	0.12			7			町
543	1113	〃	十 須	大 河 内	〃	0.27						林
543	1114	〃	〃	大 向 井	〃	0.18				3		県
543	1115	〃	〃	向 井 山	〃	0.99				1	1	町
543	2001	海 山	馬 瀬	沼 田 谷	〃	0.63				2		林
543	2002	〃	〃	宮 谷	〃	0.90			8		1	林
543	2003	〃	〃	原 1	〃	0.30						国
543	2004	〃	〃	〃 2	〃	0.18						〃
543	2005	〃	〃	〃 3	〃	0.27						〃
543	2006	〃	〃	〃 4	〃	0.18						〃
543	2007	〃	〃	〃 5	〃	0.36				1		〃
543	2008	〃	〃	栗 尾	〃	0.36				2		町
543	2009	〃	〃	久 瀬 谷	〃	0.81				3		林

危険地区番号		位 置			災 害 予 想 さ れ る 名 称	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町 村	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 路除 く) 共 施 設	道 路
543	2010	〃	〃	穴 の 谷	〃	0.18			2		林	
543	2011	〃	〃	ウ ラ キ 谷	〃	0.36		7			林	
543	2012	〃	〃	〃 2	〃	0.27		7			〃	
543	2013	〃	〃	宮 谷	〃	0.06		8			国	
543	2014	〃	河 内	西 ノ 谷	〃	0.18	38			2	林	
543	2015	〃	〃	曲 り 谷	〃	0.18	22				〃	
543	2016	〃	上 里	ゞ 田 賀	〃	0.72			3			
543	2017	〃	上 里	火 ノ 谷	〃	0.12	91			3	国	
543	2018	〃	〃	西 山	〃	0.81	22			1	〃	
543	2019	〃	中 里	今 里	〃	0.45		8			〃	
543	2020	〃	〃	在 ノ 上 1	〃	0.09		9			〃	
543	2021	〃	〃	〃 2	〃	0.18	14			5	〃	
543	2022	〃	〃	日 向 山	〃	0.45	14			1	町	
543	2023	〃	〃	小 松 原	〃	0.99	22				〃	
543	2024	〃	〃	大 平 1	〃	0.24			3	1	〃	
543	2025	〃	〃	〃 2	〃	0.18	26				国	
543	2026	〃	船 津	高 山	〃	0.75		7		1	林	
543	2027	〃	〃	雲 千 代	〃	0.18	11				町	
543	2028	〃	〃	花 岡	〃	0.45	46			1	〃	
543	2029	〃	〃	寺 ノ 谷	〃	0.30	44			4	国	
543	2030	〃	〃	風 呂 ノ 谷	〃	0.27	65			2	〃	
543	2031	〃	〃	切 間	〃	0.12	25			1	〃	
543	2032	〃	〃	椎 戸 谷	〃	0.60				1		
543	2033	〃	〃	前 柱 1	〃	0.72	11				町	
543	2034	〃	〃	〃 2	〃	0.18	12			1	〃	
543	2035	〃	島 勝 浦	寺 の 奥	〃	0.12	85			2	〃	
543	2036	〃	〃	西 谷 1	〃	0.12	69			1	県	
543	2037	〃	〃	〃 2	〃	0.15	74			1	〃	
543	2038	〃	〃	玉 戸	〃	0.18		8			〃	
543	2039	〃	〃	ム カ エ	〃	0.06		7			〃	
543	2040	〃	〃	小 松	〃	0.18					〃	
543	2041	〃	〃	〃	〃	0.18					〃	
543	2042	〃	白 浦	里 ノ 上	〃	0.03	52			1	町	
543	2043	〃	〃	西 里 ノ 上	〃	0.05	38				〃	
543	2044	〃	矢 口 浦	網 代 大 谷	〃	0.36					〃	
543	2045	〃	〃	網 代	〃	0.09					〃	
543	2046	〃	〃	大 谷	〃	2.40				1	〃	
543	2047	〃	〃	佐 次 エ 門 谷	〃	0.18	26				〃	
543	2048	〃	〃	ク リ オ ヲ リ モ ト 谷	〃	0.90	78			4	〃	
543	2049	〃	〃	生 熊 1	〃	0.54	30				〃	
543	2050	〃	〃	〃 2	〃	0.90	17				県	
543	2051	〃	引 本 浦	ム ナ シ 1	〃	0.12	13				〃	
543	2052	〃	〃	〃 2	〃	0.12			1		〃	

危険地区番号		位 置			災 害 名 予 想 さ れ る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町 村	地 区	地 区	大 字	字			人50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公(道 共(路 施(除 設(く)	道 路
543	2053	〃	〃	奥 ム ナ シ	〃	0.23						県
543	2054	〃	〃	ム ナ シ 3	〃	0.09						〃
543	2055	〃	〃	輪 ノ 谷	〃	0.18		15				〃
543	2056	〃	〃	長 浜	〃	0.12		42				〃
543	2057	〃	〃	長 浜 大 谷	〃	0.09	102				1	〃
543	2058	〃	相賀	へ タ 1	〃	0.09	80				2	〃
543	2059	〃	〃	〃 2	〃	0.09			7			〃
543	2060	〃	小 浦	サ イ メ 谷	〃	0.18				1		町
543	2061	〃	〃	ヤ ブ ガ 谷	〃	0.18						〃
543	2062	〃	〃	ハ セ ノ キ 谷	〃	0.12				3		〃
543	2063	〃	〃	桜 谷	〃	0.45				3		〃
543	2064	〃	〃	ヒ ゲ 谷	〃	0.18			7			〃
543	2065	〃	〃	大 谷	〃	1.62			8			〃
543	2066	〃	〃	堂 ケ 谷	〃	0.18		19			1	〃
543	2067	〃	〃	上 ノ 山	〃	0.27		19			1	〃
543	2068	〃	相賀	ハ セ ガ 谷	〃	0.45			9			〃
543	2069	〃	船 津	小 笠 原	〃	0.18		13			1	高
543	2070	〃	相 賀	井 出 し	〃	0.27			7			国
543	2071	〃	〃	矢 の 谷 1	〃	0.06						県
543	2072	〃	〃	〃 2	〃	0.18				1		〃
543	2073	〃	便ノ山	モ ミ 谷	〃	0.27		44			1	県
543	2074	〃	〃	杉 野	〃	0.12				4	1	県
543	2075	〃	〃	倉 ノ 谷	〃	0.24						〃
543	2076	〃	〃	砂 川 原	〃	0.36				1		〃
543	2077	〃	小山浦	釜 屋 敷	〃	0.42	175				4	町
543	2078	〃	〃	藤 ノ 木	〃	0.30			5			町
543	2079	〃	〃	瀬 尻 1	〃	0.06				1		国
543	2080	〃	〃	〃 2	〃	0.24				1		〃
543	2081	〃	〃	〃 3	〃	0.36		35				〃
543	2082	〃	相賀	馬 越 1	〃	3.36		16				〃
543	2083	〃	〃	〃 2	〃	0.12						〃
543	2084	〃	〃	平 尾 谷	〃	1.17						〃
543	2085	〃	便ノ山	木 津	〃	0.06						県
543	2086	〃	河 内	押 ケ 谷	〃	4.20				1		〃
543	2087	〃	中 里	久 瀬 谷	〃	3.00						林
543	2088	〃	島勝浦	中 熊	〃	0.18		17				〃
543	2089	〃	中 里	湯 谷	〃	1.80				1		町
543	2090	〃	矢口浦	栗 生	〃	0.60		16				県
543	2091	〃	河 内	下 相 場	〃	0.54						町
543	2092	〃	〃	三 戸	〃	4.50						県
543	2093	〃	引本浦	八左エ門谷	〃	0.30						林
543	2094	〃	船 津	赤 羽 谷	〃	1.05		25			1	町
543	2095	〃	矢口浦	大白道ノ上	〃	0.18						〃

危険地区番号		位 置			災 害 名 予 想 さ れ る	面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
市 町 村	地 区	地 区	大 字	字			人 家 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)	道 路
543	2096	〃	馬 瀬	一 本 惚 ノ 木	〃	0.12				1		町
543	2097	〃	河 内	小 泉	〃	1.68						県
543	2098	〃	便 ノ 山	栃 山		2.04						林
543	2099	〃	上 田	ノ 田 賀		0.54						町
543	2100	〃	白 浦	里 ノ 上		0.04		10			1	町
543	2101	〃	矢 口 浦	檜 ノ 木 谷		0.16		21			2	県
合計	216 箇所					162.73						

2-5 土砂災害警戒区域一覧（溪流）

対象 番号	水系名	溪流名	地区	字名	流域 面積 (km ²)	戸 数 (戸)	溪流番号
3492	—	太地8	紀伊長島	太地	0.07	0	63005 I C
3493	太地川	太地川	〃	〃	0.07	0	63007 I C
3494	大瀬川	オカ谷	〃	三浦	0.02	6	63020 I B
3495	〃	ソウノキ谷	〃	〃	0.1	3	63022 I B
3496	—	元谷	〃	豊浦	0.04	0	63025 I C
3497	田の谷川	新田川	〃	道瀬	0.02	5	63028 I C
3498	〃	新田北川	〃	〃	0.01	7	63029 I C
3499	〃	広	〃	広	0.01	3	63030 I C
3500	〃	田の谷	〃	道瀬	0.31	11	63032 I C
3501	市ノ川	トイガタニ	〃	〃	0.09	8	63033 I C
3502	オマワキ川	上野山	〃	地山	0.02	5	63046 I C
3503	〃	オマワキ上	〃	古里	0.02	5	63047 I C
3504	〃	オマワキ中	〃	〃	0.01	3	63048 I C
3505	—	古里1	〃	〃	0.01	0	63050 I C
3506	大谷川	楠木谷	〃	加田坂本	0.01	5	63052 I C
3507	宮前川	楠木谷	〃	海野	0.03	2	63060 I C
3508	〃	井ノ谷	〃	〃	0.05	3	63061 I C
3509	〃	細山谷川	〃	〃	0.01	3	63062 I C
3510	〃	細山谷	〃	〃	0.01	2	63063 I C
3511	〃	小池谷川	〃	〃	0.03	7	63064 I C
3512	〃	小池	〃	小池	0.02	6	63067 I C
3513	横手川	カオヤタヒントA	〃	長島加田	0.24	0	63070 I C
3514	〃	クラノ谷	〃	〃	0.08	0	63071 I C
3515	〃	笠小1	〃	笠子	0.03	1	63076 I C
3516	—	笠子	〃	〃	0.07	14	63078 I C
3517	—	笠子3	〃	〃	0.05	10	63079 I C
3518	—	横城	〃	〃	0.03	6	63080 I C
3519	笠子川	ヨコシロ谷	〃	長島加田	0.05	1	63081 I C
3520	—	田ノ谷	〃	田ノ谷	0.01	13	63082 I C
3521	—	大向井1	〃	大向井	0.02	1	63083 I C
3522	—	大向井2	〃	〃	0.01	0	63084 I C
3523	—	加田橋ヶ谷	〃	加田橋ヶ谷	0.02	1	63088 I C
3524	横手川	加田地蔵谷	〃	加田横手	0.05	0	63090 I C
3525	—	加田横手3	〃	〃	0.02	0	63093 I C
3526	久野川	久野南谷	〃	長島	0.04	6	63094 I C
3527	〃	久野西谷	〃	〃	0.03	5	63095 I C
3528	〃	久野川	〃	〃	0.24	8	63096 I C
3529	〃	治五丘工谷	〃	〃	0.06	5	63097 I C
3530	大師川	大師川	〃	〃	0.04	8	63098 I C
3531	〃	土ノ壺谷	〃	〃	0.03	3	63099 I C
3532	〃	岩ノ壺谷	〃	〃	0.03	20	63100 I C

対象 番号	水系名	溪流名	地区	字名	流域 面積 (km ²)	戸数 (戸)	溪流番号
3533	赤羽川	松本谷川	〃	〃	0.04	10	63101 I B
3534	〃	車池の上谷	〃	長島山居	0.11	18	63102 I B
3535	〃	赤羽川支川	〃	〃	0.03	5	63103 I B
3536	〃	赤羽川支川	〃	〃	0.09	14	63104 I B
3537	〃	赤羽川支川	〃	長島出垣内	0.06	10	63105 I B
3538	〃	大谷	〃	〃	0.17	14	63106 I B
3539	〃	ナメラ谷	〃	〃	0.03	10	63107 I B
3540	〃	藤ヶノ谷	〃	〃	0.1	10	63108 I B
3541	〃	滝ヶ谷	〃	蓮池ノ上	0.02	5	63109 I B
3542	〃	大地ノ上谷	〃	長島出垣内	0.07	20	63110 I B
3543	〃	茂原川	〃	島原前山	0.07	9	63111 I B
3544	〃	前山谷川	〃	〃	0.09	13	63112 I B
3545	〃	島地川	〃	〃	0.24	22	63113 I B
3546	〃	島地奥	〃	島地奥	0.14	11	63114 I B
3547	〃	ピコンゴ谷	〃	島原島地	0.3	0	63115 I B
3548	〃	ニシマタ谷	〃	〃	0.07	8	63116 I B
3549	〃	保谷川	〃	島原中桐	0.16	8	63117 I B
3550	〃	西桐谷川	〃	〃	0.07	9	63118 I B
3551	〃	猪ノ谷	〃	〃	0.02	16	63119 I B
3552	〃	神ノ前	〃	神ノ前	0.01	0	63120 I B
3553	〃	上サイキ	〃	上サイキ	0.25	0	63121 I B
3554	〃	山椒谷	〃	山椒谷	0.13	0	63122 I B
3555	〃	小平谷南田川	〃	十須	0.2	0	63127 I B
3556	〃	浅柄谷川	〃	〃	0.06	7	63128 I B
3557	〃	負ヶ口谷	〃	〃	0.02	6	63129 I B
3558	〃	ヒロウチ谷	〃	十須河合	0.15	5	63130 I B
3559	〃	馬場谷	〃	十須比ヶ野	0.06	6	63138 I B
3560	〃	寺谷	〃	島原大原	0.02	2	63140 I B
3561	〃	有久寺川	〃	島原有久寺	0.89	0	63144 I B
3562	〃	志子上通谷	〃	島原志子	0.02	5	63145 I B
3563	〃	井ノ谷	〃	島原志子奥	0.06	5	63147 I B
3564	〃	中ノ谷	〃	〃	0.06	20	63148 I B
3565	〃	中ノ谷川	〃	〃	0.12	13	63149 I B
3566	〃	不動谷	〃	〃	0.03	10	63150 I B
3567	〃	六路瀬3	〃	大路瀬	0.02	15	63151 I B
3568	〃	六路瀬2	〃	〃	0.02	15	63152 I B
3569	〃	脇谷川	〃	東長島田山	0.14	23	63159 I B
3570	〃	脇ノ谷	〃	田山	0.02	10	63160 I B
3571	〃	ミヤノ西谷	〃	東長島山本	0.03	7	63161 I B
3572	〃	オオクボ谷	〃	〃	0.12	1	63162 I B
3573	片上川	萩原川	〃	大谷	0.01	4	63163 I B
3574	〃	大谷	〃	東長島戸ノ須	0.07	12	63164 I B
3575	〃	戸ノ須谷川	〃	〃	0.13	17	63165 I B
3576	〃	マサガ谷	〃	〃	0.06	2	63166 I B
3577	〃	東長島	〃	〃	0.01	1	63167 I B
3578	〃	スルジ1	〃	スルジ	0.03	2	63169 I B

対象 番号	水 系 名	溪 流 名	地 区	字 名	流 域 面積 (km ²)	人 家 戸 数 (戸)	溪 流 番 号
3579	〃	スルジ2	〃	〃	0.24	2	63170 I B
3580	〃	スルジ川	〃	東長島片上	0.02	16	63171 I B
3581	〃	尾山川	〃	〃	0.91	8	63187 I B
3582	〃	塩原川	〃	〃	0.12	22	63188 I B
3583	〃	中ノ谷川	〃	〃	0.1	11	63189 I B
3584	〃	広谷2	〃	広谷	0.05	0	63192 I B
3585	〃	赤岩川	〃	東長島	0.02	8	63195 I B
3586	小名倉川	小名倉西谷	〃	東長町名倉	0.02	4	63196 I B
3587	〃	小名倉東谷	〃	〃	0.02	12	63197 I B
3588	〃	小名倉左谷	〃	〃	0.01	1	63198 I B
3589	〃	小名倉右谷	〃	〃	0.04	3	63200 I B
3590	〃	滝ノ谷	〃	滝ノ谷	0.07	0	63201 I B
3591	〃	戊目ヶ谷2	〃	戊目ヶ谷	0.03	0	63205 I B
3592	—	浅間	〃	浅間	0.01	0	63211 I C
3593	—	古瀬川2	〃	古瀬川	0.06	0	63213 I C
3594	—	古瀬川1	〃	〃	0.01	0	63214 I C
3595	—	城ノ浜谷	〃	東長島大名倉	0.08	0	63217 I C
3596	—	ノノセ谷	〃	〃	0.07	0	63218 I C
3597	—	城ノ浜4	〃	大名倉	0.17	0	63219 I C
3598	—	城ノ浜3	〃	〃	0.02	1	63220 I C
3599	—	城ノ浜2	〃	〃	0.02	3	63221 I C
3600	—	城ノ浜1	〃	〃	0.05	0	63222 I C
3601	大瀬川	元口	〃	鯛ヶ谷	0.11	12	63019 I B
3602	赤羽川	東通	〃	角田	0.01	9	63154 I B
3603	田の谷川	石倉	〃	新田	0.01	1	63026 II C
3604	〃	新田	〃	〃	0.02	1	63027 II C
3605	〃	田の東谷	〃	道瀬	0.01	2	63031 II C
3606	オマワキ川	オマワキ下	〃	古里	0.01	1	63049 II C
3607	宮前川	黒野2	〃	黒野	0.01	2	63055 II C
3608	〃	小池東谷	〃	海野	0.02	4	63065 II C
3609	〃	小池谷川	〃	〃	0.01	3	63066 II C
3610	大谷川	尻掛	〃	尻掛	0.2	1	63068 II C
3611	笠子川	寝釈迦川	〃	長島中ノ島	0.04	3	63085 II C
3612	—	大向井3	〃	大向井	0.01	2	63086 II C
3613	横手川	加田地蔵谷	〃	長島加田	0.11	3	63089 II C
3614	赤羽川	甚兵衛谷川	〃	島原三戸	0.63	3	63123 II B
3615	〃	上平谷	〃	三ッ越	0.26	2	63124 II B
3616	〃	シモジュウ	〃	十須	0.3	2	63126 II B
3617	〃	イチウガノ	〃	十須河合	0.03	2	63131 II B
3618	〃	ムカイノ谷	〃	十須江竜	0.02	3	63132 II B
3619	〃	オトハラ谷	〃	〃	0.04	1	63134 II B
3620	〃	大野内川	〃	十須大野内	0.04	4	63135 II B
3621	〃	ババ西谷	〃	十須比ヶ野	0.01	1	63136 II B
3622	〃	ババ東谷	〃	〃	0.02	1	63137 II B
3623	〃	コノガノ谷	〃	〃	0.05	3	63139 II B
3624	〃	イノ谷	〃	島原大原	0.09	2	63141 II B

対象 番号	水 系 名	溪 流 名	地 区	字 名	流 域 面積 (km ²)	人 家 戸 数 (戸)	溪 流 番 号
3625	〃	奥ヶ谷川	〃	〃	0.09	4	63142ⅡB
3626	〃	ウワノダニ	〃	〃	0.04	4	63143ⅡB
3627	〃	志子上通東	〃	島原志子	0.02	3	63146ⅡB
3628	〃	六路瀬1	〃	大路瀬	0.02	3	63153ⅡB
3629	〃	風呂ヶ谷	〃	田山	0.02	4	63155ⅡB
3630	〃	風呂ヶ東谷	〃	〃	0.04	3	63156ⅡB
3631	〃	井戸ノ谷	〃	井戸ノ谷	0.04	1	63157ⅡB
3632	片上川	ヤナガ谷	〃	東長島片上	0.02	2	63172ⅡB
3633	〃	柳ヶ谷	〃	柳ヶ谷	0.04	2	63173ⅡB
3634	〃	シシゴ谷	〃	東長島片上	0.02	2	63186ⅡB
3635	〃	広谷3	〃	広谷	0.02	1	63193ⅡB
3636	〃	赤岩谷川	〃	赤岩	0.01	4	63194ⅡB
3637	小名倉川	小名倉中谷	〃	東長島名倉	0.02	1	63199ⅡB
3638	〃	西谷	〃	西谷	0.05	1	63202ⅡB
3639	〃	戊目ヶ谷3	〃	戊目ヶ谷	0.09	2	63203ⅡB
3640	〃	戊目ヶ谷1	〃	〃	0.04	1	63204ⅡB
3641	片上川	摺地川	〃	スルゲ	0.02	1	63168ⅡB
3642	銚子川	蜂ヶ尻	海山	便ノ山杉野	0.18	0	64008ⅠB
3643	〃	便ノ山川	〃	相賀便ノ山	0.28	30	64009ⅠB
3644	〃	東川	〃	〃	0.37	31	64010ⅠB
3645	〃	高原	〃	便ノ山石切	0.01	6	64011ⅠB
3646	〃	石切西谷	〃	相賀便ノ山	0.05	2	64012ⅠB
3647	〃	石切東谷	〃	〃	0.02	2	64013ⅠB
3648	〃	大谷	〃	相賀小山浦	0.42	14	64001ⅠB
3649	〃	ヤシヤ谷	〃	〃	0.23	25	64002ⅠB
3650	〃	滝の崩	〃	小山浦藤ノ木	0.08	0	64003ⅠB
3651	〃	広子	〃	〃	0.18	1	64004ⅠB
3652	〃	瀬尾東谷	〃	相賀鷺下	0.05	0	64005ⅠB
3653	〃	鷺下西	〃	〃	0.06	10	64006ⅠB
3654	〃	井戸ノ谷川	〃	相賀木津	0.12	8	64007ⅠB
3655	〃	宇山	〃	便ノ山宇山	0.03	1	64014ⅠB
3656	船津川	井出南谷	〃	相賀	0.15	0	64016ⅠB
3657	〃	井出北谷	〃	〃	0.14	0	64017ⅠB
3658	〃	岡峰谷	〃	船津小笠原	0.15	0	64018ⅠB
3659	〃	高丸谷	〃	〃	0.69	2	64019ⅠB
3660	〃	切間谷	〃	船津	0.06	9	64020ⅠB
3661	〃	風呂ノ谷	〃	〃	0.07	9	64021ⅠB
3662	〃	寺ノ谷	〃	〃	0.2	20	64022ⅠB
3663	〃	在ノ上南谷	〃	〃	0.04	3	64023ⅠB
3664	〃	在ノ上北谷	〃	〃	0.01	2	64024ⅠB
3665	〃	花園谷川	〃	船津新田	0.22	5	64025ⅠB
3666	〃	日向谷	〃	中里小笠原	0.21	0	64027ⅠB
3667	〃	日向山	〃	中里日向山	0.03	0	64028ⅠB
3668	〃	岡本谷	〃	上里中里	0.04	0	64029ⅠB
3669	〃	岡本東谷	〃	〃	0.02	0	64030ⅠB
3670	〃	西谷	〃	〃	0.02	3	64031ⅠB

対象 番号	水 系 名	溪 流 名	地 区	字 名	流 域 面積 (km ²)	人 家 戸 数 (戸)	溪 流 番 号
3671	〃	今里	〃	上里西山	0.13	0	64032 I B
3672	〃	西山谷川	〃	上里	0.82	0	64033 I B
3673	〃	堂の谷	〃	〃	0.09	6	64034 I B
3674	〃	火ノ谷	〃	〃	0.07	6	64035 I B
3675	〃	堂の谷	〃	上里上ノ山	0.04	4	64036 I B
3676	〃	二ノ場	〃	上里二ノ場	0.01	4	64037 I B
3677	〃	二ノ場	〃	〃	0.01	4	64039 I B
3678	〃	細野谷川	〃	細野	0.07	6	64040 I B
3679	〃	河内谷川	〃	上里河内	0.16	14	64045 I B
3680	〃	中ノ谷	〃	〃	0.05	22	64046 I B
3681	〃	イト谷	〃	〃	0.06	6	64047 I B
3682	〃	惣ノ木	〃	馬瀬原	0.02	5	64051 I B
3683	〃	馬瀬	〃	上里鯨	0.01	1	64054 I B
3684	〃	鯨直側下谷	〃	〃	0.01	5	64055 I B
3685	〃	鯨直側上谷	〃	〃	0.01	7	64057 I B
3686	〃	猿谷川	〃	〃	0.15	22	64060 I B
3687	〃	猿谷西	〃	〃	0.03	4	64061 I B
3688	—	椎戸	〃	船津前柱	0.04	0	64064 I C
3689	船津川	前柱北谷	〃	〃	0.07	6	64065 I B
3690	〃	汐見谷	〃	相賀汐見	0.04	21	64067 I B
3691	—	沿郎谷	〃	小浦草山	0.05	2	64068 I C
3692	船津川	赤崩谷	〃	相賀小浦	0.17	3	64069 I B
3693	〃	大谷	〃	〃	0.08	1	64070 I B
3694	—	大谷、橋谷	〃	小浦大谷	0.35	0	64071 I C
3695	—	小竈	〃	小浦七ヶ谷	0.22	0	64072 I C
3696	—	髪谷	〃	小浦中山	0.08	0	64073 I C
3697	船津川	へ夕西谷	〃	相賀渡利	0.02	0	64075 I B
3698	〃	渡利谷	〃	〃	0.02	17	64076 I B
3699	長浜大谷川	住吉谷	〃	長浜	0.02	35	64077 I C
3700	〃	長浜西谷	〃	〃	0.06	33	64078 I C
3701	〃	長浜東谷	〃	〃	0.04	33	64079 I C
3702	〃	大谷	〃	〃	0.04	23	64080 I C
3703	松原谷川	輪の谷	〃	〃	0.03	23	64081 I C
3704	辰川	ムナシ谷	〃	生熊	0.1	3	64082 I C
3705	〃	生熊谷川	〃	〃	0.02	10	64083 I C
3706	〃	生熊東谷	〃	〃	0.02	3	64084 I C
3707	〃	檜の木川西	〃	〃	0.19	8	64085 I C
3708	〃	〃	〃	〃	0.06	11	64086 I C
3709	〃	檜の木東谷	〃	〃	0.04	4	64087 I C
3710	〃	厨川東支川	〃	〃	0.03	7	64088 I C
3711	元谷川	石岡川	〃	矢口浦	0.06	20	64089 I B
3712	檜の木川	寺ノ谷	〃	〃	0.14	1	64090 I C
3713	大川	白越西谷	〃	〃	0.06	18	64091 I C
3714	〃	白越東谷	〃	〃	0.02	8	64092 I C
3715	〃	ノロシ谷	〃	〃	0.02	7	64093 I C
3716	—	西谷	〃	白浦	0.04	13	64094 I C

対象 番号	水系名	溪流名	地区	字名	流域 面積 (km ²)	人 戸 家 数 (戸)	溪流番号
3717	—	大日谷	〃	〃	0.03	17	64095 I C
3718	—	寺谷	〃	〃	0.02	7	64096 I C
3719	—	東池奥谷	〃	〃	0.02	45	64097 I C
3720	中熊川	中熊西谷	〃	中熊	0.1	4	64099 I C
3721	玉戸川	玉戸川	〃	島勝浦	0.21	8	64101 I B
3722	西谷川	広西谷	〃	〃	0.02	5	64102 I B
3723	〃	広中谷	〃	〃	0.04	15	64103 I B
3724	〃	広東谷	〃	〃	0.04	13	64104 I B
3725	〃	西谷川	〃	〃	0.17	24	64105 I C
3726	谷地川	谷地川	〃	〃	0.12	26	64106 I C
3727	〃	谷地西谷	〃	〃	0.02	5	64107 I C
3728	〃	谷地東谷	〃	〃	0.04	1	64108 I C
3729	〃	寺ノ奥谷川	〃	〃	0.11	11	64109 I C
3730	〃	小谷	〃	〃	0.03	38	64110 I C
3731	〃	世古ノ谷	〃	〃	0.02	46	64111 I C
3732	銚子川	矢ノ谷	〃	便ノ山矢ノ谷	0.22	1	64015 II B
3733	船津川	雲千代谷	〃	船津雲千代	0.1	4	64026 II B
3734	〃	二ノ場谷	〃	上里二ノ場	0.01	3	64038 II B
3735	〃	細野谷川	〃	細野	0.01	4	64041 II B
3736	〃	〃	〃	〃	0.01	2	64042 II B
3737	〃	曲り谷	〃	上里河内	0.05	1	64043 II B
3738	〃	西ノ谷	〃	〃	0.12	4	64044 II B
3739	〃	稲葉山	〃	馬瀬鳥井崎	0.05	2	64048 II B
3740	〃	浦木北谷	〃	馬瀬	0.01	3	64049 II B
3741	〃	浦木南谷	〃	〃	0.06	4	64050 II B
3742	〃	橋ヶ谷	〃	馬瀬沼田谷	0.03	1	64052 II B
3743	〃	童乃滝	〃	馬瀬童子ヶ谷	0.21	1	64053 II B
3744	〃	鯨直側中谷	〃	上里鯨	0.01	3	64056 II B
3745	〃	鯨の谷川	〃	〃	0.05	1	64058 II B
3746	〃	猿谷東	〃	〃	0.01	4	64059 II B
3747	〃	〆田賀	〃	上里田賀	0.12	1	64062 II B
3748	〃	〃	〃	〃	0.48	1	64063 II B
3749	〃	前柱南谷	〃	相賀前柱	0.06	2	64066 II B
3750	—	桜谷	〃	小浦桜谷	0.36	3	64074 II C
3751	中熊川	中熊東谷	〃	中熊	0.17	2	64098 II C
3752	玉戸川	向井谷	〃	島勝浦	0.04	2	64100 II C
合計	261箇所						

2-6 土砂災害警戒区域一覧（急傾斜地）

（自然がけ）

箇所番号	箇所名	位置			地形			戸数 （戸）	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 （度）	延長 （m）	高さ （m）		
1101942	片上1	紀北町	東長島	片上	45	100	30	6	有
1101943	片上2	〃	〃	〃	40	210	30	23	〃
1101944	片上3	〃	〃	〃	40	90	20	6	〃
1101945	片上4	〃	〃	〃	40	500	50	25	〃
1101947	片上6	〃	〃	〃	30	90	6	6	
1101948	戸ノ須1	〃	〃	戸ノ須	45	330	40	26	有
1101949	戸ノ須2	〃	〃	〃	40	60	40	8	〃
1101950	井ノ島	〃	〃	井ノ島	45	600	65	53	〃
1101951	名倉	〃	〃	名倉	45	450	70	34	〃
1101952	山本	〃	〃	山本	40	120	50	10	〃
1101953	田山1	〃	〃	田山	35	120	50	6	〃
1101954	田山2	〃	〃	〃	35	120	50	6	〃
1101955	志子奥1	〃	島原	志子奥	35	110	30	6	〃
1101956	志子奥2	〃	〃	〃	35	150	30	9	〃
1101957	志子奥3	〃	〃	〃	30	230	30	16	〃
1101958	志子奥4	〃	〃	〃	35	120	30	17	〃
1101959	志子奥5	〃	〃	〃	45	800	50	46	〃
1101960	下地	〃	〃	下地	40	390	40	30	〃
1101961	前山	〃	〃	前山	35	200	50	8	〃
1101962	島地	〃	〃	島地	40	150	40	6	〃
1101963	中桐1	〃	〃	中桐	40	220	70	8	〃
1101964	中桐2	〃	〃	〃	40	150	70	7	〃
1101965	向井	〃	大原	向井	45	120	70	6	〃
1101966	大原	〃	〃	大原	40	180	30	8	〃
1101967	此ヶ野1	〃	十須	此ヶ野	30	90	15	6	〃
1101968	此ヶ野2	〃	〃	〃	30	70	20	8	〃
1101969	河合	〃	〃	河合	50	60	20	6	〃
1101970	江竜1	〃	〃	江竜	40	150	60	6	〃
1101971	江竜2	〃	〃	〃	40	250	80	6	〃
1101972	江竜3	〃	〃	〃	40	190	50	6	〃
1101973	大野内	〃	〃	大野内	40	300	100	7	〃
1101974	下河内	〃	〃	下河内	45	250	30	7	〃
1101975	出垣内	〃	長島	出垣内	45	150	50	8	〃
1101976	長島	〃	〃	長島	70	1890	50	362	〃
1101977	久野	〃	〃	久野	45	370	40	28	〃
1101978	中ノ島1	〃	〃	中ノ島	45	500	20	68	〃
1101981	加田	〃	〃	加田	40	90	60	12	〃
1101982	海野1	〃	海野	海野	40	70	50	6	〃
1101983	海野2	〃	〃	〃	50	130	30	0	
1101984	古里1	〃	古里	古里	40	100	50	8	有
1101985	古里2	〃	〃	〃	45	130	50	6	〃
1101986	道瀬1	〃	道瀬	道瀬	40	120	50	8	〃
1101987	道瀬2	〃	〃	〃	40	160	50	9	〃

箇所番号	箇所名	位置			地形			戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1101988	三浦1	〃	三浦	三浦	30	240	20	12	〃
1101989	三浦2	〃	〃	〃	45	260	15	13	〃
1101990	三浦3	〃	〃	〃	45	70	12	5	
1103689	三戸1	〃	島原	三戸	65	230	133	0	
1103690	十須1	〃	十須		60	240	140	5	
1103691	太地1	〃	三浦	太地	70	200	48	0	
1103692	長島1	〃	長島		65	110	68	1	
1103693	山居1	〃	〃	山居	65	150	33	11	
1103694	山居2	〃	〃	〃	60	130	73	0	
1103695	田ノ谷1	〃	〃	田ノ谷	65	400	72	8	
1103696	城ノ浜1	〃	東長島	城ノ浜	50	250	86	2	
1103697	太地2	〃	三浦	太地	70	250	64	11	
1103698	太地3	〃	〃	〃	70	140	59	1	
1103699	山居3	〃	長島	山居	60	180	60	7	
1103700	城ノ浜2	〃	東長島	城ノ浜	70	140	47	6	
1103701	長島2	〃	長島		70	320	78	11	
1103702	戸ノ須1	〃	東長島	戸ノ須	70	250	86	7	
1103703	海野1	〃	海野		32	120	120	2	
1103704	長島3	〃	長島		40	240	151	4	
1103705	山本1	〃	東長島	山本	75	300	84	16	
1103706	道瀬1	〃	道瀬		70	180	67	4	
1103707	城ノ浜3	〃	東長島	城ノ浜	70	220	32	11	
1103708	山居4	〃	長島	山居	60	210	70	11	
1103709	山本2	〃	東長島	山本	70	100	53	9	
1103710	山本3	〃	〃	〃	60	150	87	7	
1103711	戸ノ須2	〃	〃	戸ノ須	65	110	108	2	
1103712	塩原1	〃	長島	塩原	70	230	18	11	
1103713	田ノ谷2	〃	〃	田ノ谷	70	180	98	13	
1103714	城ノ浜4	〃	東長島	城ノ浜	70	230	28	7	
1103715	田山1	〃	〃	田山	65	120	30	5	
1103716	出垣内1	〃	長島	出垣内	70	110	80	14	
1103717	十須2	〃	十須		65	330	90	6	
1103718	長谷1	〃	道瀬	長谷	75	110	45	5	
1103719	名倉1	〃	東長島	名倉	70	130	47	6	
2102767	大野内1	〃	十須	大野内	70	150	75	2	
2102768	長島1	〃	長島		70	220	100	2	
2102769	長島2	〃	〃		60	120	70	1	
2102770	東長島1	〃	東長島		75	150	25	2	
2102771	出垣内1	〃	長島	出垣内	60	170	80	2	
2102772	長島3	〃	〃		60	180	47	2	
2102773	海野1	〃	海野		60	130	104	3	
2102774	長島4	〃	長島		40	140	80	1	
2102775	長島5	〃	〃		60	150	81	4	
2102776	長島6	〃	〃		65	130	85	2	
2102777	長島7	〃	〃		60	140	83	2	

箇所番号	箇所名	位置			地形			戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102778	中桐1	〃	島原	中桐	60	120	40	4	
2102779	東長島2	〃	東長島		65	90	103	1	
2102780	長島8	〃	長島		65	80	30	1	
2102781	長島9	〃	〃		65	100	45	1	
2102782	東長島3	〃	東長島		65	200	99	1	
2102783	東長島4	〃	〃		65	170	86	2	
2102784	長島10	〃	長島		60	130	110	2	
2102785	古里1	〃	古里	古里	60	40	59	2	
2102786	名倉1	〃	東長島	名倉	60	70	111	2	
2102787	名倉2	〃	〃	〃	65	320	142	4	
1101991	馬瀬1	〃	馬瀬		40	220	20	6	有
1101992	馬瀬2	〃	〃		40	140	20	5	有
1101993	馬瀬3	〃	〃		40	300	50	20	有
1101994	鯨1	〃	〃		35	170	20	10	有
1101995	鯨2	〃	〃		40	270	30	11	有
1101996	鯨3	〃	〃		40	150	20	6	有
1101997	河内1	〃	河内		35	210	15	6	有
1101998	河内2	〃	〃		35	320	15	9	有
1101999	細野	〃	〃		40	230	30	20	有
1102000	二ノ場	〃	上里		40	340	25	15	有
1102001	上里1	〃	〃		50	450	40	34	有
1102002	上里2	〃	〃		40	730	25	29	有
1102003	上里3	〃	〃		40	190	35	8	有
1102004	上里4	〃	〃		40	120	30	0	有
1102005	上里5	〃	〃		60	100	50	6	有
1102006	中里1	〃	中里		40	120	25	5	有
1102007	雲千代	〃	船津		40	70	40	7	有
1102008	中新田	〃	〃		45	160	30	13	有
1102009	船津1	〃	〃		40	280	50	22	有
1102010	船津2	〃	〃		40	190	35	23	有
1102011	船津3	〃	〃		40	190	40	21	有
1102012	相賀	〃	相賀		70	580	50	66	有
1102013	宇山	〃	〃		40	370	10	30	有
1102014	便ノ山1	〃	便ノ山		50	270	50	15	有
1102015	便ノ山2	〃	〃		30	180	30	14	有
1102016	木津1	〃	〃		35	120	25	10	有
1102017	木津2	〃	〃		45	160	40	14	有
1102018	前柱	〃	船津		40	320	50	13	有
1102019	見千代鼻	〃	相賀		45	150	30	8	有
1102020	見千代鼻	〃	〃		45	690	50	90	有
1102021	渡利	〃	〃		50	1210	60	335	有
1102022	長浜1	〃	引本浦		40	660	50	66	有
1102023	長浜2	〃	〃		47	270	30	12	有
1102024	生熊1	〃	矢口浦		45	120	30	8	有
1102025	生熊2	〃	〃		45	310	50	11	有

箇所番号	箇所名	位置			地形			戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1102026	矢口1	〃	〃		30	180	15	8	
1102027	矢口2	〃	〃		35	310	40	17	有
1102028	矢口3	〃	〃		45	200	20	8	有
1102029	矢口4	〃	〃		45	120	20	6	有
1102030	矢口5	〃	〃		45	220	60	10	有
1102031	矢口6	〃	〃		45	410	60	20	有
1102032	白浦1	〃	白浦		45	970	60	118	有
1102033	白浦2	〃	白浦		45	150	18	27	有
1102034	島勝浦1	〃	島勝浦		40	160	20	8	有
1102035	島勝浦2	〃	〃		45	200	30	6	有
1102036	島勝浦3	〃	〃		45	840	50	133	有
1102037	島勝浦4	〃	〃		45	880	30	125	有
1102038	島勝浦5	〃	〃		45	470	40	25	有
1102373	島勝	〃	〃		55	110	20	5	
1102720	中里1	〃	中里		43	90	50	0	
1102721	中里2	〃	〃		60	80	39	0	
1102722	中里3	〃	〃		50	210	82	9	
1102723	馬瀬1	〃	馬瀬		34	170	70	5	
1102724	馬瀬2	〃	〃		50	90	40	0	
1102725	馬瀬3	〃	〃		75	210	55	6	
1102726	矢口浦1	〃	矢口浦		85	180	50	0	
1102727	中里4	〃	中里		70	310	102	15	
1102728	船津1	〃	船津		90	410	213	9	
1102729	相賀1	〃	相賀		70	220	90	0	
1102730	矢口浦2	〃	矢口浦		75	160	78	4	
1102731	矢口浦3	〃	〃		75	250	148	26	
1102732	相賀2	〃	相賀		80	130	118	3	
1102733	矢口浦4	〃	矢口浦		80	300	121	9	
1102734	島勝浦1	〃	島勝浦		70	110	70	5	
1102735	便ノ山1	〃	便ノ山		85	110	64	0	
1102736	相賀3	〃	相賀		45	260	46	10	
1102737	銚子1	〃	〃		55	90	255	0	
1102738	河内1	〃	河内		70	100	52	5	
1102739	矢口浦5	〃	矢口浦		70	240	80	5	
1102740	相賀4	〃	相賀		50	270	112	9	
2102788	馬瀬1	〃	馬瀬		85	160	96	1	
2102789	馬瀬2	〃	〃		80	150	25	2	
2102790	馬瀬3	〃	〃		70	110	40	2	
2102791	馬瀬4	〃	〃		40	90	42	1	
2102792	馬瀬5	〃	〃		45	100	28	3	
2102793	河内1	〃	河内		35	150	50	1	
2102794	中里1	〃	中里		80	190	154	3	
2102795	中里2	〃	〃		75	140	101	2	
2102796	馬瀬6	〃	馬瀬		80	90	28	1	
2102797	馬瀬7	〃	〃		80	180	110	1	

箇所番号	箇所名	位置			地形			戸数 (戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102798	馬瀬8	〃	〃		50	110	61	1	
2102799	馬瀬9	〃	〃		55	90	72	2	
2102800	馬瀬10	〃	〃		60	170	125	2	
2102801	馬瀬11	〃	〃		80	140	22	2	
2102802	馬瀬12	〃	〃		75	220	140	2	
2102803	上里1	〃	上里		65	180	47	1	
2102804	上里2	〃	〃		65	170	54	1	
2102805	矢口浦1	〃	矢口浦		80	150	73	1	
2102806	矢口浦2	〃	〃		85	150	79	2	
2102807	矢口浦3	〃	〃		50	200	51	2	
2102808	矢口浦4	〃	矢口浦		50	80	42	3	
2102809	矢口浦5	〃	〃		44	230	55	2	
2102810	便ノ山1	〃	便ノ山		70	170	110	1	
2102811	相賀1	〃	相賀		60	160	74	3	
2102812	相賀2	〃	〃		50	140	76	4	
2102813	相賀3	〃	〃		85	110	84	4	
2102814	小浦1	〃	小浦		80	230	184	2	
2102815	小浦2	〃	〃		80	90	48	2	
2102816	小浦3	〃	〃		90	110	51	2	
2102817	小浦4	〃	〃		70	110	72	2	
2102818	小浦5	〃	〃		65	110	58	4	
2102819	小浦6	〃	〃		75	70	64	1	
2102820	引本浦1	〃	引本浦		35	100	182	1	
2102821	矢口浦6	〃	矢口浦		35	60	50	3	
2102822	島勝浦1	〃	島勝浦		46	50	32	2	
2102823	島勝浦2	〃	〃		65	100	40	1	
2102824	島勝浦3	〃	〃		47	160	64	2	
2102825	島勝浦4	〃	〃		35	120	60	3	
2102826	島勝浦5	〃	〃		50	120	60	1	
2102827	島勝浦6	〃	〃		50	50	54	1	
2102828	島勝浦7	〃	〃		40	100	36	1	
2102829	便ノ山2	〃	便ノ山		50	130	86	2	
2102830	便ノ山3	〃	〃		50	130	130	1	
2102831	小山浦1	〃	小山浦		35	120	178	2	
2102832	船津1	〃	船津		45	120	126	1	
合計	213箇所								

(人工がけ)

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数(戸)	公共施設
		市町名	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1200091	赤松	紀北町	相賀		50	100	30	5	有
2200118	矢口浦1	〃	矢口浦		65	150	51	2	
2200119	矢口浦2	〃	〃		75	100	26	2	
2200120	小浦1	〃	小浦		65	150	55	4	
2200121	島勝浦1	〃	島勝浦		50	130	141	1	
合計	5箇所								

2-7 土砂災害警戒区域等指定状況一覧

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
加田六ヶ谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
カオヤタヒシトA	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
カオヤタヒシトA	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
クラノ谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
クラノ谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田坂本	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田池ノ奥	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田三左右衛門1	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
笠小1	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	-
笠子2	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	-
笠子	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
笠子	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
笠子3	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
横城	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
ヨコシロ谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
田ノ谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
寝釈迦川	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田橋ヶ谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田地蔵谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	-
加田地蔵谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田横手1	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田横手2	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
加田横手3	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	-
久野南谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
久野西谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
久野西谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
久野川	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
治五丘工谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	-
大師川	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
土ノ壺谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
岩ノ壺谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○
松本谷川	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	-
車池の上谷	紀北町長島	土石流	平成26年3月28日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
赤羽川支川	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
赤羽川支川	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
赤羽川支川	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ナメラ谷	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
藤ヶノ谷	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
滝ヶ谷	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大池ノ上谷	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大池ノ上 1	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大池ノ上 2	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
加田カクレ谷	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大向井 5	紀北町長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
浦木北谷	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
浦木南谷	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
惣ノ木	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
橋ヶ谷	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大船川支川	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
鯨の谷川-1	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
鯨の谷川-2	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
猿谷東	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
猿谷川-1	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
猿谷川-2	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
猿谷川-3	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
猿谷西	紀北町馬瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
稲葉山	紀北町馬瀬、上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
細野谷川 1-1	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
細野谷川 1-2	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
曲り谷	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
西ノ谷	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内谷川-1	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内谷川-2	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中ノ谷	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
イト谷	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
恋ヶ谷	紀北町河内	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 1-1	紀北町河内、上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 1-2	紀北町河内、上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
今里-1	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
今里-2	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
西山谷川	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
堂の谷 1	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
火の谷川	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
堂の谷 2	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
二ノ場 1	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
二ノ場谷	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
二ノ場 2	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
メ田賀	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
メ田賀川	紀北町上里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
岡本谷	紀北町中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
岡本東谷	紀北町中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
西谷	紀北町中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
上里中里	紀北町中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 3	紀北町中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 4	紀北町中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
日向谷	紀北町船津、中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 2	紀北町船津、中里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
岡峰谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
高丸谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
切間谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
風呂ノ谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
寺ノ谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
在ノ上南谷-1	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
在ノ上南谷-2	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
在ノ上北谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
花園谷川	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
運千代谷	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
内頭川-1	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
内頭川-2	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 4	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 5	紀北町船津	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
茂原川-1	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
茂原川-2	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
前山谷川	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地川	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
島地奥①-1	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
島地奥①-2	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ピコンゴ谷-1	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ピコンゴ谷-2	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ニシマタ谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
保谷川	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
西桐谷川	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
猪ノ谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
上サイキ	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
山椒谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
甚兵衛谷川-1	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
甚兵衛谷川-2	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
甚兵衛谷川-3	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
上平谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
有久寺川	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
志子上通谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子上通東-1	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子上通東-2	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
井ノ谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中ノ谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中ノ谷川	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
不動谷	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
六路瀬③	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
六路瀬②	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
高須①	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
高須②	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中滝③	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
甚兵衛②-1	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
甚兵衛②-2	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
甚兵衛②-3	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大船④	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地奥②	紀北町島原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
寺谷	紀北町大原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
イノ谷	紀北町大原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
奥ヶ谷川	紀北町大原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ウワノダニ	紀北町大原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
島原大原	紀北町大原	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
シモジュウ	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
小平谷南田川-1	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小平谷南田川-2	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
浅柄谷川	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
負ヶ口谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ヒロウチ谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
イチウガノ	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ムカイノ谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
オトハラ谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大野内川	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ババ西谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ババ東谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬場谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
コノガノ谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
柏八谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
昇ノ谷	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
十須江竜③	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大野内	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
十須大野内④	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
下河内①	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
十須此ヶ野	紀北町十須	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 8	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 3	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地川-1	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地川-2	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 1	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 2	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
元口	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ソウノキ谷-1	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ソウノキ谷-2	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
生ヶ谷 1	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
生ヶ谷 2	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
元谷	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 9	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古戸川	紀北町三浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
新田	紀北町道瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
新田川	紀北町道瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
田の東谷	紀北町道瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
田ノ谷川	紀北町道瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
トイガタニ	紀北町道瀬	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
黒野 1	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
井ノ谷 1	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
東谷	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
井ノ谷 2-1	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
井ノ谷 2-2	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
細山谷川	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小池谷川 1	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小池東谷	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小池谷川 2	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小池	紀北町海野	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
オマワキ	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大河内北谷	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
御馬嘶川	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
滝ノ谷	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
地山	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
上野山	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
オマワキ上	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
オマワキ中	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
オマワキ下	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 1	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 2	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
楠木谷	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
比幾 1	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
比幾 2	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
大谷川-1	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大谷川-2	紀北町古里	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
瀬尾東谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
鷺毛西	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
宇山	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢ノ谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
セジリ大谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 1	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
相賀3	紀北町相賀	土石流	平成26年3月28日	○
相賀5	紀北町相賀	土石流	平成26年3月28日	○
相賀5	紀北町相賀	土石流	平成26年3月28日	○
井戸ノ谷川	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
蜂ヶ尻	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
便の山川	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
東川	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
高原	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
石切西谷	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
石切東谷	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	-
便ノ山2	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
上地	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
便ノ山3	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
便ノ山4	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
便ノ山5	紀北町便ノ山	土石流	平成26年3月28日	○
ヤシャ谷	紀北町小山浦	土石流	平成26年3月28日	○
滝の崩	紀北町小山浦	土石流	平成26年3月28日	○
広子	紀北町小山浦	土石流	平成26年3月28日	○
東通	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
風呂ヶ谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
風呂ヶ東谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
坂ノ谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
脇谷川-1	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
脇谷川-2	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
脇谷川-3	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
脇ノ谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
ミヤノ西谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
オオクボ谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
萩原川	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
大谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
戸ノ須谷川	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
マサガ谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
東長島	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
摺地川	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
スルジ①	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
スルジ②	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○
スルジ谷	紀北町東長島	土石流	平成26年3月28日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
ヤナガ谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
柳ヶ谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古有木①	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古有木③	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古有木④	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
伯父ヶ谷③	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
丘四ヶ谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
シシゴ谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
尾山川-1	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
尾山川-2	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
塩原川	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
中ノ谷川	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
彦三谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
広谷②	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
広谷③	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
赤岩谷川	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
赤岩川	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小名倉西谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小名倉東谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小名倉左谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小名倉中谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小名倉右谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
戊目ヶ谷③-1	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
戊目ヶ谷③-2	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
戊目ヶ谷①	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
戊目ヶ谷②	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ハカノ谷②-1	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ハカノ谷②-2	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ハカノ谷①	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
浅間①	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古瀬川③-1	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古瀬川③-2	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古瀬川②	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
古瀬川①	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城の浜⑥	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城の浜⑤	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城ノ浜谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
ノノセ谷	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城ノ浜④	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
城ノ浜③	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城ノ浜②	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城ノ浜①-1	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
城ノ浜①-2	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
田山	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
浅間②	紀北町東長島	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
井出南谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
井出北谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
前柱北谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
前柱南谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
汐見谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
へ夕西谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
渡利谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
ハセガ谷	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 4	紀北町相賀	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
沿郎谷	紀北町小浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
赤崩谷	紀北町小浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大谷	紀北町小浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
小竈	紀北町小浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
髪谷	紀北町小浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
桜谷-1	紀北町小浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
住吉谷	紀北町引本浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
長浜西谷	紀北町引本浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
長浜東谷	紀北町引本浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
大谷	紀北町引本浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
輪の谷	紀北町引本浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
生熊谷川	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-
生熊東谷	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
檜の木川西 1	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
檜の木川西 2	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
檜ノ木東谷	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
厨川東支川	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
石岡川	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
寺の谷川	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	○
白越西谷川	紀北町矢口浦	土石流	平成 26 年 3 月 28 日	-

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
白越谷川	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	-
ノロシ谷	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	○
元谷川	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	○
粟生川-1	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	○
粟生川-2	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	○
粟生川-3	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	○
粟生川-4	紀北町矢口浦	土石流	平成26年3月28日	○
ムナシ谷	紀北町矢口浦、引本浦	土石流	平成26年3月28日	○
西谷	紀北町白浦	土石流	平成26年3月28日	○
大日谷	紀北町白浦	土石流	平成26年3月28日	○
寺谷	紀北町白浦	土石流	平成26年3月28日	○
東池奥谷	紀北町白浦	土石流	平成26年3月28日	○
中熊東谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
中熊西谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
向井谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
向井谷支川	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	-
広西谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
広中谷川	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	-
広東谷川	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	-
西谷川	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	-
谷地川-1	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	-
谷地川-2	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
谷地西谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
谷地東谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
寺ノ奥谷川	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
小谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
世古ノ谷	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
尾松-1	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
尾松-2	紀北町島勝浦	土石流	平成26年3月28日	○
長浜東谷	紀北町引本浦	土石流	令和5年2月3日	○
寺の谷川	紀北町矢口浦	土石流	令和5年2月3日	-
火ノ谷2	紀北町上里	土石流	令和5年2月3日	-
玉戸川2	紀北町島勝浦	土石流	令和5年2月3日	-
橋ヶ谷2	紀北町馬瀬	土石流	令和5年2月3日	○
惣ノ木2	紀北町馬瀬	土石流	令和5年2月3日	○
惣ノ木3	紀北町馬瀬	土石流	令和5年2月3日	○
馬瀬2	紀北町馬瀬	土石流	令和5年2月3日	-

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
上里中里 2	紀北町中里	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
ノ田賀 2	紀北町上里	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 3	紀北町馬瀬	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 4	紀北町馬瀬	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 5	紀北町馬瀬	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
元谷 2	紀北町矢口浦	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
栗生川-5	紀北町矢口浦	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	-
白越南谷	紀北町矢口浦	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
小浦	紀北町小浦	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 1	紀北町矢口浦	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 2	紀北町矢口浦	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	-
惣ノ木 4	紀北町馬瀬	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 6	紀北町馬瀬	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 7	紀北町馬瀬	土石流	令和 5 年 2 月 3 日	○
オカ谷	紀北町三浦	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	-
楠木谷	紀北町海野	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	-
大向井 1	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
大向井 2	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
大向井 4	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	-
六路瀬 4	紀北町島原	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
東通 1	紀北町東長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
小名倉中谷 1	紀北町東長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
大谷-1	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
車池の上谷-1	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
笠子-1	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
田ノ谷 1	紀北町長島	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
石倉 1	紀北町道瀬	土石流	令和 7 年 1 月 31 日	○
出垣内	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
長島	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
久野	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
加田	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
長島 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
山居 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
山居 2	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
田ノ谷 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
山居 3	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
長島 3	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
山居 4	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
田ノ谷 2	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
出垣内 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
出垣内 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
長島 3	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
長島 9	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
加田 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
久野 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
田倉の谷 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
久賀 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
加田 2	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
笠子 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
笠子 2	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
笠子 3	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
横城 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
横城 2	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 1	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 2	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 3	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
鯨 1	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
鯨 2	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
鯨 3	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 4	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 5	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 6	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 7	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 8	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 9	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 10	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 11	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 12	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 13	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 14	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
奥 1	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 15	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
馬瀬 16	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 17	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 18	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
馬瀬 19	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 1	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	-
河内 2	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
細野	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 3	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 4	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 5	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 6	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河内 7	紀北町河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
二ノ場	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里山神	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 2	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 3	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 4	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 5	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 7	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 8	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 9	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 10	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 6	紀北町上里、河内	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 1	紀北町中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 2	紀北町中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 3	紀北町中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 8	紀北町中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 9	紀北町中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 4	紀北町船津、中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 5	紀北町船津、中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 14	紀北町船津、中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 15	紀北町船津、中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 16	紀北町船津、中里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 4	紀北町中里、上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 5	紀北町中里、上里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中里 6	紀北町中里、船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
雲千代	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中新田	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津里	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 2	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 3	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 6	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 7	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 8	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 9	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 10	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 11	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 12	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 13	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
船津 17	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
銚子 1	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 1	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子奥 1	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子奥 2	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子奥 3	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子奥 4	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
志子奥 5	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
下地 1	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
前山 1	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 1	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中桐 1	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中桐 2	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 1	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 2	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 3	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 4	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 5	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 6	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 7	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中桐 3	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 8	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 9	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
三戸 10	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 11	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 12	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 13	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 14	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 2	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中桐 4	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
下地 2	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
有久寺	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
下地 3	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
前山 2	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 4	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 7	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 5	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 6	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三戸 17	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島地 3	紀北町島原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
向井	紀北町大原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大原 1	紀北町大原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大原 2	紀北町大原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大原 3	紀北町大原	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
此ヶ野 1	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
此ヶ野 2	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河合 1	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
江竜 1	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
江竜 2	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
江竜 3	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大野内 1	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
下河内 1	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
十須 1	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
十須 2	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
十須 3	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
河合 2	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大野内 2	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
江竜 4	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
江竜 5	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「－」→「無」 「未」→「未指定」
江竜 6	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
下河内 2	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
此ヶ野 3	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
此ヶ野 4	紀北町十須	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
東長島 1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 1	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 2	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 3	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 1	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 2	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
太地 3	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
川向井 1	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
川向井 2	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 4	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 5	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 6	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 7	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
三浦 8	紀北町三浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
道瀬 1	紀北町道瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
道瀬 2	紀北町道瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
道瀬 3	紀北町道瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
長谷 1	紀北町道瀬	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 1	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 3	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 4	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 5	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 6	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 7	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
海野 8	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 1	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 2	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 3	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 4	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 5	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 6	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 7	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
古里 8	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 9	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古里 10	紀北町古里	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
宇山 1	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 8	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 9	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
宇山 2	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
鷺下	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 11	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 12	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 10	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
木津 1	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
木津 2	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 4	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 5	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 7	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 1	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 2	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 3	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 6	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 8	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
便ノ山 9	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦 1	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
藤ノ木 1	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦 3	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦 5	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦 4	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦 6	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小山浦 2	紀北町小山浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
片上 1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
片上 2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
片上 3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
片上 4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
片上 6	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
戸ノ須 1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
戸ノ須 2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
井ノ島	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
名倉3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
山本4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
田山1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
田山2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
城ノ浜1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
城ノ浜2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
長島2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
戸ノ須4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
山本1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
城ノ浜3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
山本2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
山本3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
戸ノ須5	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
塩原1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
城ノ浜4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
田山3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
名倉1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
東長島2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
東長島3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
東長島4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
名倉4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
名倉2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
片上5	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
網屋1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
田山5	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
戸ノ須3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
浅間	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
大名倉3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
大名倉4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
田山4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
山本5	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
片上7	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
東長島5	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
戊目ヶ谷1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○
戊目ヶ谷2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成26年3月28日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
戊目ヶ谷 3	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
戊目ヶ谷 4	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
戊目ヶ谷 5	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古瀬川 1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
古瀬川 2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大名倉 1	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
大名倉 2	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀新町	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
前柱	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
見千代鼻 1	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
見千代鼻 2	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 2	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
赤松	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 3	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 4	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 5	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 6	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
相賀 7	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 1	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 2	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 3	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 4	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 5	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 6	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 7	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
小浦 8	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
引本長浜・長浜西	紀北町引本浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
長浜 2	紀北町引本浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
引本浦 2	紀北町引本浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
引本浦第 1・引本浦 第 2・相賀渡利町	紀北町引本浦、相賀	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
引本浦 3	紀北町引本浦、矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
生熊 1	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
生熊 2	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口 1	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口 2	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口 3	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

箇所名	所在地	自然現象 種類	指定年月日	特別警戒区域の 有無 「○」→「有」 「-」→「無」 「未」→「未指定」
矢口 4	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口 5	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口 6	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 1	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 2	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 3	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 5	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 6	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 7	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 8	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 9	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 10	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 11	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 12	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 13	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 14	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 15	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
矢口浦 4	紀北町矢口浦、引本浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
白浦東・白浦東 1	紀北町白浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
白浦東 2	紀北町白浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 1	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 2	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦大里・島勝西	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦世古	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 5	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 6	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 7	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 8	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 9	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 10	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 11	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 12	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 13	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
島勝浦 14	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
中熊 1	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○

島勝浦 15	紀北町島勝浦	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 3 月 28 日	○
上里 2	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
中新田	紀北町船津	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
引本浦第 1・引本浦 第 2・相賀渡利町	紀北町引本浦、相賀	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 4	紀北町矢口浦、引本浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 11	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 8	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
上里 11	紀北町上里	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 16	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 7	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
相賀 13	紀北町相賀	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
便ノ山 10	紀北町便ノ山	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	-
馬瀬 20	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 21	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
馬瀬 22	紀北町馬瀬	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 18	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
小浦 9	紀北町小浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
矢口浦 17	紀北町矢口浦	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 2 月 3 日	○
中ノ島 1	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 1 月 31 日	○
海野 2	紀北町海野	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 1 月 31 日	○
田倉の谷 2	紀北町長島	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 1 月 31 日	○
赤岩	紀北町東長島	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 1 月 31 日	○
宇山	紀北町便ノ山、相賀	地滑り	令和 7 年 1 月 31 日	-

2-8 道路注意箇所一覧

番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
23	尾鷲	一般国道	422号	紀北町紀伊長島地区	土石流	1
27	〃	〃	〃	〃	擁壁	1
合計	2箇所					

2-9 防災重点農業用ため池箇所一覧

ため池名	位置		管理者名 (団体名)	受益 面積 (ha)	ため池規模					予想人 的被害 (戸)
	地区	大字			堤高 (m)	堤長 (m)	有効貯水 量(m ³)	経過年数	危険箇所	
原池	海山	馬瀬	馬瀬水利組合	2	7.6	81	45,000	不明	堤体	31
宮谷池	海山	馬瀬	宮谷池水利組合	4	7	53	20,800	不明	堤体	15
鯛の又池	紀伊 長島	大原	大原水利組合	5.2	8	45	8,000	不明	堤体	6

2-10 避難行動要支援者利用施設等一覧（3-51関係）

赤羽川（赤羽川、三戸川、志子川、田山川）周辺 避難行動要支援者利用施設

名称	所在地	連絡先
老人ホーム赤羽寮 赤羽診療所	島原 1402 番地 1	(TEL) 47-1830 (FAX) 47-4541
赤羽小学校	島原 2708 番地 2	(TEL) 47-0404 (FAX) 47-0404
木ノ内医院	島原 2972 番地 3	(TEL) 47-4346 (FAX) 47-4346
在宅ケアグループ ゆうあい	東長島 1307 番地 1	(TEL) 47-0458 (FAX) 47-0465
ひがし保育園	東長島 212 番地 1	(TEL) 47-0497 (FAX) 47-1653
長島回生病院	東長島 2 番地	(TEL) 47-1651 (FAX) 47-1811
尾辻医院	東長島 324 番地 13	(TEL) 47-0722 (FAX) 47-1012
かとう小児科	東長島 592 番地	(TEL) 47-3341 (FAX) 47-4709
紀北作業所分場瑠璃ヶ浜	東長島 209 番地 9	(TEL) 47-5262 (FAX) 47-5268
長島回生デイサービス 陽だまりの家	東長島 58 番地	(TEL) 46-3000 (FAX) 46-3001
紀北町社協デイサービス ゆとり	東長島 209 番地 9	(TEL) 47-5544 (FAX) 47-5545
東小学校	東長島 2458 番地	(TEL) 47-0175 (FAX) 47-5297
介護老人保健施設 輝	東長島 2482 番地	(TEL) 46-2255 (FAX) 47-1200
グループホーム さくら	東長島 1075 番地 6	(TEL) 47-4360
小規模多機能型居宅介護事業所にじ	東長島 1075 番地	(TEL) 47-4360 (FAX) 47-4360
リハビリデイサービス なごみ	長島 664 番地 19	(TEL) 31-4212 (FAX) 31-4212

船津川水系等周辺 避難行動要支援者利用施設

名称	所在地	連絡先
グループホーム どんぐり ショートステイ ころころ	馬瀬 1635 番地 2	(TEL) 33-1130 (FAX) 36-1120
特別養護老人ホーム どじょっこ デイサービス ふなっこ	馬瀬 1635 番地 1	(TEL) 33-1120 (FAX) 33-1121
きほくりハスタジオ	馬瀬 1025 番地 1	(TEL) 31-4167 (FAX) 31-4167
上里保育園	上里 360 番地	(TEL) 36-1757 (FAX) 36-1850
上里小学校	上里 801 番地	(TEL) 35-0019 (FAX) 35-0019
介護老人保健施設 菖蒲園	上里 239 番地 8	(TEL) 36-1230 (FAX) 36-1223

名 称	所 在 地	連絡先
第一病院	上里 225 番地 8	(TEL) 36-1111 (FAX) 36-1611
桃朋園	上里 227 番地 1	(TEL) 33-1800 (FAX) 33-1801
上里診療所	上里 350 番地 1	(TEL) 33-1100 (FAX) 33-1110
紀北広域連合障害者支援多機能型 事業所 紀北作業所	上里 275 番地 20	(TEL) 36-1601 (FAX) 36-1567
紀北広域連合金塚ホーム	上里 79 番地	(TEL) 36-1089
特定非営利法人 ひのきの会	船津 2565 番地 1	(TEL) 35-0707 (FAX) 35-0707
デイサービス さとなかま	船津 2388 番地 1	(TEL) 32-1115 (FAX) 32-1116
船津小学校	船津 1057 番地	(TEL) 35-0020 (FAX) 35-0020
紀北地域児童発達支援施設	船津 1351 番地	(TEL) 35-0102 (FAX) 35-0024
グループホーム ゆりかご	船津 1163 番地 1	(TEL) 35-0550 (FAX) 36-1518
グループホーム 第2ゆりかご	船津 1218 番地	(TEL) 35-1220 (FAX) 35-1221
相賀幼稚園	相賀 878 番地	(TEL) 32-0805 (FAX) 32-2937
相賀小学校	相賀 368 番地 3	(TEL) 32-0112 (FAX) 32-3477
加藤内科	相賀 480 番地 136	(TEL) 32-1666 (FAX) 32-2212
世古ロクリニック	相賀 1941 番地 4	(TEL) 32-1188 (FAX) 32-2972
デイサービスセンター道	相賀 265 番地 1	(TEL) 32-1112 (FAX) 32-1113

銚子川 周辺 避難行動要支援者利用施設

名 称	所 在 地	連絡先
相賀幼稚園	相賀 878 番地	(TEL) 32-0805 (FAX) 32-2937
相賀小学校	相賀 398 番地 3	(TEL) 32-0112 (FAX) 32-3477
加藤内科	相賀 480 番地 136	(TEL) 32-1666 (FAX) 32-2212
世古ロクリニック	相賀 1941 番地 4	(TEL) 32-1188 (FAX) 32-2972
デイサービスセンター道	相賀 265 番地 1	(TEL) 32-1112 (FAX) 32-1113

2-1-1 土砂災害警戒区域内避難行動要支援者利用施設等一覧（3-5-1関係）

土砂災害警戒区域内避難行動要支援者利用施設等

名 称	所 在 地	連 絡 先
在宅ケアグループ ゆうあい	東長島 1307 番地 1	(TEL) 47-0458 (TEL) 47-0465
グループホーム どんぐり ショートステイ ころころ	馬瀬 1635 番地 2	(TEL) 33-1130 (FAX) 36-1120
特別養護老人ホーム どじょっこ デイサービス ふなっこ	馬瀬 1635 番地 1	(TEL) 33-1120 (FAX) 33-1121
介護老人保健施設 菖蒲園	上里 239 番地 8	(TEL) 36-1230 (FAX) 36-1223
グループホーム ゆりかご	船津 1163 番地 1	(TEL) 35-0550 (FAX) 36-1518
グループホーム 第2ゆりかご	船津 1218 番地	(TEL) 35-1220 (FAX) 35-1221
特別養護老人ホーム みやま園	矢口浦 842 番地	(TEL) 39-1010 (FAX) 39-1050
地域密着型介護老人福祉施設 みやま園	矢口浦 842 番地	(TEL) 39-1010 (FAX) 39-1050
桃朋園	上里 227 番地 1	(TEL) 33-1800 (FAX) 33-1801
特定非営利法人 ひのきの会	船津 2565 番地 1	(TEL) 35-0707 (FAX) 35-0707
紀伊長島幼稚園	長島 286 番地 3	(TEL) 47-3566 (TEL) 47-5639
ひかり保育園	長島 1226 番地	(TEL) 47-0888 (TEL) 47-0953
ひがし保育園	東長島 212 番地 1	(TEL) 47-0585 (TEL) 47-1653
ふらっこ保育園	東長島 2360 番地 1	(TEL) 47-4455 (TEL) 47-4465
紀北地域児童発達支援施設	船津 1351 番地	(TEL) 35-0102 (FAX) 35-0024
相賀幼稚園	相賀 878 番地	(TEL) 32-0805 (TEL) 32-2937
旧海野小学校	海野 411 番地	
三浦小学校	三浦 432 番地	(TEL) 49-3013 (TEL) 49-3013
船津小学校	船津 1057 番地	(TEL) 35-0020 (FAX) 35-0020
旧矢口小学校	矢口浦 311 番地	
平岡クリニック	長島 1030 番地	(TEL) 47-1055 (TEL) 47-1088
上里診療所	上里 350 番地 1	(TEL) 33-1100 (TEL) 33-1110
第一病院	上里 225 番地 8	(TEL) 36-1111 (TEL) 36-1611

島勝診療所	島勝浦 315 番地	(TEL) 39-0009 (TEL) 39-0009
-------	------------	--------------------------------

土砂災害特別警戒区域内避難行動要支援者利用施設等

名 称	所 在 地	連 絡 先
特別養護老人ホーム みやま園	矢口浦 842 番地	(TEL) 39-1010 (FAX) 39-1050
地域密着型介護老人福祉施設 みやま園	矢口浦 842 番地	(TEL) 39-1010 (FAX) 39-1050
桃朋園	上里 227 番地 1	(TEL) 33-1800 (FAX) 33-1801
ひがし保育園	東長島 212 番地 1	(TEL) 47-0585 (TEL) 47-1653
ふらここ保育園	東長島 2360 番地 1	(TEL) 47-4455 (TEL) 47-4465
旧海野小学校	海野 411 番地	(TEL) 47-1300 (TEL) 47-1300
船津小学校	船津 1057 番地	(TEL) 35-0020 (FAX) 35-0020
第一病院	上里 225 番地 8	(TEL) 36-1111 (TEL) 36-1611

2-12 災害危険防止区域（海岸保全施設）

区分(名称)	漁港地区 人口(人)	漁港施設用地 面積(m ²)	背後地の状況
三浦漁港海岸	465	13,995	住宅地・農地
海野浦漁港海岸	294	8,507	住宅地・農地
矢口漁港海岸	475	1,368	1,569.5
白浦漁港海岸	163	13,899	963.8
島勝漁港海岸	290	18,795	4,308.0

第3 通信施設等関係

3-1 町防災行政無線設置状況（固定系）

指定周波数(親局 55.373MHz、中継局 65.596MHz、65.581MHz)

	種 別	設 置 場 所	呼出名称・局名	備 考
1	親局	役場本庁無線室	こうほうきほくながしま	
2	中継局	城腰山	こうほうきほくしろのこし	
3	中継局	白浦	こうほうきほくしろうら	
4	遠隔制御局	役場本庁無線室		
5	屋外拡声子局	三浦1	きほく01	アンサーバック
6	屋外拡声子局	三浦2	きほく02	
7	屋外拡声子局	三浦3	きほく03	
8	屋外拡声子局	三浦4	きほく04	
9	屋外拡声子局	豊浦	きほく05	
10	屋外拡声子局	道瀬1	きほく06	アンサーバック
11	屋外拡声子局	道瀬2	きほく07	
12	屋外拡声子局	古里1	きほく08	アンサーバック
13	屋外拡声子局	古里2	きほく09	
14	屋外拡声子局	比幾	きほく10	
15	屋外拡声子局	海野	きほく11	アンサーバック
16	屋外拡声子局	出垣内1	きほく12	
17	屋外拡声子局	出垣内2	きほく13	
18	屋外拡声子局	松本	きほく14	
19	屋外拡声子局	新町	きほく15	
20	屋外拡声子局	久野	きほく16	
21	屋外拡声子局	江ノ浦	きほく17	
22	屋外拡声子局	加田	きほく18	
23	屋外拡声子局	中ノ島	きほく19	アンサーバック
24	屋外拡声子局	田山	きほく20	
25	屋外拡声子局	山本	きほく21	
26	屋外拡声子局	呼崎	きほく22	
27	屋外拡声子局	片上1	きほく23	
28	屋外拡声子局	片上2	きほく24	
29	屋外拡声子局	片上3	きほく25	
30	屋外拡声子局	名倉	きほく26	
31	屋外拡声子局	浅間	きほく27	
32	屋外拡声子局	城ノ浜1	きほく28	
33	屋外拡声子局	城ノ浜2	きほく29	
34	屋外拡声子局	志子奥1	きほく30	
35	屋外拡声子局	志子奥2	きほく31	
36	屋外拡声子局	志子	きほく32	アンサーバック
37	屋外拡声子局	下地	きほく33	アンサーバック
38	屋外拡声子局	茂原	きほく34	
39	屋外拡声子局	前山	きほく35	

	種 別	設 置 場 所	呼出名称・局名	備 考
40	屋外拡声子局	島地	きほく36	
41	屋外拡声子局	中桐1	きほく37	アンサーバック
42	屋外拡声子局	中桐2	きほく38	
43	屋外拡声子局	大原	きほく39	アンサーバック
44	屋外拡声子局	十須1	きほく40	アンサーバック
45	屋外拡声子局	十須2	きほく41	
46	屋外拡声子局	此ヶ野1	きほく42	
47	屋外拡声子局	此ヶ野2	きほく43	アンサーバック
48	親局	海山総合支所無線室	こうほうきほくみやま	
49	中継局	白浦	きほくしろうら	
50	屋外拡声子局	馬瀬奥	きほく44	
51	屋外拡声子局	馬瀬	きほく45	
52	屋外拡声子局	鯨	きほく46	
53	屋外拡声子局	河内	きほく47	
54	屋外拡声子局	細野	きほく48	
55	屋外拡声子局	二ノ場	きほく49	アンサーバック
56	屋外拡声子局	上里1	きほく50	
57	屋外拡声子局	上里2	きほく51	
58	屋外拡声子局	中里	きほく52	
59	屋外拡声子局	小松原1	きほく53	
60	屋外拡声子局	小松原2	きほく54	アンサーバック
61	屋外拡声子局	新田	きほく55	
62	屋外拡声子局	中新田	きほく56	
63	屋外拡声子局	船津	きほく57	アンサーバック
64	屋外拡声子局	小笠原	きほく58	
65	屋外拡声子局	汐見	きほく59	
66	屋外拡声子局	相賀1	きほく60	
67	屋外拡声子局	相賀2	きほく61	
68	屋外拡声子局	海山総合支所	きほく62	
69	屋外拡声子局	渡利1	きほく63	
70	屋外拡声子局	渡利2	きほく64	
71	屋外拡声子局	便ノ山1	きほく65	アンサーバック
72	屋外拡声子局	便ノ山2	きほく66	
73	屋外拡声子局	宇山	きほく67	
74	屋外拡声子局	鷺下	きほく68	
75	屋外拡声子局	木津	きほく69	
76	屋外拡声子局	小山浦	きほく70	アンサーバック
77	屋外拡声子局	小浦1	きほく71	
78	屋外拡声子局	小浦2	きほく72	
79	屋外拡声子局	引本浦	きほく73	アンサーバック
80	屋外拡声子局	長浜	きほく74	
81	屋外拡声子局	ムナシ	きほく75	
82	屋外拡声子局	生熊	きほく76	
83	屋外拡声子局	矢口浦1	きほく77	アンサーバック

	種 別	設 置 場 所	呼出名称・局名	備 考
84	屋外拡声子局	矢口浦2	きほく78	
85	屋外拡声子局	矢口浦3	きほく79	
86	屋外拡声子局	大白	きほく80	
87	屋外拡声子局	白浦	きほく81	アンサーバック
88	屋外拡声子局	船越	きほく82	
89	屋外拡声子局	中熊	きほく83	
90	屋外拡声子局	島勝浦1	きほく84	
91	屋外拡声子局	島勝浦2	きほく85	アンサーバック
92	屋外拡声子局	和具の浜	きほく86	
93	屋外拡声子局	前桂	きほく87	
94	屋外拡声子局	中州	きほく88	

電源開発（株）クチスボダム放流警報用

指定周波数(74.16MHz)

	種 別	設 置 場 所	呼出名称・局名	備 考
1	固定局	海山総合支所	けいほうきほく	放流警報用

3-2 災害時優先電話設置状況

設 置 場 所	電 話 番 号
紀北町町長室	0597-46-3110
紀北町危機管理課	0597-46-3114
紀北町建設課	0597-46-3120
海山総合支所総務室	0597-32-3901
海山総合支所福祉環境室	0597-32-3904
海山公民館	0597-32-2803
紀北町役場船津出張所	0597-35-0004
紀北町役場引本出張所	0597-32-0528
紀北町役場桂城出張所	0597-39-0004
紀伊長島消防署	0597-47-0001
海山消防署	0597-33-1119

3-3 消防防災無線設置状況

紀伊長島消防署（デジタル無線機 260MHz帯）

種別	設置場所	呼出名称	出力	備考
1	基地局	名倉基地局内	きほくしょうぼうなくら	10W 基地局
2	陸上移動局	事務所	ながしましょうぼう 1	10W 卓上型
3	陸上移動局	事務所	ながしましょうぼう 2	10W 可搬型
4	陸上移動局	ポンプ車	ながしまぼんぷ 1	10W 車載型
5	陸上移動局	タンク車	ながしまたんく 1	10W 車載型
6	陸上移動局	指令車	ながしましれい 1	10W 車載型
7	陸上移動局	搬送車	ながしまはんそう 1	10W 車載型
8	陸上移動局	救急1号	ながしまきゅうきゅう 1	10W 車載型
9	陸上移動局	救急2号	ながしまきゅうきゅう 2	10W 車載型
10	陸上移動局	ポンプ車	ながしま 103	5W 携帯型
11	陸上移動局	タンク車	ながしま 105	5W 携帯型
12	陸上移動局	指令車	ながしま 104	5W 携帯型
13	陸上移動局	搬送車	ながしま 106	5W 携帯型
14	陸上移動局	救急1号	ながしま 102	5W 携帯型
15	陸上移動局	救急2号	ながしま 101	5W 携帯型

紀伊長島消防署（所轄系1W 携帯無線 460MHz帯）

種別	設置場所	呼出名称	出力	備考
1	陸上移動局	紀伊長島消防署	ながしま301	1W 携帯型
2	陸上移動局	紀伊長島消防署	ながしま302	1W 携帯型
3	陸上移動局	紀伊長島消防署	ながしま303	1W 携帯型
4	陸上移動局	紀伊長島消防署	ながしま304	1W 携帯型
5	陸上移動局	紀伊長島消防署	ながしま305	1W 携帯型
6	陸上移動局	紀伊長島消防署	ながしま306	1W 携帯型

海山消防署（デジタル無線機 260MHz帯）

種別	設置場所	呼出名称	出力	備考
1	基地局	紀北町役場海山総合支所	きほくしょうぼうみやま	10W 基地局
2	陸上移動局	事務所	みやましょうぼう 1	10W 卓上型
3	陸上移動局	事務所	みやましょうぼう 2	10W 可搬型
4	陸上移動局	ポンプ車	みやまぼんぷ 1	10W 車載型
5	陸上移動局	タンク車	みやまたんく 1	10W 車載型
6	陸上移動局	指令車	みやましれい 1	10W 車載型
7	陸上移動局	搬送車	みやまはんそう 1	10W 車載型
8	陸上移動局	救急1号	みやまきゅうきゅう 1	10W 車載型
9	陸上移動局	救急2号	みやまきゅうきゅう 2	10W 車載型
10	陸上移動局	ポンプ車	みやま 104	5W 携帯型

	種 別	設 置 場 所	呼出名称	出 力	備 考
11	陸上移動局	タンク車	みやま 103	5W	携帯型
12	陸上移動局	指令車	みやま 105	5W	携帯型
13	陸上移動局	搬送車	みやま 106	5W	携帯型
14	陸上移動局	救急1号	みやま 101	5W	携帯型
15	陸上移動局	救急2号	みやま 102	5W	携帯型

海山消防署（所轄系1W 携帯無線 460MHz帯）

	種 別	設 置 場 所	呼出名称	出 力	備 考
1	陸上移動局	海山消防署	みやま 301	1W	携帯型
2	陸上移動局	海山消防署	みやま 302	1W	携帯型
3	陸上移動局	海山消防署	みやま 303	1W	携帯型
4	陸上移動局	海山消防署	みやま 304	1W	携帯型
5	陸上移動局	海山消防署	みやま 305	1W	携帯型
6	陸上移動局	海山消防署	みやま 306	1W	携帯型

第4 避難所・医療機関等関係

4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時以外）

対象地区 (大字)	所在地 (小字)	名 称	災 害 別				収容 人数	備考
			地震	高潮	大雨			
					浸水	土砂		
三 浦	垣ノ内	三浦会館	○	○	○	○	160	
	中野	三浦小学校	○	○	○	○	860	
道 瀬	中田	道瀬集会所	○	○	○	○	100	
古 里	上ノ山	古里自然休養村管理センター	×	○	○	○	130	
海 野	久保地	旧海野小学校	○	○	○	×	950	
	東谷	コミュニティセンター海野会館	○	○	○	○	150	
長 島	新町	長島多目的会館	○	○	○	○	230	
	地蔵町	西小学校	○	○	○	○	2,120	
	船付	紀北中学校	○	○	○	○	1,860	
	中島	中ノ島会館	○	○	○	○	110	
	船付	山居集会所	○	○	×	○	50	
	松本	松本会館	×	○	○	×	70	
	岡ノ上	宮本集会所	○	○	○	×	70	
	新町	平岩新町集会所	×	○	○	×	120	
	南本町	ひかり保育園	×	○	○	×	160	
	久野	コミュニティセンター久野会館	○	×	○	○	40	
	紅ヶ平	出垣内集会所	○	○	○	○	70	
	挽木町濱	本町会館	○	○	○	○	80	
東長島	天摩	東長島公民館	○	○	○	○	840	
	小山	東小学校	○	○	○	○	1,570	
	井ノ島	社会福祉会館	○	○	○	○	390	
	呼崎	呼崎集会所	○	○	○	○	70	
	天摩	西井ノ島集会所	○	○	○	○	70	
	萩原	東井ノ島会館	○	○	○	○	70	
	片上	片上2区集会所	○	○	○	○	30	
田山	田山集会所	○	—	○	○	60		
島 原	イコゲ	若者センター	○	—	○	○	520	
	志子上	旧志子小学校	○	—	○	○	960	
	イコゲ	赤羽小学校	○	—	○	○	770	
	イコゲ	赤羽中学校	○	—	○	○	1,150	
	金剛橋	中桐会館	○	—	○	○	70	
	志子奥	志子奥集会所	○	—	○	○	70	
	石原	赤羽会館	×	—	○	○	70	
大 原	中井垣内	大原集会所	○	—	×	○	50	
十 須	中村	十須集会所	○	—	○	○	40	
	馬場	此ヶ野集会所	○	—	○	○	50	
	下河内	中原多目的集会所	○	—	○	○	50	
馬 瀬	道合	馬瀬多目的集会施設	○	—	○	○	50	
	上手広	広禅院	×	—	○	○	50	
	鯨	鯨集会所	○	—	○	○	40	

対象地区 (大字)	所在地 (小字)	名 称	災 害 別				収容 人数	備考
			地震	高潮	大雨			
					浸水	土砂		
河 内	古川堤外	河内集会所	○	—	○	○	50	
	猪ノ谷	細野集会所	×	—	○	×	40	
上 里	悪水小川外	上里集会所	○	—	○	○	80	
	大森	上里小学校	○	—	○	○	1,080	
	西山東側	三船中学校	○	—	○	○	1,350	
中 里	大平	小松原集会所	○	—	○	×	50	
船 津	阿藪	新田多目的集会施設	○	—	×	○	40	
	内頭口	紀北地域児童発達支援施設	○	—	×	○	310	
	内頭口	中新田集会所	○	—	○	×	40	
	里	船津小学校	○	—	○	×	740	
	稲荷堂	海山リサイクルセンター	○	—	○	○	50	
相 賀	見千代鼻	汐見集会所	○	×	×	×	50	
	本地	相賀小学校	○	○	○	○	1,670	
	汐ノゾロ北野	海山公民館	○	×	×	○	920	
	汐ノゾロ	生涯学習センター	○	○	○	○	370	
	汐ノゾロ	海山体育館	○	×	×	○	550	
	汐ノゾロ	海山総合支所別館	○	○	○	○	180	
	汐ノゾロ	潮南中学校	○	○	○	○	2,350	
	金苔	天理教相賀分教会	×	○	○	×	80	
小山浦	里ノ内	小山浦集会所	○	○	○	×	60	
	里ノ内	長泉寺	×	○	○	×	80	
便ノ山	中曾	便ノ山多目的集会施設	○	—	○	×	50	
	中曾	宝泉寺	×	—	○	×	50	
小 浦	水口	良福寺	×	○	○	○	30	
引本浦	本町北側	引本浦集会所	○	×	○	○	90	
	芋坂	旧引本幼稚園	○	×	○	×	320	
	寺町西側	旧引本小学校 体育館	○	○	○	×	1,170	
	築地	引本会館	○	○	○	○	460	
	芋坂	吉祥院	×	○	○	×	150	
	長浜	長浜集会所	○	×	○	×	70	
矢口浦	生熊	生熊集会所	○	○	○	×	50	
	里	旧矢口小学校	○	○	○	○	1,080	
	里	矢口浦集会所	○	×	○	○	70	
白 浦	中ノ郷	常林寺	×	○	○	×	80	
	中ノ郷	白浦漁村センター	○	○	○	×	380	
	西里ノ上	旧白浦小学校	×	○	○	×	70	
	中ノ郷	白浦集会所	○	×	○	×	70	
島勝浦	中ノ郷	島勝浦集会所	○	×	○	○	70	
	中ノ郷	島勝浦体験型イベント交流施設	○	○	○	×	780	
	大里	島勝漁村センター	×	○	○	○	360	
合 計		80箇所	63	41	71	54	29,790	

(○・・・避難できる , ×・・・避難できない , —・・・対象外)

4-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時）

指定緊急避難場所（津波来襲時）

対象地区		名 称	海 抜	面積 (㎡)	収容人数
大字	小字				
三 浦	岡	①海蔵寺周辺高台	42.3m	360㎡	360人
	鹿焼	②林道鹿焼京戸線周辺高台	30.4m	220㎡	220人
	鹿焼	③鹿焼奥高台	38.2m	100㎡	100人
	小谷	④町道熊ヶ谷線周辺高台	20.5m	600㎡	600人
	生ヶ谷	⑤町道生ヶ谷三浦線大額(株)周辺高台	19.7m	240㎡	240人
	向井古戸	⑥紀勢自動車道緊急避難場所(三浦)	30.8m	190㎡	190人
道 瀬	新田	①法照院周辺高台	30.1m	130㎡	130人
	田ノ谷	②町道田ノ谷線周辺高台	20.1m	380㎡	380人
	小谷	③国道42号古里トンネル周辺高台(道瀬側)	22.1m	540㎡	540人
古 里	馬坂	①国道42号古里トンネル周辺高台(古里側)	26.3m	190㎡	190人
	谷田	②町道古里江ノ浦線長島隧道周辺高台	29.4m	240㎡	240人
	比幾	③赤崎展望台	53.8m	80㎡	80人
海 野	西垣内	①県道長島港古里線周辺高台	29.0m	80㎡	80人
	小池	②県道長島港古里線海野トンネル周辺高台	19.5m	250㎡	250人
	不動谷	③旧海野小学校周辺高台	24.8m	130㎡	130人
長 島	加田	①加田愛宕山一心教会周辺高台	17.3m	230㎡	230人
	田ノ谷	②県道長島港古里線海野トンネル長島側周辺高台	17.3m	230㎡	230人
	大向井	③中ノ島喫茶グリーンパールから江ノ浦大橋周辺高台	15.2m	960㎡	960人
	久野	④久野天理教周辺高台	14.3m	310㎡	310人
	岡ノ上	⑤宮本会館周辺高台	13.1m	780㎡	780人
	岡ノ上	⑥岡ノ上	18.7m	210㎡	210人
	往還町ノ上	⑦長島公園(記念碑山)	46.5m	500㎡	500人
	松本ノ	⑧旧松本公民館周辺高台	30.1m	120㎡	120人
	山居	⑨山居三重機工周辺高台	12.4m	450㎡	450人
	ナメラ	⑩紀伊長島幼稚園周辺高台	24.7m	530㎡	530人
	大久賀	⑪出垣内西側高台	28.5m	70㎡	70人
	加田大飛車戸	⑫紀勢自動車道緊急避難場所(加田)	45.6m	180㎡	180人
	大 谷	⑬紀勢自動車道緊急避難場所(出垣内)	36.0m	2,200㎡	2,200人
	東長島	城ノ濱	①城ノ浜別荘地周辺高台	49.5m	130㎡
城ノ濱		②城ノ浜遊歩道周辺高台	69.4m	90㎡	90人
小名倉		③名倉J R紀勢本線周辺高台	15.0m	80㎡	80人
大谷		④秋葉山公園	48.0m	240㎡	240人
向井		⑤萩原台周辺高台	20.1m	265㎡	265人
坂ノ谷		⑥紀伊長島インター周辺高台	21.5m	250㎡	250人
津本		⑦紀勢自動車道緊急避難場所(山本)	22.5m	100㎡	100人
宮ノ西		⑧田山坂周辺高台	44.8m	580㎡	580人
大久保		⑨二郷神社裏周辺高台	27.5m	150㎡	150人
トノス		⑩戸ノ須武村漁網周辺高台	10.4m	200㎡	200人
網屋		⑪岩本樋門付近の愛宕山	23.6m	20㎡	20人
向井		⑫赤岩周辺高台	24.5m	180㎡	180人
大谷		⑬奥田組裏山	30.0m	60㎡	60人
天摩		⑭紀北町役場屋上	18.3m	950㎡	950人
中洲		⑮中州公園津波避難タワー	17.5m	310㎡	310人
船 津	入田	①紀勢自動車道緊急避難場所(高丸山)	12.0m	100㎡	100人
	前柱	②紀勢自動車道緊急避難場所(前柱)	19.5m	570㎡	570人
	稲荷堂	③海山リサイクルセンター	22.8m	3070㎡	3,070人
相 賀	汐ノゾロ	①潮南中学校	14.4m	570㎡	570人
	見千代鼻	②汐見墓地上	15.0m	30㎡	30人
	見千代鼻	③汐見東側裏山	9.1m	290㎡	290人
	乙ノ輪	④汐見あけぼの団地奥裏山	16.3m	60㎡	60人
	渡利町	⑤渡利神社	17.8m	100㎡	100人

対象地区		名称	海抜	面積 (㎡)	収容人数
大字	小字				
相賀	汐ノヅロ	⑥海山総合支所本館屋上	14.7m	160㎡	160人
	汐ノヅロ	⑦海山総合支所本館(旧議会棟)	16.1m	160㎡	160人
	汐ノヅロ	⑧海山総合支所別館屋上	15.0m	150㎡	150人
	北	⑨紀北健康センター屋上	16.4m	280㎡	560人
	雷丸	⑩相賀墓地上林道	46.0m	160㎡	160人
	在ノ上	⑪新町公園地	45.4m	180㎡	180人
	在ノ上	⑫新愛宕山	48.9m	200㎡	200人
	瀬尻	⑬「道の駅」海山	16.3m	2,050㎡	2,050人
小浦	水口	①良福寺周辺高台	25.1m	90㎡	90人
小山浦	里ノ内	①小山浦集会所(裏山)	17.9m	220㎡	220人
	広子	②県道海山尾鷲港線沿	16.6m	180㎡	180人
便ノ山	便ノ山	①紀勢自動車道緊急避難場所(便ノ山)	25.2m	720㎡	720人
引本浦	在ノ上	①引本公園	87.9m	600㎡	600人
	在ノ上	②引本醤油裏山	19.6m	470㎡	470人
	在ノ上	③長浜お庚申さん高台	11.8m	110㎡	110人
	在ノ上	④長浜西側高台	14.3m	120㎡	120人
	築地	⑤引本会館屋上	13.1m	210㎡	210人
矢口浦	生熊	①生熊集会所周辺高台	14.1m	1,020㎡	1,020人
	松ヶ谷	②みやま園	11.4m	650㎡	650人
	樫ノ木谷	③矢口神社周辺高台	14.4m	560㎡	560人
	高島上	④県道バイパス沿高台	27.9m	740㎡	740人
	鍋倉	⑤県道矢口上里線	34.0m	360㎡	360人
	白越	⑥白越三叉路	15.3m	270㎡	270人
白浦	西里ノ上	①旧白浦小学校グラウンド	14.5m	720㎡	720人
	里ノ上	②中の郷高台	20.7m	500㎡	500人
島勝浦	玉戸	①島勝浦県道沿(玉戸)	17.0m	190㎡	190人
	西ノ谷	②島勝浦県道沿(西)	18.5m	100㎡	100人
	西ノ谷	③島勝浦県道沿(須賀利道)	36.6m	340㎡	340人
	世古ノ上	④世古共同井戸上	25.6m	50㎡	50人
	小谷	⑤向江避難場所	13.2m	80㎡	80人
	赤島	⑥和具の浜西高台	36.0m	80㎡	80人
	愛宕	⑦愛宕山(島勝浦)	20.0m	120㎡	120人
	宮ノ奥	⑧観音堂周辺高台	20.9m	110㎡	110人

指定避難所一覧(津波災害時)

対象地区(大字)	所在地(小字)	名称	収容人数	備考
島原	イコゲ	若者センター	520	
	イコゲ	赤羽小学校	770	
	イコゲ	赤羽中学校	1,150	
	金剛橋	中桐会館	70	
	中井垣内	大原集会所	50	
	石原	赤羽会館	70	
十須	中村	十須集会所	40	
	馬場	此ヶ野集会所	50	
	下河内	中原多目的集会所	50	
馬瀬	道合	馬瀬多目的集会所施設	50	
	上手広	広禅院	50	
	鯨	鯨集会所	40	
河内	古川堤外	河内集会所	50	
	猪ノ谷	細野集会所	40	

対象地区 (大字)	所在地 (小字)	名 称	収容人数	備考
上里	悪水小川外	上里集会所	80	
	大森	上里小学校	1,080	
	西山東側	三船中学校	1,350	
中里	大平	小松原集会所	50	
船津	阿菌	新田多目的集会施設	40	
	内頭口	紀北地域児童発達支援施設	310	
	内頭口	中新田集会所	40	
	里	船津小学校	740	
	稲荷堂	海山リサイクルセンター	50	
便ノ山	中曾	便ノ山多目的集会施設	50	
	中曾	宝泉寺	50	
合計		25箇所	6,840	

4-3 救護所一覧

第1次救護所

場 所	対 象 地 区	備 考
三浦会館・三浦小学校	三浦	
道瀬集会所	道瀬	
古里自然休養村センター	古里	
海野会館	海野	
中ノ島会館	中ノ島・栄町・田ノ谷	
西小学校	西町・地蔵町・土井ノ内・挽木町	
宮本集会所	往還町・仲町・合ノ町・本町・南本町・本下町・築地・港町	
長島多目的会館	入江町・横町・横下町・上本町・六太夫町・藪ノ町・浦町・新町・平岩町	
松本会館	松本	
山居集会所	山居	
紀北中学校	出垣内	
名倉集会所	名倉・城の浜	
社会福祉会館・東長島公民館	呼崎・中州・東井の島・西井の島・戸ノ須・倉ノ下・山本・渡し場上・中道・玉	
片上2区集会所	片上	
田山集会所	田山	
旧志子小学校	志子・志子奥・下地・有久寺	
若者センター・赤羽中学校・赤羽小学校・中原集会所	茂原・前山・島地・中桐・三戸・向井・大原・十須・此ノ野・下河内・大野内・江竜	
上里小学校体育館	馬瀬・河内・上里	
船津小学校体育館	中里・船津	
生涯学習センター	相賀・小山浦・便ノ山	
旧引本小学校体育館	引本浦	
旧矢口小学校体育館	矢口浦・白浦	
自然体験型イベント交流施設 けいちゅう	島勝浦	

第2次救護所

場 所	対 象 地 区	備 考
東長島公民館	十須・大原・島原・東長島・長島・海野・古里・道瀬・三浦	
第一病院	馬瀬・河内・上里・中里・船津・相賀・引本浦・矢口浦・白浦・島勝浦・小山・小山浦・便ノ山	

4-4 町内等医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
長島回生病院	東長島2番地	(0597) 47-1651	内科
紀伊長島クリニック	東長島200番地21	(0597) 47-4800	消化器内科・外科
尾辻医院	東長島324番地13	(0597) 47-0722	内科
かとう小児科	東長島592番地	(0597) 47-3341	小児科
平岡クリニック	長島1030番地	(0597) 47-1055	外科・内科
木ノ内医院	島原2972番地3	(0597) 47-4346	内科
三浦診療所	三浦205番地1	(0597) 49-3303	内科
上里診療所	上里350番地1	(0597) 33-1100	内科
第一病院	上里225番地8	(0597) 36-1111	内科・整形外科
加藤内科	相賀480番地136	(0597) 32-1666	内科
世古口クリニック	相賀1941番地4	(0597) 32-1188	内科・リハビリ科
野口内科胃腸科医院	引本浦883番地4	(0597) 32-2266	内科
島勝診療所	島勝浦315番地	(0597) 39-0009	内科

紀北管内救急指定病院

医療機関名	所在地	電話番号	備考
長島回生病院	東長島2番地	(0597) 47-1651	
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番地25号	(0597) 22-3111	災害医療センター

4-5 町内薬局一覧

薬局名	所在地	電話番号
山光堂薬品(株)	東長島33番地32	(0597) 47-1325
ドラッグセイムス紀伊長島店	東長島1969番地1	(0597) 47-5878
きいながしま駅前薬局	東長島200番地3	(0597) 47-3943
紀北調剤薬局(有)紀伊長島店	東長島15番地	(0597) 47-5959
ココカラファイン紀伊長島店	東長島588番地	(0597) 46-0121
みやま薬局	上里350番地4	(0597) 33-1125
尚美薬品	相賀662番地	(0597) 32-0076
中村調剤薬局	相賀480番地274	(0597) 33-0052
ドラッグセイムス海山相賀店	相賀270番地1	(0597) 32-4000
あおぞら薬局	相賀1937番地9	(0597) 32-4055
イシブチ薬局引本店	引本浦883番地1	(0597) 32-3636

4-6 消毒薬剤等備蓄状況

(平成30年4月1日)

薬品名	在庫量	保管場所
殺菌消毒液	100本(500ml)	東長島 環境管理課倉庫
殺菌消毒液	100本(500ml)	相賀 海山総合支所倉庫
抵抗性のある衛生害虫用殺虫剤	5缶(18l)	相賀 海山総合支所倉庫
抵抗性のある衛生害虫用殺虫剤	5缶(18l)	東長島 環境管理課倉庫

機械名	数量	保管場所
動力煙霧ミスト機	3台(FM4A)	海山リサイクルセンター
消毒液噴霧器	3器	東長島 環境管理課倉庫
消毒液噴霧器	3器	相賀 海山総合支所倉庫

第5 食料、給水等関係

5-1 食料（副食）調達先一覧

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号
玉 屋 商 店	長島912番地	(0597) 47-0035
オークワ紀伊長島店	東長島668番地	(0597) 47-4440
長島ショッピング中州店	東長島33番地150	(0597) 47-1622
主婦の店長島店	東長島981番地2	(0597) 46-0155
ファミリーマート紀北西長島店	長島1711番地1	(0597) 46-2871
ファミリーマート紀伊長島インター店	東長島711番地4	(0597) 46-0088
鈴 屋	長島1378番地1	(0597) 47-0040
プライスカット海山店	相賀480番地35	(0597) 32-2845
主婦の店相賀店	相賀825番地5	(0597) 32-1530
ヤマショー（有）	船津1074番地	(0597) 36-1616
ファミリーマートみやま相賀店	相賀834番地11	(0597) 32-4141

5-2 応急給水用資機材保有状況

本庁水道課

(令和4年4月1日)

機 器 の 種 別	保 有 能 力	数 量	備 考
移動式給水タンク	1 t・1.5 t	各1基	計2基 紅ヶ平浄水場
非常用飲料水袋	6 l	3,400袋	旧赤羽保育所(2,800袋) 始神テラス(600袋)
携帯型ポリ容器	23 l	30個	紅ヶ平浄水場
自家発電機	1.2KVA	2台	紅ヶ平浄水場
緊急用浄水装置	50m ³ /日	1台	紅ヶ平浄水場

海山総合支所水道室

(令和4年4月1日)

機 器 の 種 別	保 有 能 力	数 量	備 考
移動式給水タンク	2 t入	1基	便ノ山浄水場
非常用飲料水袋	6 l	2,000袋	便ノ山浄水場
携帯型ポリ容器	23 l	18個	便ノ山浄水場
携帯型ポリ容器	23 l	10個	中里浄水場
自家発電機	2.4KVA	1台	便ノ山浄水場
水中ポンプ	φ50	1台	便ノ山浄水場
緊急用浄水装置	50m ³ /日	1台	便ノ山浄水場

危機管理課（企業庁から譲渡）

(平成28年4月1日)

機 器 の 種 別	保 有 能 力	数 量	保 管 場 所
非常用浄水器	2000 l/hr	1基	三浦地内

5-3 給水計画一覧

(令和4年4月1日)

施設名		給水人口(人)	1日最大給水量(m ³)	給水地区
紀伊長島地区				
上水道		9,257	8,298	
	紅ヶ平浄水場	8,097	7,071	長島・東長島・志子・下地・海野・古里・道瀬
旧 簡 水	赤羽浄水場	456	386	茂原・前山・島地・中桐・向井・大原
	十須浄水場	164	103	此ヶ野・十須・河合・下河内・江竜
	三浦浄水場	530	738	三浦
未設置		10	—	三戸・大野内・有久寺
海山地区				
上水道		7,543	6,502	
	便ノ山浄水場	4,160	3,560	相賀・小山浦・便ノ山・小浦・引本浦・小笠原・前柱
旧 簡 水	中里浄水場	737	642	船津・中里
	上里浄水場	927	807	上里・河内
	馬瀬浄水場	1,715	1,493	馬瀬・矢口浦・白浦・島勝浦
未設置		4	—	馬瀬の一部
計		16,800	14,800	

第6 消防、水防等関係

6-1 消防施設等の状況

1 消防車両

(1) 紀伊長島消防署

(令和5年4月1日)

車種	年式	車名	登録番号	備考
普通ポンプ自動車	H18	日野	三重800す2206	1号車
水槽付ポンプ自動車	H25	日野	三重832ふ119	2号車
救急車	H22	トヨタ	三重800す6628	高規格車、1号車
救急車	H27	トヨタ	三重800せ754	高規格車、2号車
指令車	H29	トヨタ	三重800さ8984	
資機材搬送車	H16	マツダ	三重800さ9081	

(2) 海山消防署

(令和5年4月1日)

車種	年式	車名	登録番号	備考
普通ポンプ自動車	H18	日野	三重800す3444	3号車
水槽付ポンプ自動車	R3	日野	三重800す2509	1号車
救急車	R5	トヨタ	三重800せ5500	高規格車、2号車
救急車	H29	トヨタ	三重800せ2258	高規格車、1号車
指令車	H24	トヨタ	三重800す8036	
資機材搬送車	H24	日産	三重800す8405	トラック

2 消防救助用器材一覧

(令和5年4月1日)

種類	紀伊長島消防署	海山消防署
空気呼吸器	10	8
エンジンカッター	4	1
チルホール	2	3
スローダン	—	3
スプレッター	2	2
ルーカスカッター	2	2
ペダルカッター	1	1
船外機	2	2
エアバッグ	1	1
油圧式救助用具	1	1
救命ボート	1	1
救命胴衣	22	36

3 消防水利

(令和7年4月1日)

地区	消火栓	消防井戸	防火水槽
三野瀬地区	88	9	14
長島地区	108	15	9
東長島地区	162	13	14
赤羽地区	73	0	18
船津地区	114	16	14
相賀地区	166	18	11
引本地区	97	9	5
桂城地区	46	0	4
合計	854	80	89

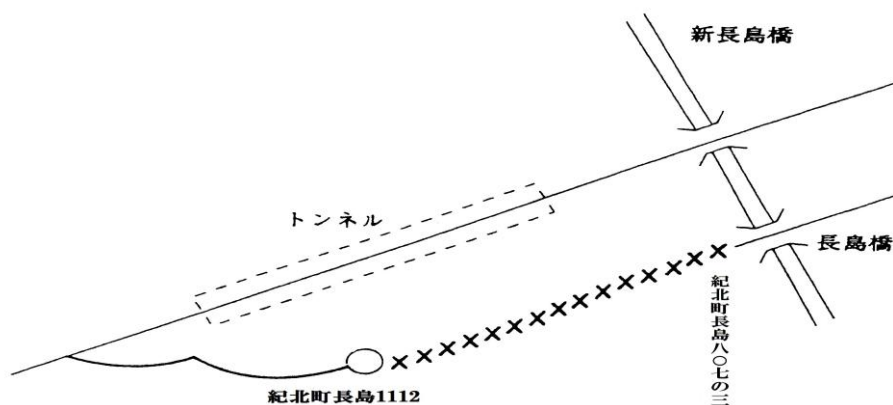
6-2 町内危険物施設状況

(令和5年4月1日現在)

地区名	製造所	貯蔵所							取扱所					事業所の件数	少量危険物貯蔵取扱所
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所	販売取扱所			
												第1種	第2種		
紀伊長島地区	—	6	16	2	2	—	6	3	9	—	9	—	—	20	52
海山地区	—	4	12	3	5	—	14	—	12	—	7	—	—	19	45
合計	—	10	28	5	7	—	20	3	21	—	16	—	—	39	97

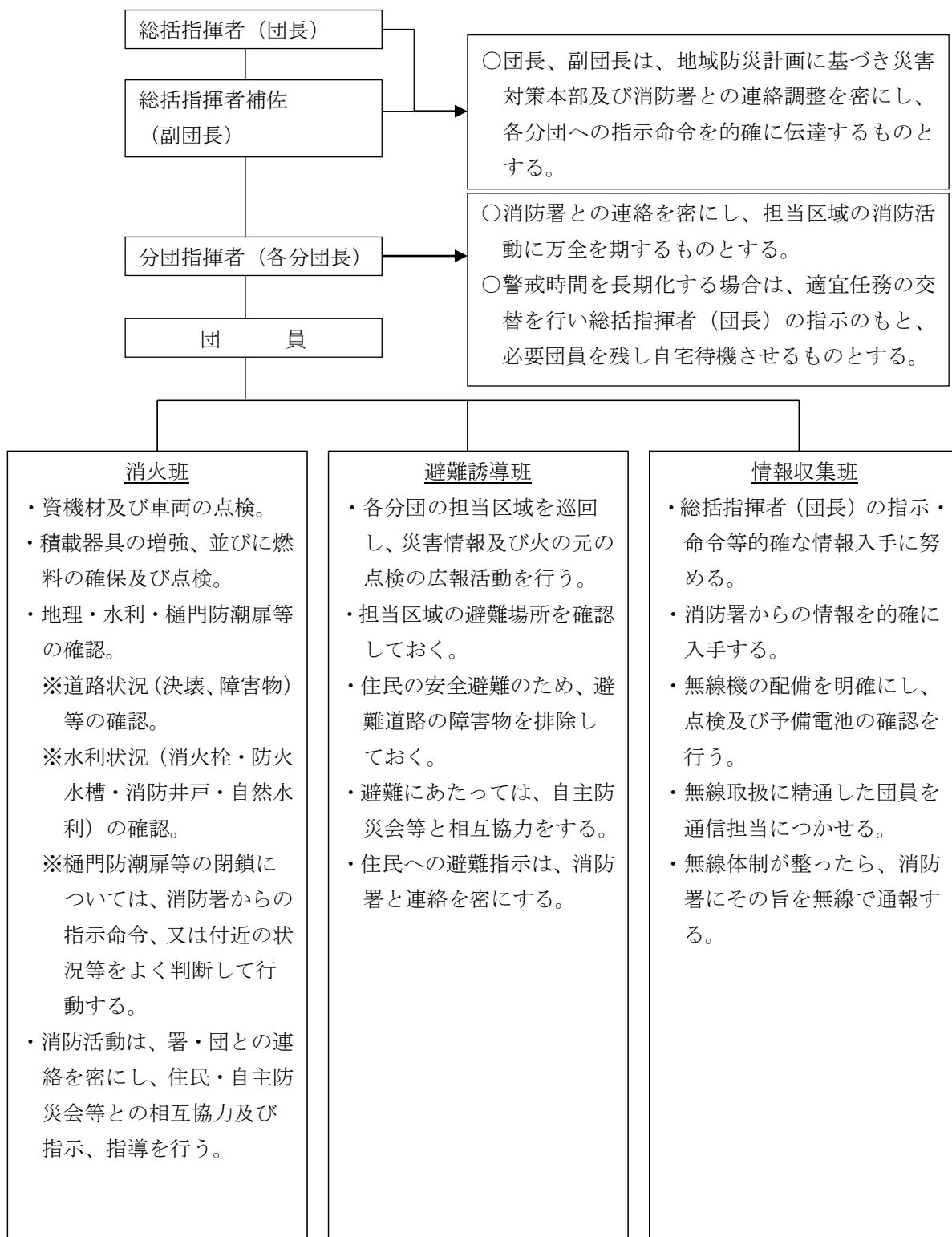
6-3 高圧ガス運搬制限道路

長島地内〔町道〕
長島地内付近図



6-4 消防団の組織、体制、詰所等の状況

1 組織編成及び任務分担



2 配備体制の参集

- 1 第3配備体制（非常体制）が発令されたときは、団員は速やかに所定の場所へ参集しなければならない。
 - (1) 参集時の服装・携行品
 - ア 服装……作業服・編上靴・ヘルメット
 - イ 携行品……手袋・タオル・懐中電灯・その他即消防活動に従事できる器材等を携行する。
 - (2) 参集途上の留意事項
 - ア 道路災害状況等の情報を出来るだけ収集し、署又は団に報告するものとする。
 - イ 火災、負傷者等の発生場所に遭遇したならば、効果的な支援が可能な場合は、必要最小限の協力をを行う。この場合、署又は団にその旨を報告し、指示を受けること。
 - (3) 参集後の留意事項

集めたときは、上級階級者は人員を把握し、直ちに担当任務を指名し活動するものとする。
 - (4) 家族への事前指示
 - ア 家族に対して、平素から災害時の消防機関の任務と重要性を認識させておくものとする。
 - イ 発生時の処置として、次のことを教育、訓練しておくこと。
 - (ア) 発災直後の火の始末
 - (イ) 身体の保護方法・応急保護処置
 - (ウ) 隣保共助による出火防止・初期消火・応急救護
 - (エ) 避難場所・避難時期とその方法
 - (オ) 非常用携行品等の準備

飲料水・食料・手ぬぐい・医薬品・懐中電灯・携帯ラジオ・消火器等

3 災害発生又は予想されるとき消防団配備体制（参集場所）

●風水害、その他の災害対策	団 長 副 団 長	分 団 長 副 分 団 長	部 長 班 長	団 員
第1 配備（準備体制） ①波浪警報 ②大雨・洪水・高潮注意報 ③その他異常な原因による災害	—	—	—	—
第2 配備（警戒体制） 必要に応じ消防団員一部を招集 ①警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮） ②その他異常な自然現象・人為的原因による災害が発生又は本部長（町長）が当該配備を必要と認めたとき。	災対本部 災対支部 各消防署	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所
第3 配備（非常体制） 必要に応じ全消防団員を招集 ①特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪） ②町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長（町長）が当該配備を必要と認めたとき。	災対本部 災対支部 各消防署	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所
●地震・津波対策	団 長 副 団 長	分 団 長 副 分 団 長	部 長 班 長	団 員
第1 配備（準備体制） 必要に応じ消防団員一部を自宅待機 ①町内に震度3の地震があったとき。 ②県内（当町を除く）に震度5弱以上の地震があったとき。 ③東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 ④その他地震に関する災害が予想される場合で本部長（町長）が認めたとき。	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機
第2 配備（警戒体制） 必要に応じ消防団員一部を招集 ①町内に震度4の地震があったとき。 ②三重県南部に津波注意報が発表されたとき。 ③東海地震注意情報が発表されたとき。 ④その他地震に関する災害が予想される場合で本部長（町長）が認めたとき。	災対本部 災対支部 各消防署	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所
第3 配備（非常体制） 必要に応じ全消防団員を招集 ①町内に震度5弱以上の地震があったとき。 ②三重県南部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。（注） ③東海地震予知情報が発表されたとき。 ④町全域にわたって地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長（町長）が必要と認めるとき。	災対本部 災対支部 各消防署	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所	消 防 団 各 詰 所

（注）津波災害時においては、「消防団活動・安全管理マニュアル～津波災害時～」によります。

4 消防団員等の出動集合詰所

	所属団部	集合場所		所属団部	集合場所
紀伊長島方面隊	消防団指揮本部	災害対策本部 紀伊長島消防署	海山方面隊	消防団指揮本部	災害対策支部 海山消防署
	第1分団 第1部	三浦詰所		第1分団 第1部	馬瀬詰所
	〃 第2部	道瀬詰所		〃 第2部	上里詰所
	〃 第3部	古里詰所		〃 第3部	船津詰所
	〃 第4部	海野詰所		〃 第4部	中里詰所
	第2分団 第1部	地藏町詰所		第2分団 第1部	相賀詰所
	〃 第2部	中ノ島詰所		〃 第2部	渡利詰所
	〃 第3部	松本詰所		〃 第3部	小山詰所
	〃 第4部	出垣内詰所		第3分団 第1部	引本詰所
	第3分団 第1部	呼崎詰所		〃 第2部	長浜詰所
	〃 第2部	井ノ島詰所		〃 第3部	矢口詰所
	〃 第3部	片上詰所		第4分団 第1部	島勝詰所
	〃 第4部	山本詰所		〃 第2部	白浦詰所
	第4分団 第1部	志子詰所		女性分団	災害対策支部
	〃 第2部	前山詰所			
	〃 第3部	十須詰所			
	女性分団	災害対策本部			

5 消防団車両

(1) 紀伊長島方面隊

令和3年4月1日現在

	車名	年式	番号	場所	備考
1	ニッサンアトラス	H 3 1	三重せ 800-3009	三浦詰所	8人乗り
2	ダイハツ	H 2 9	三重あ 880-2335	道瀬詰所	軽4人乗り
3	ニッサンアトラス	H 2 3	三重す 800-7375	古里詰所	6人乗り
4	スズキキャリー	H 2 8	三重あ 880-2157	海野詰所	4人乗り
5	スズキキャリー	H 2 6	三重あ 880-1767	中ノ島詰所	軽4人乗り
6	ニッサン	H 2 2	三重す 800-6459	新町詰所	6人乗り
7	マツダ	H 2 1	三重あ 880-738	松本詰所	軽2人乗り
8	スズキキャリー	H 2 6	三重あ 880-1621	出垣内詰所	軽4人乗り
9	スズキキャリー	H 2 5	三重あ 880-1408	呼崎詰所	軽4人乗り
10	スズキキャリー	H 2 5	三重あ 880-1440	井ノ島詰所	軽4人乗り
11	スズキキャリー	H 2 4	三重あ 880-1271	片上詰所	軽4人乗り
12	ダイハツ	H 2 5	三重あ 880-1420	山本詰所	軽4人乗り
13	ダイハツ	H 2 7	三重あ 880-1941	志子詰所	軽4人乗り
14	ニッサン	H 2 0	三重す 800-4699	前山詰所	6人乗り
15	トヨタエース	R 2	三重す 800-4223	十須詰所	8人乗り

(2) 海山方面隊

令和3年4月1日現在

	車名	年式	番号	場所	備考
1	ハイゼット	H 1 9	三重あ 880-539	馬瀬詰所	軽トラ
2	アトラス	H 2 6	三重す 800-9388	上里詰所	8人乗り
3	ハイエース	R 5	三重す 800-5099	中里車庫	8人乗り
4	ダイハツ	R 1	三重あ 800-2638	船津詰所	軽トラ
5	アトラス	H 2 4	三重す 800-8520	相賀詰所	6人乗り
6	ダイハツ	H 3 1	三重あ 880-2517	小山詰所	軽トラ
7	トヨタエース	H 2 6	三重す 800-9974	渡利詰所	8人乗り
8	トヨタ	R 2	三重せ 800-3730	引本詰所	8人乗り
9	スズキキャリー	H 2 4	三重あ 880-1270	長浜車庫	軽4人乗り
10	トヨタ	H 2 7	三重せ 800-759	矢口詰所	8人乗り
11	トヨタ	H 2 9	三重せ 800-2324	島勝詰所	8人乗り
12	スズキキャリー	H 2 8	三重さ 880-2156	白浦車庫	4人乗り

6-5 重要水防区域

1 河川

番号	水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所					摘要
			左右の別	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
1	赤羽川	赤羽川	右	0K+0m から	長島 から	10,427	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	10,427	A	積土俵工	高さ 不足
				10.4K+27m まで	十須 まで			10.4K+27m まで				
2	赤羽川	赤羽川	左	0K+0m から	長島 から	10,427	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	10,427	A	積土俵工	高さ 不足
				10.4K+27m まで	十須 まで			10.4K+27m まで				
3	赤羽川	三戸川	右	0K+0m から	島原 から	2,300	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	2,300	A	積土俵工	高さ 不足
				2.2K+100m まで	島原 まで			2.2K+100m まで				
4	赤羽川	三戸川	左	0K+0m から	島原 から	2,300	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	2,300	A	積土俵工	高さ 不足
				2.2K+100m まで	島原 まで			2.2K+100m まで				
5	船津川	船津川	右	0K+0m から	相賀 から	5,400	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	5,400	A	積土俵工	高さ 不足
				5.4K+0m まで	上里 まで			5.4K+0m まで				
6	船津川	船津川	左	0K+0m から	相賀 から	3,000	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	3,000	A	積土俵工	高さ 不足
				3.0K+0m まで	船津 まで			3.0K+0m まで				
7	船津川	船津川	右	5.4K+190m から	上里 から	810	法崩れ すべり	5.4K+190m から	810	B	杭打積土 俵工	
				6.4K+70m まで	上里 まで			6.4K+70m まで				
8	船津川	船津川	左	5.6K+110m から	上里 から	540	法崩れ すべり	5.6K+110m から	540	B	杭打積土 俵工	
				6.2K+0m まで	上里 まで			6.2K+0m まで				
9	船津川	白石湖	左	0K+0m から	相賀 から	3,700	堤防高 (流下能力)	0K+0m から	3,700	B	積土俵工	高さ 不足
				0K+3,700m まで	相賀 まで			0K+3,700m まで				
10	船津川	内頭川	左	0K+170m から	船津 から	1,040	堤防高 (流下能力)	0K+170m から	1,040	B	積土俵工	高さ 不足
				1.2K+40m まで	船津 まで			1.2K+40m まで				
11	船津川	内頭川	右	0K+170m から	船津 から	1,160	堤防高 (流下能力)	0K+170m から	1,160	B	積土俵工	高さ 不足
				1.2K+140m まで	船津 まで			1.2K+40m まで				
12	船津川	往古川	右	0.6K+10m から	中里 から	640	堤防断面	0.6K+10m から	640	B	積土俵工	断面 不足
				1.2K+80m まで	中里 まで			1.2K+80m まで				
13	船津川	往古川	左	0.6K+10m から	中里 から	2,280	法崩れ すべり	0.6K+10m から	2,280	B	杭打積土 俵工	
				2.8K+110m まで	中里 まで			2.8K+110m まで				
14	船津川	大船川	右	1.8K+0m から	馬瀬 から	600	堤防高 (流下能力)	1.8K+0m から	600	B	積土俵工	河積 不足
				2.4K+40m まで	馬瀬 まで			2.4K+40m まで				
15	船津川	大船川	左	2.0K+70m から	馬瀬 から	320	堤防高 (流下能力)	2.0K+70m から	320	B	積土俵工	河積 不足
				2.2K+150m まで	馬瀬 まで			2.2K+150m まで				

番号	水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所					摘要
			左右の別	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
16	銚子川	銚子川	左	0K+40m から	相賀 から	980	漏水	0K+40m から	980	B	月の輸工	
				1.0K+0m まで	相賀 まで			1.0K+0m まで				
17	銚子川	銚子川	右	0K+100m から	相賀 から	830	堤防高 (流下能力)	0K+100m から	830	B	積土俵工	高さ不足
				1.0K+0m まで	相賀 まで			1.0K+0m まで				
18	銚子川	銚子川	左	2.6K+0m から	相賀 から	450	水衝洗掘	2.6K+0m から	450	B	木竹流工	
				3.0K+10m まで	相賀 まで			3.0K+10m まで				

2 海岸

番号	海岸名	建設 港湾 の別	重要水防区域指定区間			重要水防箇所					摘要
			位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
1	呼崎名倉 地区海岸	港	+0m から	東長島から	1,020	工作物	+0m から	1,020	B	積土俵工	堤防護岸 老朽化
			+1,020m まで	東長島まで			+1,020m まで				
2	呼崎名倉 地区海岸	港	+0m から	東長島から	510	堤防高 (流下能力)	+0m から	510	B	積土俵工	高さ不足
			+510m まで	東長島まで			+510m まで				
3	江ノ浦 地区海岸	港	+0m から	長島 から	360	工作物	+0m から	360	B	積土俵工	護岸 老朽化
			+360m まで	長島 まで			+360m まで				
4	中ノ島 地区海岸	港	+0m から	長島 から	1,620	工作物	+0m から	1,620	B	積土俵工	護岸 老朽化
			+1,620m まで	長島 まで			+1,620m まで				
5	海野 地区海岸	建	+0m から	海野 から	840	堤防高 (流下能力)	+0m から	840	B	積土俵工	高さ不足
			+840m まで	海野 まで			+840m まで				
6	海野 地区海岸	建	+0m から	海野 から	840	工作物	+0m から	(840) 840	B	積土俵工	堤防護岸 老朽化
			+840m まで	海野 まで			+840m まで				
7	道瀬 地区海岸	建	+0m から	道瀬 から	860	堤防高 (流下能力)	+0m から	860	B	積土俵工	高さ不足
			+1,000m まで	道瀬 まで			+860m まで				
8	道瀬 地区海岸	建	+0m から	道瀬 から	860	工作物	+0m から	(400) 400	B	積土俵工	堤防 老朽化
			+1,000m まで	道瀬 まで			+400m まで				
9	道瀬 地区海岸	建	+0m から	道瀬 から	1,000	堤防高 (流下能力)	+860m から	100	B	積土俵工	
			+1,000m まで	道瀬 まで			+960m まで				
10	道瀬 地区海岸	建	+0m から	道瀬 から	1,000	工作物	+960m から	40	B	積土俵工	堤防 老朽化
			+1,000m まで	道瀬 まで			+1,000m まで				
11	白浦東 地先海岸	建	+0m から	白浦 から	1,170	侵食	+0m から	1,170	B	杭打積土 俵工	
			+1,170m まで	白浦 まで			+1,170m まで				
12	白浦西 地先海岸	建	+0m から	白浦 から	200	工作物	+0m から	200	B	積土俵工	護岸 老朽化
			+200m まで	白浦 まで			+200m まで				

番号	海岸名	建設 港湾 の別	重要水防区域指定区間			重要水防箇所					摘要
			位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水 防工法	
13	島勝浦 地区海岸	建	+0m から	島勝浦から	1,080	堤防高 (流下能力)	+0m から	1,080	B	積土工	護岸 老朽化 高さ不足
			+1,080m まで	島勝浦まで			+1,080m まで				
14	引本 地区海岸	港	+0m から	引本浦から	3,840	工作物	+0m から	3,840	B	積土工	護岸 老朽化
			+3,400m まで	引本浦まで			+3,840m まで				
15	小山浦 地区海岸	建	+0m から	小山浦から	480	堤防高 (流下能力)	+0m から	480	B	積土工	護岸 老朽化 高さ不足
			+480m まで	小山浦まで			+480m まで				

6-6 水防活動実施報告書

様式第1号

○水防活動実施報告書

水防団体名 指定、非指定の別、団体名	水防活動 延 人	水防活動費 (A)	使用(消費)資材費			合 計 (A+B)	水防活動を実施 した月 日	備 考 (異常現象名)
			主 要 資 材	その他資器材	小 計(B)			
	人	円	円	円	円			

6-7 水防実施状況報告書

様式第2号

○水防実施状況報告書

県	管理団体名	指定	非指定	報告年月日				年	月	日
				物	資材費	器材費	燃料費			
(1) 出水の概況	〇〇川	警戒水位	〇〇m出							円
(2) 水防実施箇所	〇〇〇〇支流川	〇〇川	雨量〇〇mm							円
(3) 日時	自	月	日	時	至	月	日	時		円
(4) 出動人員概数	水防団	消防団	その他	計						円
(5) 水防作業の概況及び工法	〇〇工法	〇〇箇所	〇〇m	功労者の氏名、年齢、所属及び功績概要						
(6) 水防の結果	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口	その他	管理団体の水防従事の立場よりみて記入すること。	
	果	害							管理団体の水防従事の立場よりみて記入すること。	

6-8 各地区樋門等状況

番号	河川・海岸名	施設名	ゲートの種類	所在地	操作責任者	管理者	備考
1	長島港	小名倉1号樋門	マイター	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
2	長島港	小名倉2号樋門	フラップ	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
3	長島港	小名倉3号樋門	フラップ	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
4	長島港	小名倉4号樋門	フラップ	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
5	長島港	小名倉5号樋門	スルース	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
6	長島港	小名倉1号防潮扉	横引き	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	電動
7	長島港	小名倉2号防潮扉	スイング	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
8	長島港	名倉1号樋門	フラップ	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
9	長島港	名倉1号防潮扉	横引き	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	電動
10	長島港	名倉2号防潮扉	横引き	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	電動
11	長島港	名倉3号防潮扉	横引き	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	電動
12	長島港	名倉4号防潮扉	横引き	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	電動
13	長島港	城ノ浜防潮扉	横引き	城ノ浜	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
14	長島港	入江町1号樋門	スライド	入江	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
15	長島港	入江町1号防潮扉	横引き	入江	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
16	長島港	入江町2号防潮扉	横引き	入江	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
17	長島港	入江町3号防潮扉	横引き	入江	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
18	長島港	入江町4号防潮扉	横引き	入江	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
19	長島港	入江町5号防潮扉	横引き	入江	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
20	長島港	地蔵町1号樋門	スルース	地蔵	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
21	長島港	地蔵町1号防潮扉	スイング	地蔵	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
22	長島港	地蔵町2号防潮扉	スイング	地蔵	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
23	長島港	中ノ島1号樋門	スルース	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
24	長島港	中ノ島1号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
25	長島港	中ノ島2号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
26	長島港	中ノ島3号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
27	長島港	中ノ島4号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
28	長島港	中ノ島5号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
29	長島港	中ノ島6号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
30	長島港	中ノ島7号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
31	長島港	中ノ島8号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
32	長島港	中ノ島9号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
33	長島港	中ノ島10号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
34	長島港	中ノ島11号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
35	長島港	中ノ島12号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
36	長島港	中ノ島13号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
37	長島港	中ノ島14号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
38	長島港	中ノ島15号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動

番号	河川・海岸名	施設名	ゲートの種類	所在地	操作責任者	管理者	備考
39	長島港	中ノ島16号防潮扉	横引き	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
40	長島港	中ノ島18号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
41	長島港	中ノ島19号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
42	長島港	中ノ島20号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
43	長島港	中ノ島21号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
44	長島港	中ノ島22号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
45	長島港	中ノ島23号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
46	長島港	中ノ島24号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
47	長島港	中ノ島25号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
48	長島港	中ノ島26号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
49	長島港	中ノ島27号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
50	長島港	中ノ島28号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
51	長島港	中ノ島29号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
52	長島港	中ノ島30号防潮扉	スイング	中ノ島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
53	長島港	横下町1号防潮扉	横引き	横下	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
54	長島港	西町1号樋門	マイター	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
55	長島港	西町1号防潮扉	横引き	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
56	長島港	西町2号防潮扉	横引き	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
57	長島港	西町3号防潮扉	スイング	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
58	長島港	西町4号防潮扉	スイング	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
59	長島港	西町5号防潮扉	スイング	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
60	長島港	西町6号防潮扉	スイング	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
61	長島港	西町7号防潮扉	スイング	西町	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
62	長島港	土井ノ内町1号防潮扉	スイング	土井ノ内	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
63	長島港	土井ノ内町2号防潮扉	スイング	土井ノ内	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
64	長島港	前浜1号防潮扉	横引き	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	電動
65	海野地区海岸	長島古里樋門	マイター/スルス	古里	紀伊長島方面隊第1分団	三重県	電動
66	海野地区海岸	古里陸閘	横引き	古里	紀伊長島方面隊第1分団	三重県	
67	道瀬地区海岸	道瀬樋門	マイター/ローラー	道瀬	紀伊長島方面隊第1分団	三重県	
68	片上川	長島岩本樋門	マイター/ローラー	東長島	紀伊長島方面隊第3分団	三重県	
69	赤羽川	長島松本1号樋門	スルス	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
70	赤羽川	長島松本2号樋門	スルス	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
71	赤羽川	長島松本3号樋門	スルス	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
72	赤羽川	松本1号陸閘	スイング	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
73	赤羽川	松本2号陸閘	スイング	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
74	赤羽川	松本3号陸閘	スイング	長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
75	萩原川	長島呼崎樋門	マイター	東長島	紀伊長島方面隊第2分団	三重県	
76	大瀬川	鹿焼樋門	マイター/スルス	三浦	紀伊長島方面隊第1分団	三重県	
77	三浦漁港	古戸川樋門	ローラー	三浦	農林水産課	紀北町	遠隔

番号	河川・海岸名	施設名	ゲートの種類	所在地	操作責任者	管理者	備考
78	三浦漁港	三浦樋門	スライド	三浦	紀伊長島方面隊第1分団	紀北町	
79	三浦漁港	三浦第1防潮扉	横引き	三浦	農林水産課	紀北町	電動
80	三浦漁港	三浦第2防潮扉	横引き	三浦	農林水産課	紀北町	電動
81	三浦漁港	三浦第3防潮扉	横引き	三浦	農林水産課	紀北町	電動
82	海野漁港	海野第1樋門	スルース	海野	紀伊長島方面隊第1分団	紀北町	
83	宮前川	海野宮前樋門	スルース	海野	紀伊長島方面隊第1分団	紀北町	
84	古里比幾海岸	古里比幾樋門	スルース	古里	紀伊長島方面隊第1分団	紀北町	
85	古里比幾海岸	古里比幾防潮扉	フラップ	古里	紀伊長島方面隊第1分団	紀北町	
86	舟付川	山居樋門	スルース	山居	農林水産課	紀北町	町①
87	排水路	山本樋門	フラップ	山本	農林水産課	紀北町	町②
88	志子川	志子川樋門	スルース	志子	紀伊長島方面隊第4分団	紀北町	
89	引本港	大谷川樋門	スルース	長浜	海山方面隊第3分団	三重県	
90	引本港	相賀15-2防潮扉	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
91	引本港	相賀15-3防潮扉	横引き	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
92	引本港	引本浦16号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
93	引本港	引本浦17号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
94	引本港	引本浦18号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
95	引本港	引本浦19号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
96	引本港	引本浦20号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
97	引本港	引本浦21号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
98	引本港	引本浦22号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
99	引本港	引本浦23号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
100	引本港	引本浦24号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	電動
101	引本港	引本浦25号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
102	引本港	引本浦26号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
103	引本港	引本浦27号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	電動
104	引本港	引本浦28号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
105	引本港	引本浦29号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
106	引本港	引本浦30号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
107	引本港	引本浦31号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	電動
108	引本港	引本浦33号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
109	引本港	引本浦34号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	電動
110	引本港	引本浦35号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
111	引本港	引本浦36号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	電動
112	引本港	引本浦37号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
113	引本港	引本浦38号防潮扉	スイング	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
114	引本港	引本浦39号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	電動
115	引本港	引本浦40号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	
116	引本港	引本浦41号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第3分団	三重県	

番号	河川・海岸名	施設名	ゲートの種類	所在地	操作責任者	管理者	備考
117	引本港	引本浦 42 号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
118	引本港	引本浦 43 号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
119	引本港	引本浦 44 号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
120	引本港	引本浦 46 号防潮扉	横引き	引本浦	海山方面隊第 3 分団	三重県	
121	引本港	長浜 47 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
122	引本港	長浜 49 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
123	引本港	長浜 50 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
124	引本港	長浜 51 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
125	引本港	長浜 52 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
126	引本港	長浜 53 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
127	引本港	長浜 54 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
128	引本港	長浜 55 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
129	引本港	長浜 56 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
130	引本港	長浜 57 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
131	引本港	長浜 58 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
132	引本港	長浜 59 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
133	引本港	長浜 60 号防潮扉	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
134	引本浦地区海岸	長浜樋門	スルース	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
135	引本浦地区海岸	長浜 1 号陸閘	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
136	引本浦地区海岸	長浜 2 号陸閘	横引き	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
137	引本浦地区海岸	長浜 3 号陸閘	スイング	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
138	引本浦地区海岸	長浜 5 号陸閘	スイング	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
139	引本浦地区海岸	長浜 6 号陸閘	スイング	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	
140	引本浦地区海岸	長浜 7 号陸閘	スイング	長浜	海山方面隊第 3 分団	三重県	電動
141	小山浦地区海岸	小山浦陸閘	スイング	小山浦	海山方面隊第 2 分団	三重県	
142	矢口漁港	矢口第 1 樋門	ローラー	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	遠隔
143	矢口漁港	矢口第 2 樋門	スライド	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	遠隔
144	矢口漁港	矢口第 1 防潮扉	スライド	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	電動
145	矢口漁港	矢口第 2 防潮扉	スライド	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	
146	矢口漁港	矢口第 3 防潮扉	スライド	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	電動
147	矢口漁港	矢口第 4 防潮扉	スライド	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	
148	矢口漁港	矢口第 5 防潮堤	スライド	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	
149	白浦漁港	白浦第 1 樋門	スライド	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	
150	白浦漁港	白浦第 2 樋門	スライド	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	
151	白浦漁港	白浦第 3 樋門	スライド	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	
152	白浦漁港	白浦第 1 防潮扉	横引き	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	
153	白浦漁港	白浦第 2 防潮扉	横引き	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	
154	白浦漁港	白浦第 3 防潮扉	横引き	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	
155	白浦漁港	白浦第 4 防潮扉	横引き	白浦	海山方面隊第 4 分団	紀北町	

番号	河川・海岸名	施設名	ゲートの種類	所在地	操作責任者	管理者	備考
156	白浦漁港	白浦第5防潮扉	スイング	白浦	海山方面隊第4分団	紀北町	電動
157	白浦漁港	白浦第6防潮扉	スイング	白浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
158	白浦漁港	白浦第7防潮扉	横引き	白浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
159	白浦漁港	白浦第8防潮扉	横引き	白浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
160	白浦漁港	白浦第9防潮扉	スイング	白浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
161	島勝漁港	島勝第1樋門	スライド	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
162	島勝漁港	島勝第2樋門	スライド	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	電動
163	島勝漁港	島勝第1防潮扉	スイング	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
164	島勝漁港	島勝第2防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
165	島勝漁港	島勝第3防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
166	島勝漁港	島勝第4防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	電動
167	島勝漁港	島勝第5防潮扉	スイング	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
168	島勝漁港	島勝第6防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
169	島勝漁港	島勝第7防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
170	島勝漁港	島勝第8防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
171	島勝漁港	島勝第9防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
172	島勝漁港	島勝第10防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
173	島勝漁港	島勝第11防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
174	島勝漁港	島勝第12防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
175	島勝漁港	島勝第13防潮扉	横引き	島勝浦	海山方面隊第4分団	紀北町	
176	元谷川	元大白樋門	フラップ / ローラー	白浦	海山方面隊第3分団	三重県	
177	船津川	本地樋門	スルース	相賀	危機管理課	三重県	町③
178	船津川	江崎樋門	スルース	相賀	農林水産課	三重県	町④
179	船津川	江崎1号陸閘	横引き	相賀	海山方面隊第2分団	三重県	
180	船津川	江崎2号陸閘	横引き	相賀	海山方面隊第2分団	三重県	
181	船津川	渡利1号陸閘	横引き	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
182	船津川	渡利2号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
183	船津川	渡利3号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
184	船津川	渡利4号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
185	船津川	渡利5号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
186	船津川	渡利6号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
187	船津川	渡利7号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
188	船津川	渡利8号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
189	船津川	渡利9号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
190	船津川	渡利10号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
191	船津川	渡利11号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
192	船津川	渡利12号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
193	船津川	渡利13号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	
194	船津川	渡利14号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第2分団	三重県	

番号	河川・海岸名	施設名	ゲートの種類	所在地	操作責任者	管理者	備考
195	船津川	渡利 15 号陸閘	スイング	渡利	海山方面隊第 2 分団	三重県	
196	大船川	栗尾樋門	フラップ	鯨	海山方面隊第 1 分団	三重県	
197	大船川	太田樋門	フラップ	鯨	海山方面隊第 1 分団	三重県	
198	大船川	上里樋門	フラップ	鯨	海山方面隊第 1 分団	三重県	
199	船津川	向井樋門	スルース	中里	農林水産課	紀北町	町⑤
200	船津川	中里樋門	スルース	中里	農林水産課	紀北町	町⑥
201	内頭川	船津樋門	スルース	船津	農林水産課	紀北町	町⑦
202	矢口浦海岸	矢口樋門	スルース	矢口浦	海山方面隊第 3 分団	紀北町	
203	清水川	小山浦樋門	スルース	小山浦	海山方面隊第 2 分団	紀北町	
204	船津川	見千代鼻樋門	スルース	相賀	危機管理課	紀北町	町⑧
205	前柱川	前柱 1 号陸閘	スイング	船津	海山方面隊第 2 分団	紀北町	
206	前柱川	前柱 2 号陸閘	横引き	船津	海山方面隊第 2 分団	紀北町	
207	前柱川	前柱 3 号陸閘	横引き	船津	海山方面隊第 2 分団	紀北町	
208	長島港	呼崎 1 号防潮扉	スイング	東長島	三重県	三重県	
209	内頭川	内頭防潮樋門	ローラー	船津	農林水産課	三重県	電動

6-9 各地区排水機場設置状況

番号	河川名	施設名	ポンプ口径	排水量	排水量 (合計)	操作責任者	備考
1	船付川～赤羽川	出垣内排水機場	1,200mm	180t/min	180t/min	農林水産課	
2	排水路～赤羽川	山本排水機場	900mm	110t/min	110t/min	農林水産課	
3	悪水小川～船津川	上里排水機場	800mm 1,000mm	80t/min 140t/min	220t/min	農林水産課	
4	20 号河川～船津川	中里排水機場	800mm	90t/min	90t/min	農林水産課	
5	内頭川～船津川	船津川排水機場	1,200mm 1,500mm	180t/min 300t/min	480t/min	農林水産課	
6	見千代鼻小川～船津川	汐見排水機場	500mm 700mm	40t/min 66t/min	106t/min	危機管理課	
7	源八川～船津川	汐ノ津呂排水機場	1,000mm	128t/min	128t/min	危機管理課	
8	こぶた川～船津川	相賀排水機場	700mm	60t/min	60t/min	農林水産課	

6-10 水防資材の備蓄状況

名 称	所在地	備 蓄 資 材														
		土のう袋	杭	スコップ	ジョレン	テミ	掛矢	ツルハシ	ノコギリ	ナタ	草刈カマ	手カギ	ボール	チルホール	ハンドマイク	救命胴衣
紀北町水防倉庫	中 州	6,000	670	40	10	16	4	17	2		1		4			
前山消防詰所	前 山	250	40	2	2	1	1						3			4
片上公民館	片 上	106	30													
片上消防詰所	片 上	200	50	2	1	1	2						3			4
三浦消防詰所	三 浦	300	160	2	2	1	2						2			4
田山自主防災倉庫	田 山	300	100													
志子奥消防詰所	志子奥	60	60	1	2	1	2						2			8
下地集会所	下 地	40														
道瀬消防詰所	道 瀬	20	80	5	7	1	2		1		2		9			5
十須消防詰所	十 須	10	100	3	1	1	2						2			4
馬瀬消防団詰所	馬 瀬			4	4	4	2	1								4
上里消防団詰所	上 里	400	20	8	6	4	2	0	2				4			4
中里消防団車庫	中 里	200	7	6	0	3	0	2					3			4
船津消防団詰所	船 津	150	1	3	7	2	3	2								4
相賀消防団詰所	相 賀	430	50	12	1	7	6		2				4			5
紀北町防災倉庫	相 賀	400	12	1	2	2	1	1								
小山消防団車庫	小 山	400		6	8	4	1						1			5
渡利消防団車庫	渡 利	200		5	4	6	1						1		1	5
引本消防団詰所	引 本	400	30	4	2	3	3		3				2	2	2	5
長浜消防団車庫	長 浜			5	5	7	2	1	0				1			5
矢口消防団詰所	矢 口	150		6	4	4	3		1				1		1	5
白(東)消防団車庫	白 浦			5	4			1					2	1	2	5
島勝消防団詰所	島 勝	400	80	9	6	8	3	7	1				2	2		10

第7 輸送等関係

7-1 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

指定番号	名称	所在地	緯度	管 理 番 号	面積 (㎡)	離着陸場規模	避難場所指定	土地表面	散水の必要性	対空表示	備 考
543-01	紀北町東長島スポーツ公園	東長島769番地1	N 34° 12' 42" E 136° 20' 09"	紀北町長 0597-46-3114	120 × 90	B	有	土	有		ヘリ専用 拠点
543-02	紀北中学校グラウンド	長島444番地	N 34° 12' 30" E 136° 19' 36"	学校長 0597-47-0269	110 × 70	C	有	赤土	有		
543-03	赤羽公園多目的広場	島原140番地55	N 34° 12' 52" E 136° 18' 12"	紀北町長 0597-46-3114	120 × 60	C	無	赤土 芝生	無		
543-04	西小学校グラウンド	長島1539番地	N 34° 11' 56" E 136° 19' 45"	学校長 0597-47-0002	60 × 80	C	有	赤土	有		
543-05	始神さくら広場	三浦81番地2	N 34° 09' 36" E 136° 16' 36"	紀北町長 0597-46-3114	70 × 70	C	無	芝生	無		
543-06	赤羽公園 野球場	島原140番地55	N 34° 12' 50" E 136° 18' 18"	紀北町長 0597-46-3114	90 × 90	C	無	芝生 赤土	無		
543-07	赤羽中学校グラウンド	島原2708番地	N 34° 12' 56" E 136° 18' 04"	学校長 0597-47-0417	70 × 55	C	有	砂質	有		
543-09	三船中学校グラウンド	上里543番地	N 34° 08' 36" E 136° 13' 28"	学校長 0597-35-0011	100 × 70	C	有	砂質	有		
543-10	海山グラウンド	相賀93番地2	N 34° 06' 24" E 136° 13' 11"	紀北町長 0597-46-3114	100 × 130	B	無	砂質	有		ヘリ専用 拠点
543-11	潮南中学校グラウンド	相賀49番地3	N 34° 06' 38" E 136° 13' 49"	学校長 0597-35-0017	90 × 50	C	有	砂質	有		
543-12	銚子川河川敷	相賀宇藤ノ木 中川原及び 小山道	N 34° 06' 22" E 136° 13' 27"	紀北町長 0597-46-3114	290 × 60	B	無	舗装	無		ヘリ専用 拠点

指定番号	名称	所在地	緯度	管 理 番 号 管 電 話 番 号	面積 (m ²)	離着陸 場規模	避難場 所指定	土地 表面	散水 の必 要性	対空 表示	備 考
543-13	海山リサイクルセンター横	船津2556番地1 船津2565番地1	N 34° 08' 44" E136° 12' 17"	紀北町長 0597-46-3114	180 × 100	B	無	舗装	無		へり専用 拠点
543-14	多目的広場	相賀481番地1	N 34° 06' 38" E136° 13' 44"	紀北町長 0597-46-3114	90 × 60	C	無	舗装	無		
543-15	大白公園多目的グラウンド	矢口浦80番地	N 34° 08' 14" E136° 16' 08"	紀北町長 0597-46-3114	115 × 95	B	無	砂質	無		へり用拠 点
543-16	大田賀山林駐車場	上里字大田賀	N 34° 08' 14" E136° 14' 31"	連水 亨 0597-32-0001	50 × 25	C	無	砂質	有		
543-18	引本魚市場横	引本浦616番地33	N 34° 06' 38" E136° 14' 52"	三重外湾漁業協同組合 0597-32-1313	26 × 75	C	無	舗装	無		
543-19	島勝浦玉戸網干し場	島勝浦135番地6	N 34° 06' 43" E136° 17' 36"	三重外湾漁業協同組合 0597-32-1313	115 × 32	C	無	舗装	無		
543-20	白浦須崎網干し場	白浦161番地7	N 34° 07' 49" E136° 17' 00"	三重外湾漁業協同組合 0597-32-1313	50 × 20	C	無	舗装	無		
543-21	国道42号防災拠点施設	東長島	N 34° 13' 03" E136° 20' 51"	紀勢国道事務所 0598-52-5360	20 × 20	C	無	舗装	無		防災拠点
543-23	紀北町 名倉空き地	東長島2717番地51	N 34° 12' 44" E136° 21' 14"	紀北町長 0597-46-3114	100 × 88	C	無	砂利	無		
543-24	熊野灘臨海公園大白地区	矢口浦8番地	N 34° 08' 21" E136° 16' 11"	紀北町長 0597-46-3114	100 × 50	C	無	砂利	無		防災へり 適地

(注) 離着陸場規模 A : 200×100m (20000m²) 以上 大型へり対応可
 B : 150×70m (10500m²) 以上
 C : B未満

7-2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又 は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

7-3 町有車両一覧

1 役場車両

(令和6年12月1日)

	管理課名	車名	登録番号	用途	保管場所	定員
1	総務課	マツダ ボクシー	三重す 503-4287	普通乗用	海山総合支所	7人
2	支所 総務室	ダイハツ ハイゼット	三重な 480-7880	四輪貨物	海山総合支所	4人
3	支所 総務室	マツダ スクラムバン	三重て 480-1840	四輪貨物	海山総合支所	4人
4	支所 総務室	マツダ スクラムバン	三重と 480-3270	四輪貨物	海山総合支所	4人
5	支所 総務室	マツダ スクラムバン	三重の 480-2721	四輪貨物	海山総合支所	4人
6	支所 総務室	マツダ フレア	三重い 582-8492	四輪乗用	海山総合支所	4人
7	支所 総務室	ダイハツ ムーブ	三重か 582-2386	四輪乗用	海山総合支所	4人
8	支所 総務室	スズキ キャリー(軽トラ)	三重の 480-9979	四輪貨物	海山総合支所	2人
9	支所 総務室	マツダ デミオ	三重め 502-2163	小型乗用	海山総合支所	5人
10	支所 総務室	マツダ デミオ	三重さ 502-4431	小型乗用	海山総合支所	5人
11	支所 総務室	マツダ ビアンテ	三重た 301-1753	普通乗用	海山総合支所	8人
12	支所 総務室	トヨタ コースター(マイクロ)	三重さ 200-1569	自家用乗合	海山総合支所	29人
13	支所 総務室	ホンダ アクティ	三重た 480-2006	四輪貨物	海山総合支所	2人
14	支所 総務室	スバル フォレスター	三重す 800-6401	特殊用途	海山総合支所	5人
15	支所 総務室	ニッサン ADバン	三重て 400-9101	小型貨物	海山総合支所	5人
16	支所 総務室	マツダ MAZDA2	三重せ 503-2252	小型乗用	海山総合支所	5人
17	財政課	マツダ スクラムバン	三重て 480-1838	四輪貨物	本庁舎	4人
18	財政課	マツダ スクラムバン	三重て 480-1839	四輪貨物	本庁舎	4人
19	財政課	マツダ スクラムバン	三重す 480-3321	四輪貨物	本庁舎	4人
20	財政課	マツダ スクラムバン	三重た 480-9294	四輪貨物	本庁舎	4人
21	財政課	マツダ スクラムバン	三重と 480-3269	四輪貨物	本庁舎	4人
22	財政課	マツダ スクラムバン	三重に 480-4874	四輪貨物	本庁舎	4人
23	財政課	スズキ キャリー	三重て 480-9161	四輪貨物	本庁舎	2人
24	財政課	マツダ デミオ	三重り 502-8897	小型乗用	本庁舎	5人
25	財政課	マツダ デミオ	三重ら 502-3198	小型乗用	本庁舎	5人
26	財政課	マツダ デミオ	三重め 502-2162	小型乗用	本庁舎	5人
27	財政課	マツダ AZ オフロード	三重ね 580-6997	四輪乗用	本庁舎	4人
28	財政課	ニッサン ADバン	三重て 400-1765	小型貨物	本庁舎	5人
29	財政課	マツダ フレア	三重き 581-2845	四輪乗用	本庁舎	4人
30	財政課	マツダ フレア	三重ほ 581-2877	四輪乗用	本庁舎	4人
31	財政課	三菱パジェロ	三重す 800-8688	特殊用途	本庁舎	7人
32	財政課	トヨタ ノア	三重ら 502-3738	小型乗用	本庁舎	7人
33	財政課	マツダ ビアンテ	三重た 301-4162	普通乗用	本庁舎	8人
34	財政課	マツダ アクセラスポーツ	三重つ 301-1563	普通乗用	本庁舎	5人
35	財政課	マツダ アクセラセダン	三重と 301-950	普通乗用	本庁舎	5人
36	財政課	トヨタ ハイエース	三重た 301-5921	普通乗用	本庁舎	10人
37	財政課	トヨタ カローラHV	三重さ 302-4498	普通乗用	本庁舎	5人

	管理課名	車名	登録番号	用途	保管場所	定員
38	財政課	ダイハツ ムーヴ(水)	三重よ 581-1240	四輪乗用	本庁舎	4人
39	財政課	ダイハツ ムーヴ(桃)	三重よ 581-1241	四輪乗用	本庁舎	4人
40	財政課	マツダ フレアXG(青)	三重き 581-6320	四輪乗用	本庁舎	4人
41	財政課	マツダ フレアXG(銀)	三重き 581-6321	四輪乗用	本庁舎	4人
42	財政課	ダイハツ ハイゼットトラック	三重の 480-3045	四輪貨物	本庁舎	2人
43	福祉保健課	マツダ スクラムバン	三重た 480-1722	普通乗用	配食サービス	4人
44	福祉保健課	マツダAZワゴン	三重ね 580-6988	四輪乗用	配食サービス	4人
45	赤羽寮	ダイハツ ハイゼットカーゴ	三重あ 880-1338	特殊用途	赤羽寮	3人
46	赤羽寮	三菱 ミニキャブバン	三重く 42-1508	四輪貨物	赤羽寮	4人
47	赤羽寮	ラクティス ウェルキャブ	三重ね 501-7003	小型乗用	赤羽寮	4人
48	赤羽寮	ダイハツ アトレーワゴン	三重す 51-7018	四輪乗用	赤羽寮	4人
49	赤羽寮	マツダ デミオ	三重さ 502-4430	小型乗用	赤羽寮	5人
50	環境管理課	トヨタ ノア(レイキュウシャ)	三重あ 800-4540	その他特種	本庁舎	3人
51	環境管理課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	三重は 480-6517	四輪貨物	本庁舎	2人
52	環境管理課	スバル サンバートラック	三重く 42-957	四輪貨物	浄聖苑	2人
53	環境管理課	トヨタ エスティマ(レイキュウシャ)	三重あ 800-2293	その他特種	浄聖苑	3人
54	環境管理課	RDF フックロールキャリアダイシャ	三重ら 11-6833	普通貨物	海山リサイクルセンター	2人
55	環境管理課	スバル サンバートラック	三重く 42-958	四輪貨物	海山リサイクルセンター	2人
56	環境管理課	イズム エルフダンプ(シゲン)	三重せ 100-1036	普通貨物	海山リサイクルセンター	3人
57	環境管理課	イズム エルフ(パッカー)	三重さ 800-610	塵芥	海山リサイクルセンター	3人
58	環境管理課	イズム エルフ(パッカー)	三重の 831-530	塵芥	海山リサイクルセンター	3人
59	環境管理課	イズム エルフ(パッカー)	三重な 831-530	塵芥	海山リサイクルセンター	3人
60	環境管理課	イズム エルフ(ナロー)	三重せ 430-5374	四輪貨物	海山リサイクルセンター	3人
62	環境管理課	バックホウ	308DCR-GMZ-T4B	その他大型特殊	海山不燃物処理場	1人
63	環境管理課	コマツ フォークリフト	FG25C-12	その他大型特殊	海山リサイクルセンター	1人
64	環境管理課	スズキキャリアセイソウダンプ	三重せ 480-8255	四輪貨物	海山リサイクルセンター	2人
65	環境管理課	ミニホイローダ(フネブツ)	海山町 01-95	その他小型特殊	海山不燃物処理場	1人
66	環境管理課	トヨタ フォークリフト(フネブツ)	三重も 99-2752	その他大型特殊	海山不燃物処理場	1人
67	環境管理課	トヨタ ダイナダンプ	三重は 46-9356	小型貨物	海山不燃物処理場	3人
68	環境管理課	ダイハツ ハイゼット	三重て 480-8789	四輪貨物	海山総合支所	2人
69	環境管理課	マツダ スクラムトラック	三重た 480-7982	四輪貨物	海山不燃物処理場	2人
70	環境管理課	イズム エルフ(パッカー)	三重す 800-6133	塵芥	紀伊長島リサイクルセンター	3人
71	環境管理課	トヨタ ダイナダンプ	三重す 400-5775	小型貨物	紀伊長島リサイクルセンター	3人
72	環境管理課	イズム エルフ	三重に 400-4916	小型貨物	紀伊長島リサイクルセンター	3人
73	環境管理課	イズム エルフダンプ	三重と 400-7026	小型貨物	紀伊長島リサイクルセンター	3人
74	環境管理課	ダイハツ ハイゼットトラック(RDF)	三重う 42-4419	四輪貨物	紀伊長島リサイクルセンター	2人
75	環境管理課	コマツ フォークリフト	FD20C-15	その他大型特殊	紀伊長島リサイクルセンター	1人
76	環境管理課	イズム エルフ(パッカー)	三重に 831-530	塵芥	紀伊長島リサイクルセンター	3人
77	環境管理課	イズム エルフ(パッカー)	三重ね 831-530	塵芥	紀伊長島リサイクルセンター	3人
78	環境管理課	マツダ スクラムトラック(RDF)	三重こ 480-5195	四輪貨物	環境衛生センター	2人

	管理課名	車名	登録番号	用途	保管場所	定員
79	環境管理課	コマツ フォークリフト	FD25T-14	その他大型貨物	環境衛生センター	1人
80	環境管理課	ミツビシ ミニキャブ(フネブツ)	三重せ 480-9595	四輪貨物	紀伊長島リサイクルセンター	2人
81	環境管理課	コマツ 油圧ショベル	PC60-7B	その他大型特殊	長島不燃物処理場	1人
82	環境管理課	トヨタ ダイナダンプ	三重ひ 46-2769	小型貨物	クリーンセンター	3人
83	環境管理課	ミツビシ ミニキャブバン	三重く 42-1510	四輪貨物	クリーンセンター	4人
84	商工観光課	ダイハツ ハイゼットダンプ(ゴンベ)	三重す 480-5327	四輪貨物	種まき権兵衛の里	2人
85	商工観光課	コマツ ミニホイローダ(ゴンベ)	紀北町か-53	その他小型特殊	種まき権兵衛の里	1人
86	商工観光課	マツダ スクラムバン	三重け 480-8613	四輪貨物	本庁舎	4人
87	商工観光課	マツダ スクラムバン	三重す 480-7330	四輪貨物	紀北町観光協会	4人
88	商工観光課	トヨタ シエンタ	三重ゆ 502-8003	小型乗用	古里温泉	7人
89	農林水産課	マツダ スクラムバン	三重け 480-8617	四輪貨物	本庁舎	4人
90	農林水産課	マツダ ボンゴバン	三重て 400-9139	小型貨物	本庁舎	5人
91	農林水産課	ダイハツ ハイゼット	三重ね 480-4801	特種用途	本庁舎	2人
92	農林水産課	マツダ スクラムトラック	三重な 480-9626	貨物	本庁舎	2人
93	農林水産課	スズキ ジムニー	三重や 581-9213	四輪乗用	海山総合支所	4人
94	建設課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	三重ひ 480-3139	四輪貨物	本庁舎	4人
95	建設課	スズキ エブリイ	三重は 480-6024	四輪貨物	本庁舎	4人
96	建設課	マツダ スクラムトラック	三重す 480-9509	四輪貨物	本庁舎	2人
97	建設課	ミツビシ キャンターダンプ	三重ね 435-1710	小型貨物	本庁舎	3人
98	建設課	イズム エルフダンプ	三重と 400-9110	小型貨物	本庁舎	3人
99	建設課	キャタピラー 油圧ショベル	020CR-MR2	その他大型特殊	加田倉庫	1人
100	学校教育課	トヨタ ハイエース(スクールバス)	三重さ 200-1892	自家用乗合	海山総合支所	14人
101	学校教育課	ミツビシ ローザ(スクールバス)	三重さ 200-1452	自家用乗合	海山総合支所	29人
102	学校教育課	ニッサン シビリアン(エンジバス)	三重は 200-224	自家用乗合	紀伊長島幼稚園	25人
103	学校教育課	ニッサン シビリアン(エンジバス)	三重は 200-225	自家用乗合	紀伊長島幼稚園	25人
104	学校教育課	ヒノ リエッセ(スクールバス)	三重さ 200-2457	自家用乗合	本庁舎	29人
105	学校教育課	ヒノ リエッセ(スクールバス)	三重さ 200-2829	自家用乗合	海山総合支所	29人
106	学校教育課	イズム エルフ(キューショクシャ)	三重そ 42-2389	四輪貨物	紀伊長島 給食センター	3人
107	学校教育課	イズム エルフ(キューショクシャ)	三重そ 42-2390	四輪貨物	紀伊長島 給食センター	3人
108	学校教育課	イズム エルフ(キューショクシャ)	三重そ 100-1078	その他特種	海山 給食センター	3人
109	学校教育課	イズム エルフ(キューショクシャ)	三重さ 100-4918	その他特種	海山 給食センター	3人
110	学校教育課	スバル サンバートラック	三重く 42-959	四輪貨物	海山 給食センター	3人
111	学校教育課	ダイハツ ハイゼット	三重ぬ 480-6629	四輪貨物	紀伊長島 給食センター	2人
112	学校教育課	マツダ AZワゴン	三重ね 580-6996	四輪乗用	海山 給食センター	4人
113	学校教育課	マツダ AZワゴン	三重ね 580-6993	四輪乗用	紀伊長島 給食センター	4人
114	学校教育課	ヒノ リエッセ (スクールバス)	三重さ 200-3026	自家用乗合	西小学校	29人
115	水道課	マツダ アクセラスポーツ	三重ね 301-4412	普通乗用	本庁水道課	5人
116	水道課	マツダ スクラムバン	三重た 480-1078	四輪貨物	本庁水道課	4人
117	水道課	スズキ キャリーダンプ	三重た 480-2272	四輪貨物	本庁水道課	2人

	管理課名	車名	登録番号	用途	保管場所	定員
118	水道課	マツダ スクラムバン	三重と 480-8646	四輪貨物	本庁水道課	4人
119	水道課	スズキ エブリィ	三重ち 480-3952	四輪貨物	海山総合支所	4人
120	水道課	スズキ ジムニー	三重い 580-8539	四輪乗用	海山総合支所	4人
122	水道課	マツダ AZワゴン	三重ね 580-6991	四輪乗用	本庁水道課	4人
123	生涯学習課	ダイハツ ハイゼット(アカバコウエン)	三重て 480-6903	四輪貨物	赤羽公園	2人
124	生涯学習課	ヒノ リエッセ(マイクロ)	三重さ 200-2668	自家用乗合	紀北健康センター	29人
125	生涯学習課	スバル サンバーバン	三重あ 480-978	四輪貨物	紀北町多目的広場	4人
126	生涯学習課	スズキ キャリー(軽トラ)	三重け 480-4606	四輪貨物	本庁舎	2人
127	企画課	マツダ デミオ	三重め 501-4089	小型乗用	本庁舎	5人
128	住民課	マツダ スクラムバン	三重た 480-9295	四輪貨物	本庁舎	4人

7-4 緊急輸送道路一覧

	路線名 (路線番号)	区 間		連絡路線(拠点)名		
		起点(市町字名)	終点(市町字名)	起点	終点	
高速自動車道	(中日本高速道路(株)管理)	紀勢自動車道 【第1次緊急輸送道路】	紀北町	多気町	一般国道422号	伊勢自動車道
	(国交省管理)	紀勢自動車道 【第1次緊急輸送道路】	尾鷲市	紀北町	一般国道425号	一般国道422号
一般国道	(国交省管理)	一般国道42号 (42) 【第1次緊急輸送道路】	松阪市八太町	紀宝町成川	(一)松阪多気線	和歌山県境
	(県管理)	一般国道422号 (422) 【第1次緊急輸送道路】	紀北町東長島	紀北町東長島	紀勢自動車道	一般国道42号
		一般国道260号 (260) 【第3次緊急輸送道路】	大紀町錦	紀北町東長島	大紀町錦支所	一般国道42号
		一般国道422号 (422) 【第3次緊急輸送道路】	紀北町島原	紀北町島原	赤羽公園多目的広場	町道島地1号線
一般県道		須賀利港相賀停車場線 (202) 【第2次緊急輸送道路】	紀北町相賀	紀北町相賀	海山総合支所	町道本地汐ノ津呂線
		矢口浦上里線 (734) 【第3次緊急輸送道路】	紀北町矢口浦	紀北町上里	町道枳穀原深谷1号線	一般国道42号
		三戸紀伊長島停車場線 (751) 【第3次緊急輸送道路】	紀北町東長島	紀北町東長島	一般国道42号	紀伊長島駅
町 道		相賀小浦線 【第2次緊急輸送道路】	紀北町相賀	紀北町相賀	一般国道42号	町道本地汐ノ津呂線
		本地汐ノ津呂線 【第2次緊急輸送道路】	紀北町相賀	紀北町相賀	(一)須賀利港相賀停車場線	町道相賀小浦線
		井の島山本6号線 【第2次緊急輸送道路】	紀北町東長島	紀北町東長島	紀北町役場	一般国道42号
		大台線 【第3次緊急輸送道路】	紀北町中里	紀北町船津	一般国道42号	海山リサイクルセンター
		枳穀原深谷1号線 【第3次緊急輸送道路】	紀北町矢口浦	紀北町矢口浦	(一)矢口浦上里線	熊野灘臨海公園 大白地区
		島地1号線 【第3次緊急輸送道路】	紀北町島原	紀北町島原	一般国道422号	農道西坂線
その他道路		長島港臨港道路 【第2次緊急輸送道路】	紀北町長島	紀北町長島	一般国道42号	長島港
		農道西坂線 【第3次緊急輸送道路】	紀北町長島	紀北町島原	一般国道42号	町道島地1号線

7-5 防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	〇 発信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送 (品名数量) その他 ()		
4 発生場所及び発生時間	市町村 (発生時間) 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 (目標) (離着陸場所)	地内	
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 視程 m 気象予報 (気温 警報・注意報)		
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)		
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記		
三重県防災航空隊	〇	059-235-2555	発信者
緊急要請専用		235-2558	
		235-2557	

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住氏名	年齢	性別	職業	男・女
状態	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
着陸場所の標目	出動先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
同乗者	医師及び看護婦の氏名	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
病院への搬送方法	救急車の手配	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
受入病院	所在地	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
搬送先	消防本部	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数 機
12 その他必要事項	

* 以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
2 到着予定時間	令和 年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分
3 活動予定時間	時間 分		
4 燃料の確保	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)		

第 8 条例、協定等関係

8-1 紀北町防災会議条例

(平成17年10月11日)
条例第 144 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、紀北町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 紀北町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて紀北町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 三重県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 三重県警察の警察官のうちから、町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (8) その他町長が特に必要と認める者
- 6 前項第 6 号から第 8 号までに規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8-2 紀北町災害対策本部条例

(平成17年10月11日)
条例第145号

改正 平成24年10月1日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、紀北町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は必要と認めるときは、現地対策本部(以下「現地本部」という。)を置くことができる。

2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(災害対策支部)

第5条 災害対策本部長の所轄の下に、災害対策の連絡のため、必要に応じて総合支所に、災害対策支部を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8-3 紀北町災害対策本部条例施行規則

(平成17年10月11日)
規則第120号

改正 平成19年3月27日規則第30号

(主旨)

第1条 この規則は、紀北町災害対策本部条例（平成17年紀北町条例第145号）第6条の規定に基づき、紀北町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害対策本部は、次の場合に設置する。

- (1) 当地方に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）、津波、高潮又は洪水その他の警報（波浪警報を除く。）が発表されたとき。
- (2) 当地方に大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生した場合において、町長が必要と認めたとき。
- (3) 当地方に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、津波、高潮若しくは洪水その他の注意報が発表された場合において、町長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部の設置場所は、紀北町役場とする。

(廃止)

第3条 災害対策本部は、町長が必要ないと認めたときに廃止する。

(組織)

第4条 災害対策本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副町長、教育長の順位によりその職務を代理する。
- 3 本部員は、会計管理者、紀北町行政組織条例（平成17年紀北町条例第9号）第1条に規定する各課の長、教育委員会事務局の課長、議会事務局長及び水道課長をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害予防に関する事項
- (2) 災害応急対策の実施推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(配備体制)

第6条 被害の防御及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、職員の配備体制を整えるものとする。

- 2 配備体制は、準備、警戒及び非常とし、その内容及び時期等については、防災計画の定めるところによる。

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する収入役が在職する間は、この規則による改正後の紀北町災害対策本部条例施行規則第4条1項から第3項までの規則は適用せず、この規則による改正前の紀北町災害対策本部条例施行規則（以下「改正前の規則」）第4条第1項から第3項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第4条第1項及び第2項中「助役」とあるのは、「副町長」とする。

8-4 紀北町地震災害警戒本部条例

(平成17年10月11日)
条例第146号

改正 平成19年3月27日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、紀北町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、各班の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副町長、教育長の順位によりその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 町長が町職員のうちから指名する者

(3) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(4) 三重紀北消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者

(5) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 前項の班に属すべき班員は、本部長が指名する。

3 第1項の班に班長を置き、本部長が指名する班員がこれに当たる。

4 前項の班長に事故があるとき、又は欠けたときは、第1項の班に属する班員のうちから前項の班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する収入役が在職する間は、この条例による改正後の紀北町地震災害警戒本部条例第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の紀北町地震災害警戒本部条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第2条中「助役」とあるのは、「副町長」とする。

8-5 協定等一覧

名称	相手方	締結日	備考
三重県市町災害時応援協定	三重県知事、市長会会長、町村会会長	H24. 8. 23	
四條畷市・紀北町災害応援協定	四條畷市	H17. 12. 12	
三重県水道災害広域応援協定	市町村及び水道事業者	H9. 10. 21	
災害時に備えた相互協力にかかる確認書	尾鷲警察署	H24. 5. 14	
災害発生時における紀北町と紀北町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 町内郵便局	H29. 4. 12	
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人紀北医師会	H8. 11. 1	更新 H28. 4. 1
災害時における協力に関する協定書 (福祉避難所)	福祉施設6団体(9施設)	H24. 9. 26	変更 H25. 4. 1
三重県内消防相互応援協定	三重県内市町、三重県内消防組合	H19. 3. 1	更新
三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県内市町、三重県内消防組合	H25. 3. 1	更新
三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県、市町、一部事務組合、広域連合	H16. 10. 29	
災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書	三重県	H19. 6. 22	変更 H23. 7. 1
地震・津波・風水害等の緊急時における協定書	紀北町建設業協会	H18. 9. 1	
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	H18. 9. 1	
災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	中部電力パワーグリッド株式会社、NTT 西日本	H18. 9. 1	
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社主婦の店	H20. 9. 1	
災害時における物資供給に関する協定書	ココロセントラルジャパン(株)	H20. 11. 28	
災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	紀北LPガス協議会	H25. 9. 24	
災害救助に必要な物資の調達と普及啓発に関する協定	日本非常食推進機構	H25. 6. 1	
近畿自動車道尾鷲多気線の一部を緊急避難場所として使用することに関する覚書	国土交通省中部地方整備局 紀勢国道事務所	H24. 6. 26	変更 H28. 3. 16
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長	H23. 2. 25	
森林災害復旧支援等森林を守る協定書	三重県森林土木建設協会	H26. 6. 25	
防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書	一般社団法人 三重県LPガス協会	H27. 2. 25	
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)三重支店	H27. 4. 9	
災害時動物救護活動に関する協定書	公益社団法人 三重県獣医師会紀州支部	H27. 10. 22	
災害時における避難行動要支援者(聴覚障がい者)の支援に関する協定書	三重県	H28. 2. 24	

名称	相手方	締結日	備考
災害時における応援業務に関する協定書	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H28. 2. 29	
災害時等における施設利用の協力に関する協定書	一般社団法人 みえ熊野古道 J A P A N	H28. 4. 1	
災害時における協力に関する協定書	三重県行政書士会	H28. 9. 28	
紀北町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書	社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会	R3. 10. 1	
災害時の歯科医療救護に関する協定書	一般社団法人尾鷲歯科医師会	R6. 3. 25	
災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	三重県トラック協会紀北支部	R6. 11. 8	
災害時の協力に関する協定書	三重県農業共済組合	R6. 11. 8	

○ 三重県市町災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町（以下「市町」という。）において災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 県及び市町が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、無線、電話等により県に要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の提供
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項

2 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

3 県は、被災市町から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町に送付するものとする。

4 県は、応援市町との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町に無線、電話等で伝達し、その後速やかに応援に関する文書を送付するものとする。

5 被災市町から県に応援要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請することができるものとし、その場合、事後速やかに県に報告するものとする。

6 応援市町は、前項までに規定する応援を行った場合又は行う場合は、速やかにその情報を県へ報告するものとする。

(緊急時における派遣等)

第4条 県は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り、速やかに被災市町に職員を派遣し、その被害状況等について情報収集を行うものとする。

2 県は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

4 応援市町は、県による連絡調整を待たずに自主的に情報収集及び応援を行うことができるものとし、この場合、速やかにその情報を県に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った県及び市町の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町と応援を行った県及び市町が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町が賠償の責めを負う。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った県及び市町の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町の負担額は、応援を行った県及び市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 6 第4条第1項及び第4項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した県及び市町の負担とする。

(情報交換)

第6条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互応援のための連絡窓口等の必要な情報を相互に交換するものとする。

- 2 前項の情報交換を行うため、原則として年1回以上、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県及び市町主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定の円滑な運用を図るため、市町に対し支援・協力を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町とが既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成24年8月23日から施行する。

(三重県市町村災害時応援協定の廃止)

- 2 三重県市町村災害時応援協定(平成12年9月1日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町に対しその写しを交付するものとする。

平成24年8月23日

三重県知事	鈴木 英敬
三重県市長会会長	河上 敢二
三重県町村会会長	谷口 友見

○ 三重県市町災害時応援協定書 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、三重県市町災害時応援協定書（以下「協定書」という。）

第10条第1項に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定書第6条の連絡窓口は、三重県地域防災計画添付資料によるものとする。

(ブロック体制)

第3条 協定書第3条及び第4条に基づく応援要請、連絡調整及び応援活動を迅速かつ確実に行うため、別表1に掲げるブロック体制の枠組みを原則とした複数ブロックにわたる広域応援を実施する。

2 被災市町への応援を円滑に実施するため、三重県地方災害対策部が各ブロック内の市町の連絡調整及び、三重県災害対策本部との連絡調整を行うこととする。

3 各ブロックにおいては、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より各市町、各ブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる支援体制を構築することに努める。

(応援要請の手続)

第4条 被災市町は別表1に掲げるブロックに所属する三重県地方災害対策部に対し、応援要請を行うものとする。

2 被災市町は三重県地方災害対策部が被災し連絡が取れない場合等には、三重県災害対策本部に対し、応援要請を行うものとする。

3 協定書第3条第1項に定める応援要請に用いる文書は別表2とする。

(応援実施の手続)

第5条 被災市町から応援要請を受けた三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかにブロック内の市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

2 三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害が甚大で、ブロック内の市町では応援活動が不可能な場合、及び不十分である場合、三重県災害対策本部へ他ブロックからの応援について要請するものとする。

3 三重県地方災害対策部から応援要請を受けた三重県災害対策本部は、三重県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに各ブロック間の連絡調整を行った上で、応援可能なブロックに所属する三重県地方災害対策部に応援を指示するものとする。

4 第3項の指示を受けた三重県地方災害対策部は、応援可能な市町へ応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

5 三重県地方災害対策部は、前項までに規定する応援要請及び応援活動を行った場合又は行う場合は、三重県災害対策本部へ報告するものとする。

6 前項までに規定する手続きに用いる文書は別表2とする。

(情報収集)

第6条 県は協定書第4条に定める情報収集に係る職員の派遣が不可能である場合には、ヘリコプターやその他効果的な情報収集手法を用いて情報収集に努めることとする。

2 県は情報収集によって知り得た情報は、必要に応じて被災市町及び他の市町へ速やかに伝達するものとする。

(情報交換)

第7条 協定書第6条第1項の規定に基づく必要な情報の交換は次のとおりとし、毎年4月1日現在の情報を取りまとめ、情報共有を行うものとする。

(1) 第2条に規定する連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段

(2) 備蓄物資、業者提携物資

(3) 物資拠点及び輸送ルート

(4) 避難所及び収容可能人数

(5) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

(その他)

- 第8条** 協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、三重県災害対策本部を所管する部署に事務局を設置し、第7条に規定する情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行うものとする。
- 2 前条までに規定する別表については、各市町の同意を得た上で必要に応じて変更できるものとし、変更後速やかに各市町へ報告するものとする。

平成25年2月14日

○ 四條畷市・紀北町災害相互応援協定

四條畷市と紀北町（以下「協定市町」という。）は友好都市提携の理念のもと、協定市町の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 協定市町は、大規模な災害の発生により被災市町が応援を求めるとき又は協定市町が救援を必要と判断したときは、必要な措置を講じる。

（経費の負担）

第3条 前条の規定による応援に要する経費は、応援する市町が負担する。なお、それによりがたいときは、協定市町が協議して定める。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年12月12日

○ 四條畷市・紀北町災害相互応援協定 実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、四條畷市と紀北町(以下「協定市町」という。)との間で締結した四條畷市・紀北町災害相互応援協定(以下「協定」という。)第5条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請しようとする市町(以下「要請市町」という。)は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて文書をもって要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 協定第1条第1号から3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名数量等
- (3) 協定第1条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援職員の指揮)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務に従事する職員(以下「応援職員」という。)に対する指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町の災害対策本部長が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援職員の内これを統括する者に対して行う。

(応援職員の取扱)

第4条 応援職員は、所属する市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

3 応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対して宿舎のあつせんその他の便宜を図るものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定第4条の規定により、要請に関する事項の確実かつ、円滑な連絡を行うため防災担当部局の責任者が連絡責任者となる。

(資料の交換)

第6条 協定市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この実施細則により難い事項及び実施細則に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この実施細則の締結を証するため、本書を2通作成し、協定市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年12月12日

○ 三重県水道災害広域応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、濁水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため、県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を折り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全課長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部長は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、濁水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。

3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。

4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに前条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。

3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧資機材の供出
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2及び第3号様式)により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
- (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前各号に定めにより難しいときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

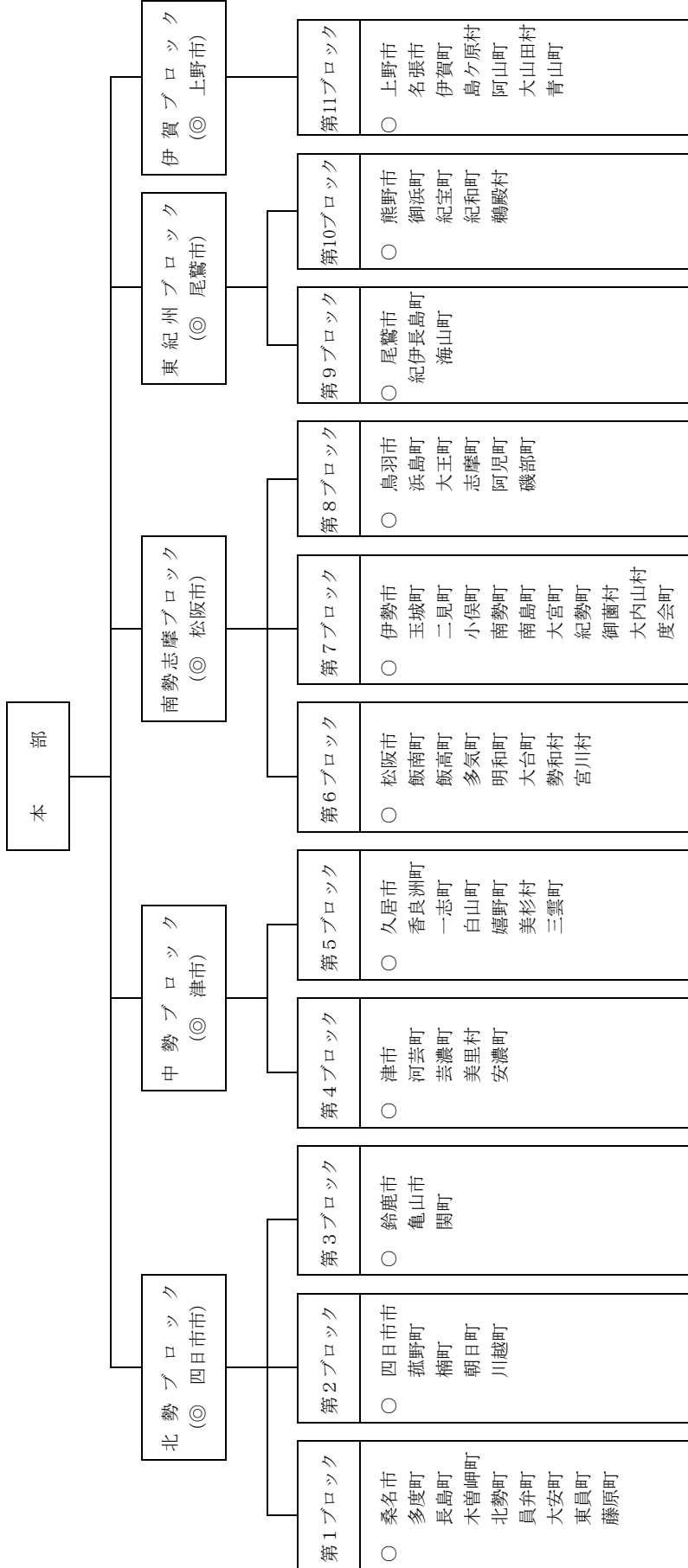
(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年10月21日

三重県水道災害広域応援組織図



◎ 幹事都市 (代表者)

○ 連絡都市

○ 災害時に備えた相互協力に係る確認書

紀北町（以下「甲」という。）と尾鷲警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に備えた相互協力に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 趣旨

この申合せは、紀北町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置（以下「災害応急対策」という。）を円滑かつ迅速に講じることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を申し合わせるものである。

第2 申合せ内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、災害時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等支援を必要とするものに関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、甲が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に定める事項に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱に関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引き渡しに関し、甲乙協議の上、遺体の取扱場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱に関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱に関し、甲乙協議の上、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

- 1 この申合せは、甲と乙との間に強制を課すものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものである。
- 2 この申合せの内容に含まれない事項及びこの申合せの内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決するものとする。
この申合せを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成24年5月14日

○災害発生時における紀北町と紀北町内郵便局の協力に関する協定

紀北町（以下「甲」という。）と紀北町内郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）は、紀北町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、紀北町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - （2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
 - （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 紀北町 危機管理課 危機管理課長
- 乙 日本郵便株式会社 尾鷲郵便局 郵便部長

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、本協定に基づく活動中知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、締結日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了 1 か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して 1 年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲 1 通、乙 2 通を保有するものとする。

平成 29 年 4 月 12 日

(別表)

海山郵便局	桂城郵便局	船津郵便局
海山相賀郵便局	紀伊長島郵便局	紀伊東長島郵便局
紀伊島原郵便局	三野瀬郵便局	尾鷲郵便局

○災害時の医療救護活動に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人紀北医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、紀北町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 甲は乙に対し医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は電話等により行うものとする。

（1） 災害発生日時、場所

（2） 災害の原因及び状況

（3） 出動に要する人数及び医薬品、資器材等

（4） その他必要な事項

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じ、現地に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、被災地周辺の収容医療施設に乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1） 医療機関への転送の要否及び転送の順位の決定

（2） 傷病者に対する応急措置及び必要な医療

（3） 死亡の確認

（4） その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（収容医療機関の指定）

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用の弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙は医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴う経費

ア 医療救護班の編成及び派遣に対する費用負担（実施細目に定める額）

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第4条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費は、前項(1)ア、イ、ウ、エに定める経費及び光熱水費等の実費弁償

(災害補償)

第12条 甲の要請を受諾した医療救護班が、災害医療救護活動等に従事し、救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年10月11日条例第30号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該医師に求償しないものとする。

(調整連絡)

第14条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

(災害救助法との関係)

第15条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による適用を受けた場合は、本協定は適用日より災害救助法の定めるところによる。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別の定めるものとする。

(協議)

第17条 前各条に定めのない事項及びこの協力実施にあたって疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

○災害時の医療救護活動に関する実施細目

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人紀北医師会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第3条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

（医療救護班の編成）

第2条 医療救護班は、医師、看護要員、その他補助要員により構成される。

2 班長は医師とする。

3 班長は、必要により保健師等の応援を求めることができる。

（要請する災害の程度）

第3条 協定書3条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第4条 協定書第3条第1項に定める要請は、紀北町長から一般社団法人紀北医師会長に対して行うものとする。

2 緊急止むを得ない事情により甲の要請を受けるいとまのない場合は、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（連絡調整の責任者）

第5条 協定書第14条に定める連絡調整の甲の責任者は紀北町総務課長で、乙の責任者は一般社団法人紀北医師会長とする。

（連絡調整事項）

第6条 協定書第14条の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること
- (2) 医療救護班の移動に関すること
- (3) 救護所等に関すること
- (4) 死亡に関すること
- (5) 後方医療施設に関すること
- (6) 医薬品及び医療材料に関すること
- (7) その他医療救護に関すること

（実施報告）

第7条 乙は、医療救護活動終了後、医療救護活動実施報告書（様式—1）に医療救護班員名簿（様式—2）を甲に報告するものとする。

（費用の弁償等の請求）

第8条 協定書第11条に定める費用等の請求をする場合は、それぞれ次の各号に定める書類を添付して甲に提出するものとする。

(1) 協定書第11条第1号関係

ア アに定める費用負担は、請求書（様式—3）により請求する。

イ イに定める実費弁償は、請求書（様式—3）に医薬品等使用報告書（様式—4）を添えて請求する。

ウ ウに定める実費弁償は、請求書（様式—3）に物件損傷報告書（様式—5）を添えて請求する。

エ エに定める実費弁償は、請求書（様式—3）に交通機関利用実費報告書（様式—6）を添えて請求する。

(2) 協定書第11条第2号関係

医療施設等に損傷が生じたときの修繕費は、請求書（様式—3）に関係業者の見積書を添

付し、その他については、前号の区分によって請求する。

- 2 協定書第11条第1項(1)のアの費用負担の額は、次のとおりとする。

従事者の種類	日額
医師	一人当たり19,600円以内
保健師、助産師、看護師及び准看護師	一人当たり14,600円以内

- 3 乙は、医療救護活動等の終了後速やかにとりまとめ、甲に請求するものとする。

- 4 甲は、乙から請求を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(事故の報告)

第9条 協定書第12条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに事故報告書(様式-7)に事故傷病(死亡)者概要(様式-8)を添えて甲に報告するものとする。

(報道機関に対する広報)

第10条 報道機関に対する医療救護活動に関する広報は、甲が行う。

(通信施設の配備)

第11条 甲は、通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため救護所に防災行政無線機等を配備するものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

※「災害時の医療救護活動に関する協定書（海山町）」は、平成28年4月1日に紀北町として一般社団法人紀北医師会と協定の更新（資料8-18, 19）を行ったため、削除。

※「災害時の医療救護活動に関する協定書（海山町）」は、平成28年4月1日に紀北町として一般社団法人紀北医師会と協定の更新（資料8-18, 19）を行ったため、削除。

※「災害時の医療救護活動に関する実施細目（海山町）」は、平成28年4月1日に紀北町として一般社団法人紀北医師会と実施細目の更新（資料8-20, 21）を行ったため、削除。

※「災害時の医療救護活動に関する実施細目（海山町）」は、平成28年4月1日に紀北町として一般社団法人紀北医師会と実施細目の更新（資料8-20, 21）を行ったため、削除。

○ 災害時における協力に関する基本協定書

紀北町（以下「甲」という。）と福祉施設6団体（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀北町域に災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所の施設は、次に掲げる施設とする。

（1）

（対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（協力要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ第1条に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、乙に協力の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲から前項の協力要請があった際は、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第6条 災害対策の実施に係る協力の内容は次のとおりとする。

- （1）災害時における、福祉避難所としての受入れの協力及び、福祉避難所内での対象者の支援
- （2）災害等により、緊急対応が必要と思われる箇所等を発見した場合の通報
- （3）災害時における地域の災害対策業務への支援と協力
- （4）平常時における施設従業員等への防災意識の普及・向上
- （5）前各号に定めるもののほか、必要に応じた災害対策業務

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（費用の負担）

第8条 乙は、対象者が受け入れ期間に要した費用の負担については、別途甲と協議するものとする。

（運用）

第9条 甲と乙は、災害対策を円滑に実施するために必要な事項について、別途定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日の年度末とする。ただし、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

	締結先	施設名	協定年月日
1	有限会社かとう 引本浦 424 番地 33 号 加藤 洋子	しょうがい者グループホーム たいき	平成30年6月1日
		グループホーム たいき	平成24年9月26日
2	医療法人 誠山会 島原 2972 番地 3 号 木ノ内 勝己	グループホームさくら	平成24年9月26日
3	社会福祉法人 長茂会 尾鷲市南浦 4584 番地 3 号 世古 祐臣	グループホーム どんぐり ショートステイ ころころ	平成24年9月26日
		特別養護老人ホーム どじょっこ	平成25年4月1日
4	社会福祉法人 慈心会 上里 239 番地 8 号 帆刈 睦男	介護老人保健施設 菖蒲園	平成24年9月26日
5	株式会社 紫宝創建 尾鷲市中村町 2 番地 25 号 小倉 健司	グループホーム ゆりかご グループホーム 第2ゆりかご	平成24年9月26日
6	社会福祉法人 菊寿会 矢口浦 842 番地 菊川 東	特別養護老人ホーム みやま園	平成24年9月26日

○ 三重県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項のみ適用するものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

- 2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

- 2 前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めるものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができるものとする。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、受援側の長又はその委任を受けた者に報告する者とする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費
- イ 当該応援のために特別に必要となった修理費
- ウ 賞じゅつ金等（当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。）
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。）
ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

- ア 旅費、出動手当
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができるものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。

3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

○ 三重県内消防相互応援協定に基づく覚書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、三重県内消防相互応援協定（以下「協定」という。）第15条の規定に基づく協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2章 相互応援

(緊急通報)

第2条 協定第5条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第7条に規定する消防用資機材等の調達依頼等の緊急通信については、あらかじめその方法及び通報先を指定しておくものとする。

(応援隊の派遣)

第3条 協定第6条第1項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両及び資機材等の数量並びに出発時刻及び指揮責任者等を派遣先に通報するものとする。

(応援隊の報告)

第4条 協定第9条に規定する報告内容及び様式については、三重県消防広域応援基本計画に規定するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第5条 協定第7条に規定する消防用資機材等の調達手配は、消防用資機材等を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

第3章 連絡会議

(会議の名称及び構成員)

第6条 協定第11条に規定する連絡会議は、三重県内消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」という。）とし、協定機関の消防長及び消防団長の中からそれぞれ選出された各10名をもって構成する。

(会議の招集)

第7条 連絡会議は、協定市町村等の要請に基づき県が招集するものとする。

第4章 経費の負担

(経費の負担)

第8条 協定第13条の規定により、発災市町村等が負担する経費は次の通りとし、これ以外で特に経費を要した場合には、協定市町村間において協議して定めるものとする。

- (1) 消火剤、その他の資機材を使用し、又は損傷した場合の経費
- (2) 応援隊の食料費及び補給燃料費
- (3) 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定による災害補償費

第5章 雑則

(他の協定との関係)

第9条 協定市町村等が当該協定市町村等間において締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(覚書の改訂)

第10条 この覚書を改訂する場合は、協定市町村等の長が協議の上定めるものとする。

(覚書の保管)

第11条 この覚書の成立を証するため、本書77通を作成し、県及び協定市町村等において各1通を保管する。

附 則

この覚書は、平成10年7月1日から効力を生ずる。

○ 三重県防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合

2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 この規定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年3月1日から適用する。

平成19年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター応援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書34通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別記

市町及び消防事務に関する一部事務組合

市 名	町 名	消 防 組 合
津 市	桑名郡 木曾岬町	三重紀北消防組合
四日市市	員弁郡 東員町	松阪地区広域消防組合
伊勢市	三重郡 菰野町	志摩広域消防組合
松阪市	三重郡 朝日町	紀勢地区広域消防組合
桑名市	三重郡 川越町	
鈴鹿市	多気郡 多気町	
名張市	多気郡 明和町	
尾鷲市	多気郡 大台町	
亀山市	度会郡 玉城町	
鳥羽市	度会郡 度会町	
熊野市	度会郡 大紀町	
いなべ市	度会郡 南伊勢町	
志摩市	北牟婁郡 紀北町	
伊賀市	南牟婁郡 御浜町	
	南牟婁郡 紀宝町	

○ 三重県災害等廃棄物処理応援協定

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋

(2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋

(3) 前2号の定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害時により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受諾し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに監事市を置く。

2 災害時の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの監事市を所轄する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局地的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名するものをもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

3 現地連絡本部は、現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援市町村は県へ応援の調製を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内ブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の事項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項
（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村等がこれを負担するものとし、支払方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない

（民間業者への協力要請）

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（県の組織変更に伴う措置）

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

（市町村等の組織変更に伴う措置）

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

（協議）

第12条 この協定に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

（実施期日）

第13条 この協定は、平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

○ 災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書

三重県知事 鈴木英敬と三重県紀北町長 尾上壽一とは、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が発動された場合に災害救助用米穀の緊急引渡しを円滑に実施するため、次の事項について協定し互いに誠意をもってその履行を確約するものとする。

記

- 1 乙は災害地の罹災者並びに救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者に対し応急食糧の供給を実施する必要があると認めるときは、事前に甲に所定の手続きをし、甲の指示を受けるものとする。ただし、乙が交通・通信の途絶のため事前に甲の指示を受けられず、災害救助法又は国民保護法発動期間中に災害救助用米穀の供給を実施する必要がある場合は、農林水産省所管部局に直接連絡要請することができるものとし、必ず甲に連絡するとともに、甲に所定の手続きをするものとする。
- 2 乙が1により緊急引渡しを要請し、災害救助用米穀の引渡しを受けた場合は、乙は速やかに倉庫別取引数量をとりまとめ当該米穀の全数量について、予定価格を基準として農林水産省所管部局長が決定した価格により買受するものとする。
- 3 乙は管内届出事業者その他に対して、災害救助用米穀の供給の実施に関する必要な措置を講じておくものとする。
- 4 甲は必要があると認めるときは、乙に対しその業務又は、経理の状況に関して質問、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 甲が乙に販売する災害救助用米穀の価格については、農林水産省所管部局長が災害救助法又は国民保護法が発動された直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定することを原則とし、決定された場合は、甲は速やかに乙に通知するものとする。中間経費については、現品取扱業者と乙の間に別途契約を締結して清算するものとする。
- 6 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動され、救助を行う場合
延納措置の期間については、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3ヶ月以内）であって、農林水産省所管部局長と甲が協議して決定した期間とする。
 - a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - b 自衛隊の派遣が行われていること。
 - c 甲が30日を超える延納措置を必要とする旨の要請をし、農林水産省所管部局長がやむを得ないと認めること。
 - イ 国民保護法が発動され、救援を行う場合
3ヶ月以内であって農林水産省所管部局長と甲が協議し決定した期間とする。
- 7 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。
- 8 この協定の期間は、平成23年7月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。
- 9 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々その1通を所持するものとする。

平成23年7月1日

○ 地震・津波・風水害等の緊急時における協定書

紀北町（以下「甲」という。）と紀北町建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の緊急に復旧する工事（以下「災害復旧工事」という。）の施工に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲と乙が協力し連絡調整を図り、速やかに災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第3条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確率するものとする。

（緊急を要する場合等）

第4条 緊急を要する場合の定義は、地震・津波・風水害等の災害発生により即時的な対応が求められ、対応の遅延により二次災害等の被害拡大が予想される場合とする。

（災害応急工事等の実施）

第5条 乙は、甲の指示に従い災害復旧工事等を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により災害応急工事等を実施するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事等については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事及び前項で乙が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

- ・ 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- ・ 崩土、倒木等の交通障害物の除去
- ・ 増破防止措置
- ・ 仮復旧及び仮設工事
- ・ その他必要な措置

（費用の精算）

第6条 甲は協力要請に要した費用について、第5条において実施された内容を確認し、災害発生時の三重県県土整備部積算基準等により精算を行う。

（従事者の災害補償）

第7条 災害応急工事等に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（訓練・研修の実施）

第8条 甲及び乙は緊急時を想定した連携訓練を年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、両者で協議・改善していくものとする。

2 甲は乙が緊急時に適切な判断により災害応急工事等に着手できるよう、予め乙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を毎年1回以上実施するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思のない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年9月1日

○ 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

紀北町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月1日

○ 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）及び西日本電信電話株式会社三重支店（以下「丙」という。）は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有し管理する用地等を、乙又は丙の災害復旧活動の用地（工事用資機材の設置を含む。）（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、電気、通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 乙又は丙が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、あらかじめ定められた様式の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 乙及び丙は、前条においてそれぞれ認められた同一の災害復旧用オープンスペースを同時期に使用する場合は、乙、丙協議してそれぞれの使用範囲、方法等を定めるものとする。

2 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲と協議して使用内容、期間等を定めるものとする。

3 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議のうえ、それぞれが自己責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、乙及び丙に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第6条 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙又は丙は、災害復旧用オープンスペースの使用の際に、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定は、平成18年9月1日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を他の当事者に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月1日

別表

災害復旧用オープンスペース一覧表 平成18年9月現在

名 称	所 在 地 番	面 積	所有・管理者	備 考
種まき権兵衛の里駐車場	北牟婁郡紀北町 便ノ山1071他	8,393 m ²	紀北町	隣接の空地含む

○ 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社主婦の店）

紀北町（以下「甲」という。）と株式会社主婦の店（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）日用品等
- （3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月1日

○ 災害時における物資供給に関する協定（コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社）

紀北町（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラルジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 紀北町内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、紀北町内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード型）の機内倉庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内倉庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

3 乙は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに救援物資（飲料水）提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成20年11月28日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月までに甲乙のいずれからもこの協定の解除の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各1通を保有する。

平成20年11月28日

様式1（第3条関係）

救援物資（飲料水）提供申請書

令和 年 月 日

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代表取締役社長

紀北町長

災害時における物資提供に関する協定第2条第2項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（紀北町） 応答者（コカ・コーラセントラルジャパン株式会社）	要請者： 応対者：
物資搬入等における紀北町担当者	紀北町（ ） 氏名 電話
その他	

○ 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

紀北町・(以下「甲」という。)と三重県紀北LPガス協議会(以下「乙」という。)とは、社団法人三重県エルピーガス協会と三重県が平成25年4月1日締結する「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、紀北町に地震、風水害その他による災害が発生し又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の緊急用LPガス等の調達について、協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力体制の確保)

第2条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

(LPガスの範囲)

第3条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットコンロ、燃料機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

(要請)

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

(1)甲において災害が発生し、甲の自治会等からLPガス調達の斡旋を求められたとき又は甲自ら調達の必要を認めたとき。

(2)甲外の災害に関し、甲を経由し国又は三重県からLPガス調達の斡旋を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要望に基づく乙の措置)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(搬送及び引渡し)

第6条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえ、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が第5条の処置に要した費用(器具設置、接続を含む)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払に責任を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事したものが、その責に帰する事ができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、三重県条例(昭和37年10月31日三重県条例第46号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例)の規定を準用しその損害を補償する。

(現有数量の把握)

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(防災力の向上)

第11条 乙は協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じた

ときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成25年4月1日から効力を有するものとし、この協定の有効期間は、その効力が発生する日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲・乙いずれからも何等意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年9月24日

○ 災害救助に必要な物資の調達と普及啓発に関する協定

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、相互に協力して災害時等の町民生活の安定を図るため災害用非常食等（以下「災害用物資」という。）の調達及び普及啓発に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、町民に災害用物資の個人備蓄を推進するための啓発活動を協力して実施することにより、平常時から災害に備え、町民の防災意識の高揚を図るとともに、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害用物資を活用した達やかな調達と供給を行い、町民の安全と安心に資することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害用物資を活用した防災啓発事業を連携して推進することとし、甲は乙が行う社会貢献活動としての事業に限り、可能な範囲での協力を行うものとする。

（要請）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、災害用物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する災害物資の供給について協力を要請することができる。

（1）紀北町内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）紀北町以外の災害援助のため、甲に対して物資の調達、支援が要請されたとき

（調達物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する災害用物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）甲が指定する災害用物資

（要請手続等）

第5条 第3条に定める要請に係る手続きは、「災害用物資要請書」（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体軋連絡方法、連絡手段について協議の上、取り決めるものとし、支障をきたさないように常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第3条による要請を受けた時は、その要請事項を速やかに実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（災害用物資の運搬、引渡し）

第7条 災害用物資の引渡場所は甲が指定する場所とする。また、引渡場所までの運搬は乙が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、災害用物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第8条 第4条の調達物資の対価及び第7条の乙が行った運搬等の費用については、乙が負担するものとする。ただし、乙が販売用に保有する災害用物資を調達した場合の費用は、甲が負担するものとし、その価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（物資保有数量の報告）

第9条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を「災害用物資保有数量等報告書」（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙が、前項による災害用物資を取り扱わなくなった場合は、速やかに甲に報告するものとする。また、この場合、甲と乙が協議の上、本協定を解除できるものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
(有効期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、この協定が更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月1日

(第1号様式)

令和 年 月 日

災害用物資要請書

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第5条の規定に基づき、下記のとおり要請します。
また、同協定第6条の規定により、本要請に対する措置状況を報告願います。

記

- 1 災害及び応援を必要とする状況
- 2 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

要請量は、1日当たりとする

担 当
 部
 課
 電話
 FAX
 担当

(第2号様式)

令和 年 月 日

(宛先)三重県 紀北町長

一般社団法人 日本非常食推進機構

災害用物資保有数量等報告書

災害救助に必要な物資の調達に関する協定第6条及び第9条の規定に基づき、
(物資保有数量・措置状況)を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

地 区	数 量	地 区	数 量

2 状況等

○ 近畿自動車道尾鷲多気線の一部を緊急避難場所として使用することに関する覚書

国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所（以下「甲」という。）と紀北町（以下「乙」という。）とは、甲が管理する近畿自動車道尾鷲多気線（以下「高速道路」という。）の一部を緊急時の避難場所として使用することに関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、地域住民の一時的な緊急避難場所として使用する高速道路の一部の管理及び使用に関して必要な事項を定め、避難場所が、周辺住民の津波被害の予防に有効に機能することを目的とする。

（緊急避難場所の範囲）

第2条 この覚書を適用する避難場所は、別添覚書箇所一覧表及び図面（以下「別添図書」という。）に示す範囲とする。

2 前項に定める図面は、位置図及び平面図とし、必要に応じて関係図面等を追加するものとする。

3 この覚書の締結後、覚書の適用箇所を追加し、又は別添図書の記載事項を追加し、若しくは変更する必要が生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（緊急避難場所の使用）

第3条 避難場所は、大津波の襲来が予想される等、周辺住民を避難させるべきと乙が判断した場合に、乙の責において使用できるものとする。

2 乙は、前項の避難に備えて訓練を実施する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることにより、避難場所を使用することができる。

なお、訓練のため避難場所を使用する場合は、門扉を通じて出入りするものとする。

3 乙は、前項の訓練にあたって必要となる門扉の鍵を、甲から貸与を受け保管するものとする。

4 乙は、第1項及び第2項に基づき避難場所を使用する場合は、避難者又は訓練参加者に対して、第2条第1項に示す範囲から外に出ないよう周知徹底するものとする。

（緊急避難場所の管理）

第4条 避難場所の維持及び修繕（以下「維持等」という。）は、門扉及び緊急避難口を除き、甲が行うものとする。

ただし、除草及び清掃を行う場合は、甲は、乙に協力を求めることができる。

2 避難場所の門扉及び緊急道離日の維持等は、乙が行うものとする。

3 乙は、前項の維持等を行う場合は、あらかじめ甲に通知し、確認を受けるものとする。

4 乙は、避難場所の門扉及び緊急避難口が故意に破損され、避難場所に人がみだりに立ち入ることがないように、日常において点検及び啓発に努めるものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、覚書交換の日から第2条第1項に規定する緊急避難場所が存続する間とする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年6月26日

覚書箇所一覧表（緊急避難所一覧）

番号	避難所名	所在地	備考
①	便ノ山避難所	三重県北牟婁郡紀北町便ノ山	H24.6.26
②	高丸山避難所	三重県北牟婁郡紀北町船津	H24.6.26
③	前柱避難所	三重県北牟婁郡紀北町船津	H26.7.29
④	三浦避難所	三重県北牟婁郡紀北町三浦	H26.7.29
⑤	加田避難所	三重県北牟婁郡紀北町長島	H26.7.29
⑥	出垣内避難所	三重県北牟婁郡紀北町長島	H28.3.16

○ 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、紀北町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 紀北町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 紀北町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び町長が各1通を保有する。

平成23年2月25日

○ 防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県LPガス協会（以下「乙」という。）は、甲と三重県紀北LPガス協議会が「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」を平成25年9月24日に締結したことに伴い、三重県と乙が平成25年4月1日に締結した「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、次のとおり協力する。

記

1. 地震、津波その他大規模災害に備え防災機器を備蓄するに当たり甲・乙は次の内容を確認した。

(1) 乙は、乙の費用において概ね次の機器を備蓄する。

・物置	1基	(LMD-2925H)
・調理台	1台	(BW-186N)
・コンロ台	1台	(BWG-076N)
・ガス炊飯器	1台	(PR101DSS)
・ガス炊飯器	1台	(RR-50SI)
・ガストーブ	1台	(R1290VMS3)
・三重巻鋳物コンロ（下枠共）	1台	(DE-33N)
・二重巻鋳物コンロ（下枠共）	1台	(DE-21N)
・アルミ寸胴鍋	1台	(60cm 1610)
・手付き揚げざる	1個	(60cm)
・浅型ざる	1個	(50cm)
・ステン柄杓（中）	1本	(1000ml)
・ステン柄杓（小）	1本	(500ml)
・紙食器セット（200人分）	1式	(皿、スプーン、箸、コップ)
・プロライト	1台	(PLT-52)
・ガス用ゴムホース及びカチット	4本	
・ガスコード	1本	(LG7-20FNK)
・ガス供給設備キット	1式	
・ガス発電機	2台	(MGC900GP)

(2) 甲は、上記保管庫設置スペースを無償にて提供する。

(3) 場所の選定に当たっては、甲・乙協議し最も有効な場所とする。

(4) 機器等に修理が必要と甲・乙が確認した場合の修復は、三重県紀北LPガス協議会が担当し、修理部材費等は甲が負担する。

(5) 当該機器備蓄の保管は甲・乙協力しておこない非常時に対応出来る状態にしておく。
尚、当該保管庫の鍵は甲が保管する。

(6) 当該備蓄機器使用の判断は、甲が行う。

平成27年2月25日

○ 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

紀北町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置箇所一覧」（別紙1）を作成し、甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙2に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める定期試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第15条 本覚書は、平成27年4月9日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年4月9日

○ 災害時動物救護活動に関する協定書

災害時における動物救護活動に関し、紀北町（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会紀州支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、紀北町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行なう動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲からの要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を開始するものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲からの要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び乙の会員が保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（乙が行う動物救護活動）

第4条 乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）負傷した動物に対する獣医療行為
- （2）避難所における動物救護所設置への協力
- （3）避難所における被災した動物飼育者への助言
- （4）動物救護所の管理指導
- （5）後方獣医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- （6）甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- （7）被災動物に関する情報の収集及び提供活動
- （8）動物の死亡確認
- （9）その他必要な応急業務

（動物の収容）

第5条 甲は、甲が指定する避難所に町民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備（ケージ等）の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている、犬、猫、その他の小動物とする。

（費用弁償）

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動に要する経費については、原則として当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 動物飼育者が不明であったり、飼育者が被災により前項に定める費用を支払うことが困難と甲が認めた場合は、甲の負担とする。ただし、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等による対応に極力努めることとする。

（連絡調整）

第7条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の証として本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年10月22日

○森林災害復旧支援等森林を守る協定書

三重県北牟婁郡紀北町（以下「甲」という。）と三重県森林土木建設協会（以下「乙」という。）は気象災害などで森林の荒廃や林道施設が被災した場合に、甲と乙が連携協定し速やかに復旧対策等の森林を守る活動が行われるよう、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所掌・管理する森林に異常気象等による災害が発生した場合は、乙は林道施設等の自主パトロールを実施し、甲が講ずる対策が確実に執行できるよう、被災状況の報告及び海岸防災林での清掃等、地域住民の安全と貴重な森林を守る保全活動を目的とします。

（対策の種類）

第2条 前条の趣旨に沿い講ずべき緊急な森林内の災害対策の種類は以下のものを対象とする。

- 一、治山施設、林道施設のパトロール
- 二、海岸防災林の清掃等の活動
- 三、その他の災害等が発生したときに、甲乙が協議し決定した対策

（情報の収集及び提供）

第3条 乙は、前条第1項第1号のパトロールを実施した時は、すみやかに状況を甲に報告するものとする。

又、森林地帯は急峻な地形で降雨や地震等で崩壊・崩落の危険性が高いため、パトロールの際は、気象情報に留意し悪天候の場合は天候の回復を待って実施し、充分安全に配慮し事故の起きないよう努めるものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本協定の趣旨に沿って甲乙が善意を持って協議し決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保管するものとする。

平成26年6月25日

○災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と紀北町（以下、「乙」という。）とは、紀北町内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

第2条 この協定において、避難行動要支援者（聴覚障がい者）とは次に掲げる者をいう。

(1) 聴覚1級から3級までの身体障害者手帳を交付されている者であって、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者

(2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者（聴覚障がい者）の情報提供及び支援要請）

第3条 乙は、センターに対し、平常時から前条第1項第1号に規定する避難行動要支援者台帳の写し（以下、「台帳」という。）を提供する。

2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 センター及び乙は、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

第4条 センターは、乙から前条に規定する要請があったときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。

2 前項の規定にかかわらず、紀北町内で震度5強以上の地震が発生したとき又は乙が避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、台帳を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

（災害時の活動報告）

第7条 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援

活動報告書を提出するものとする。

(事故)

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(台帳の管理)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 センターは、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

3 センターは、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。

4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に台帳を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第12条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、台帳を活用し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 2月24日

○災害時における応援業務に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、紀北町内において、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀北町内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

- （1） 紀北町が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- （2） 登記及び境界関係無料相談所の開設
- （3） 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

- （1） 応援の場所
- （2） 応援の目的
- （3） 被害の状況
- （4） 応援業務の内容
- （5） その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速やかに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

（応援業務への従事）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

（応援業務の報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに業務報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

（書類の提出）

第8条 乙は毎年1回 次の書類を、甲に提出するものとする。

- （1） 応援業務に関する乙の組織図
- （2） 応援業務に関する連絡担当者

- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

(資料の交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 紀北町地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(事故への対応)

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は、この協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から協定の終了の通知又は、異議申し立てがないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年2月29日

○災害時等における施設利用の協力に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、紀北町内に地震等による大規模災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、防災の拠点施設（以下「拠点施設」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 紀北町三浦 600 番地

施設名 紀勢自動車道地域振興施設

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を拠点施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、施設を所管する課長により、当該施設の長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第5条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において速やかに、拠点施設としての機能を果たせるよう施設を開放するものとし、拠点施設の開設及び運営に協力する。

2 前項の措置に伴い発生した費用は、甲が負担する。

（訓練等）

第7条 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、契約締結の日から平成32年3月31日まで（指定期間と同一の期間）とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月1日

○災害時における協力に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

（1）乙による被災者支援相談窓口の設置

（2）甲への乙の会員派遣

（3）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1号に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条第2号及び第3号に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（損害補償）

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告す

るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年 9月28日

○紀北町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と社会福祉法人紀北町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり紀北町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、紀北町内において地震、津波、風水害等により大規模な災害が発生した場合に、紀北町地域防災計画に基づきセンターを甲が設置し、乙が運営するセンターに関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲は、災害の発生状況に伴い、多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙と協議し、センターを設置する。

2 前項の協議は、次に掲げる事項を明らかにして文書または口頭により行う。

- （1）被害の状況及びボランティアによる支援内容
- （2）設置期間の見込み
- （3）その他参考となる事項

（センターの運営）

第3条 甲は、紀北町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（運営の要請）

第4条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することが出来ない場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（センターの業務）

第5条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び活動指示等に関すること。
- （2）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら各団体との連携に努める。

(資機材等の確保)

第7条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

(費用負担)

第8条 第5条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。

ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

- 2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。
- 3 乙は、費用（この条における費用をいう。次項においても同じ。）の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。

(平常時における体制整備)

第9条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(補償)

第10条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

- 2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 10月1日

○紀勢自動車道連絡路の災害時使用に関する覚書

国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長（以下「甲」という。）と紀北町長（以下「乙」という。）とは、甲が管理する紀勢自動車道連絡路（以下、「連絡路」という。）の通行使用に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、紀北町内での災害時における、連絡路の使用に関して必要な事項を定め、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に規定する道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及びそれ以外の車両で災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害対策を実施するため運転中の車両（以下「緊急車両」という。）を被災箇所へ迅速に輸送するため、その輸送に必要な道路を確保し、被災地の早期復旧の支援に資することを目的とする。

（適用条件）

第2条 この覚書に定める連絡路の使用は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、被災地で必要な緊急車両の輸送が連絡路の使用による方法以外では困難な場合に限り適用する。

（連絡路の範囲）

第3条 この覚書を適用する連絡路は、原則として、甲が管理する連絡路のうち別添1使用箇所、別添2位置図及び別添3図面表示着色箇所（以下「別添図書」という。）に示す範囲とする。

2 前項で定める図面は、位置図及び平面図とし、必要に応じて関係図面等を追加するものとする。

3 この覚書の交換後、覚書の適用箇所を追加し、又は別添図書の記載事項を追加し、若しくは変更する必要があるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（連絡路の使用）

第4条 乙は、災害時に限り、乙の判断と責任において、緊急車両を通行できるものとする。ただし、緊急車両及び甲と乙が指定する車両以外の通行については認めないものとする。

2 乙は、連絡路を使用する際には、事前に甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後速やかに連絡するものとする。

3 乙は、1項の使用にあたって必要となる連絡路門扉の鍵を甲から貸与を受け、乙の責任において適正に管理するものとする。

4 連絡路門扉の開閉及び鍵の施錠は、乙の責任において行うものとする。

5 連絡路を通行する場合、甲の管理区域以外を経由する必要がある場合は、乙の責任において対応する。

（連絡路の管理）

第5条 連絡路の維持及び修繕（以下「維持等」という。）は、甲が行うものとする。

（損害の負担）

第6条 乙の連絡路使用に起因して連絡路及びその他紀勢自動車道に係る施設が損傷し、又は第三者に損害が生じた場合は、乙の責任において対応するものとする。

（使用の制限）

第7条 甲は、連絡路及び紀勢自動車道の維持修繕又は道路管理上の都合により、連絡路の使用の制限をする場合は、事前に乙へ連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、覚書交換の日から平成34年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この覚書をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたとき事項について、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の交換の証として、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

災害時の歯科医療救護に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人尾鷲歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害において、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、協定書実施細目に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第3条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じてこれを行うものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 この協定に基づき派遣された歯科医療救護班は、原則として甲が災害現場等に設置する救護所、避難所等において歯科医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第4条の指揮に従い、被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急歯科検診
- （2）収容歯科医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定
- （3）巡回口腔ケア、口腔衛生指導、歯科保健活動
- （4）検死・検案に際しての法歯学上の協力
- （5）その他状況に応じて必要な業務

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(歯科医薬品等の供給)

第7条 この協定に基づき派遣された歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、原則として無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として収容された患者の負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙は歯科医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償

(2) 歯科医療救護班がこの協定に基づく歯科医療救護活動の実施のために携行し、調達し、又は使用した医薬品、歯科材料、口腔衛生用品等の実費弁償

(3) 歯科医療救護班が携行した医薬品、歯科材料、口腔衛生用品等が滅失損傷した場合の実費弁償

(4) 歯科医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

2 前項第1号に定める費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請を受諾した歯科医療救護班が、この協定に基づく災害医療救護活動等に従事中、又は救護所等との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年10月11日条例第149号）により災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定に基づく歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

(調整連絡)

第13条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動にかかる連絡調整は、甲及び乙が指定した責任者が協議して行うものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別途実施細目に定めるものとする。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協力実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月25日

甲 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1
紀北町
紀北町長 尾上 壽一

乙 三重県尾鷲市港町8番23号
一般社団法人尾鷲歯科医師会
会 長 松井 俊哉

災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目

紀北町（以下「甲」という。）と一般社団法人尾鷲歯科医師会（以下「乙」という。）とは、令和6年3月25日付けをもって締結した「災害時の歯科医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（派遣を要する災害の程度）

第1条 協定書第2条第1項に規定する「医療救護活動を実施する必要がある場合」とは、集団的に多数の傷病者が発生している場合とする。

（派遣要請）

第2条 協定書第2条第1項に規定する派遣要請は、紀北町長から一般社団法人尾鷲歯科医師会長に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断されるときは、次条で定める甲の指定する調整連絡責任者から乙の指定する調整連絡責任者に直接派遣要請をすることができるものとする。

（調整連絡責任者）

第3条 協定書第13条に規定する調整連絡を行うにあたり、甲及び乙の指定する者は、次のとおりとする。

甲の指定する者	紀北町福祉保健課長
乙の指定する者	尾鷲歯科医師会会長

（緊急連絡網の整備）

第4条 甲及び乙は、協定書第2条に規定する医療救護活動の要請及び実施を迅速、かつ、円滑に行うため緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

（調整連絡事項）

第5条 協定書第13条に規定する調整連絡事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科口腔医療救護班（以下「医療救護班」という。）の編成に関すること
- (2) 医療救護班の移動に関すること
- (3) 医薬品及び医療材料に関すること
- (4) その他医療救護活動に関すること

（医療救護班の編成）

第6条 医療救護班の編成は、1班あたり歯科医師1人程度、歯科衛生士1人程度、医療従事者その他補助要員1人程度により構成する。

2 班長は歯科医師が行う。

(医療救護活動の実施場所)

第7条 医療救護班は、甲が指定する救護所等において、協定書第5条に規定する業務にあたるものとする。

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第8条 協定書第10条第1号に規定する医療救護活動に従事する者に対する費用弁償の額については、別途甲乙で協議する。

(費用弁償等の請求)

第9条 協定書第10条に規定する費用弁償等の請求の手続きは、次の各号の定めるところによる。

(1)第1号の場合

医療救護班派遣費用弁償請求書(様式第1号)に、医療救護班ごとの医療救護活動報告書(様式第1-1号)を添付して請求する。

(2)第2号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、医薬品、医療材料等使用報告書(様式第2-1号)を添付して請求する。

(3)第3号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、物品等損害報告書(様式第2-2号)を添えて請求する。

(4)第4号の場合

交通機関等利用実費弁償請求書(様式第3号)により請求する。

2 乙は、医療救護活動を実施したときは、活動終了後、速やかに前項に規定する書類を取りまとめ、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から請求を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(事故報告)

第10条 協定書第11条の規定に該当する事故が発生した場合は、乙は、速やかに事故報告書(様式第4号)に、事故傷病(死亡)者概要(様式第5号)を添えて甲に提出するものとする。

(通信施設の整備)

第11条 甲は、乙との連絡体制を迅速、かつ、円滑に実施するため、救護所にデジタル簡易無線機等の通信機器を配備するよう努めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月25日

甲 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1

紀北町

紀北町長 尾上 壽一

乙 三重県尾鷲市港町8番23号

一般社団法人尾鷲歯科医師会

会 長 松井 俊哉

様式第1号〔第9条関係〕

医療救護班派遣費用弁償請求書

年 月 日

紀北町長 様

所在地 _____
 団体名 _____
 代表者名 _____ ⑩

災害時の医療救護活動に関する班の派遣に要した費用について、以下のとおり請求します。

金 _____ 円也

〔請求内訳〕

実 施 日			
実 施 場 所			
派遣班名及び人員	班 人		
派 遣 内 訳	職 種	派 遣 人 員	派 遣 人 件 費
	歯科医師	人	円
		人	円
		人	円
	計	人	円

※ 医療救護活動報告書を添付してください。

様式第1-1号〔第9条関係〕

医療救護活動報告書

災害発生日		年 月 日	覚知時刻	年 月 日 午前・午後 時 分	覚知方法	
災害発生場所						
医療 救護 班員 内 訳	班名					
	歯科医師名					
	その他 要員名					
活 動 内 容 等	活動時間	月 日 時 分～	月 日 時 分	出動方法		
	活動場所					
	(具体的な活動内容及び特記事項)					

※ 医療救護班ごとに記入してください。

様式第2号〔第9条関係〕

医療救護活動実費弁償請求書

年 月 日

紀北町長

様

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ ⑩

医療救護活動において使用した医薬品、医療材料等及び損傷した医療材料等の費用について、下記のとおり請求します。

金 _____ 円也

〔請求内訳〕

実施日	年 月 日	
実施場所		
使用医薬品、医療材料等	品目	円
損傷医療材料等	件	円

- ① 使用医薬品、医療材料等については、使用報告書を添付してください。
- ② 損傷医療材料等については、物品損傷報告書を添付してください。

様式第2-1号〔第9条関係〕

様式第3号〔第9条関係〕

交通機関等利用実費弁償請求書

災害医療救護活動のため医療救護班が救護所に直行するにあたり、利用した交通機関等に要した費用明細を以下のとおり提出します。

医療救護活動 実施日	年 月 日					
医療救護活動 実施場所						
利 用 形 態 別 経 費 内 訳	交通機関	利用者 数	利用区間	積算基礎	金額（円）	備考
	タクシー					
	私用車等					
	公共交通 機関					

※ 留意事項

- ・公共交通機関の備考欄は、JR、近鉄、バス等の種別を記入してください。
- ・私用車等の利用にあたっては、燃料費に換算して積算してください。
換算額の算定にあたっては、1 kmあたり30円としてください。

様式第4号〔第10条関係〕

事 故 報 告 書

年 月 日

紀北町長

様

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ ⑩

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動において、別紙のとおり事故（ 傷病 ・ 死亡 ）者が発生したので報告します。

様式第5号〔第10条関係〕

事故傷病（死亡）者概要

氏名				性別	男・女	年齢	歳
住所							
職業		勤務先			所属医療 救護班名		
傷病名				程度	重傷 中等症 軽症		
外来・入院 (月 日)		診療（入院）医療機関名					
傷病の 場合	受傷（発病）日時	年 月 日 ()			午前・午後	時	分
	受傷（発病）場所						
死亡の 場合	死亡日時	年 月 日 ()			午前・午後	時	分
	死亡場所						
	死亡原因						
受傷（発病）・死亡時の状況							

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

紀北町（以下「甲」という。）と三重県トラック協会紀北支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における救援・支援物資の避難所等への配送等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う物資輸送等の支援要請に関し、その手続きについて定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- （1） 甲が管理する災害用備蓄品の避難所への輸送
- （2） 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の輸送
- （3） 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等の協力
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認められたもの

（協力要請の手続き）

第3条 甲が前条の規定による協力を必要とするときは、「物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書」（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（額の決定）

第6条 前条の規定に基づき甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者が災害発生時直前において国土交通省に届出した運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議のうえ、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日前1ヵ月までに、甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年11月8日

甲 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1

紀北町

紀北町長 尾上 壽一

乙 三重県尾鷲市中川12番7号

三重県トラック協会紀北支部

支部長 山口 公一

(様式第1号)

年 月 日

物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書

災害時における緊急物資輸送等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。また、本要請に対する状況を報告します。

記

1 災害及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資引渡場所	備考

要請数量は、1日当たりとする

担当
部 課
電話
FAX
担当

(様式第2号)

年 月 日

(宛先) 紀北町長

三重県トラック協会紀北支部

物資輸送数量等実績報告書

災害時における緊急物資輸送に関する協定第3条の規定に基づき、(物資輸送数量・物資拠点施設状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 輸送数量及び輸送施設

輸送物資名	輸送拠点施設	数量	備考

2 状況等

災害時の協力に関する協定書

三重県紀北町（以下「甲」という。）と三重県農業共済組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、乙による被害状況確認の協力及び乙の保有する情報の提供と利活用に関し必要な事項について定め、迅速かつ円滑な被災者生活の再建に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は災害時において、乙に対して被災者支援のために必要があると認めるときは、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。この場合において、甲が乙から提供を受けた情報については、被災者支援にのみ利活用できるものとする。

（1）住家については、農業共済事業の加入者に対し乙が実施した損害評価の結果（以下、「損害評価情報」という。）及び被害写真の提供

（2）農業用施設のうち施設園芸用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供並びに農業共済未加入者に係る被害状況の確認

（3）前号に定める以外の農業用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供

（4）前3号に定めるもののほか、甲乙双方が被災者の生活再建に必要と認めたもの

2 前項の規定による協力及び提供の方法、時期については、甲乙協議のうえ決定する。

（被害状況の判定）

第3条 甲は、乙から提供を受けた事項の利活用の有無にかかわらず、甲の責任において公平、公正かつ迅速な被害状況の判定を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により甲乙各自に生じた費用は、各自が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 協力業務に従事した者が、その責めに帰すことができない事由により死亡、負傷又は傷病に罹患し障害の状態となった場合の損害賠償は、乙が行うこととする。

（法令遵守）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に際し、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令を遵守するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定により知り得た事項を第三者に開示又は漏洩してはならず、協定の有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年11月8日

甲 三重県紀北町
町 長

尾 上 寿 一

乙 三重県農業共済組合
組合長理事

河 上 敢 二

第9 様式等関係

9-1 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

	年 月 日
知 事 あ て	
	(市町村長) 印
自衛隊の災害派遣要請要求について	
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要求する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者	
4 その他参考となすべき事項	

(2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）

年 月 日
陸上自衛隊第33普通科連隊長 様
三重県知事 印
自衛隊の災害派遣要請について
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣要請を要求します。
記
1 災害の状況及び派遣を要求する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者
4 その他参考となすべき事項

9-2 海上保安庁の応急措置要請様式

(1) 応急措置実施要請書（知事あて）

年 月 日
知 事 あて
(市町村長) 印
海上保安庁の応急措置の実施要請要求について
このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。
記
1 災害の状況及び応急措置を要求する事由 災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。） 応急措置を要請する事由
2 応急措置を希望する期間
3 応急措置を希望する区域及び活動内容 (1) 応急措置を希望する区域 (2) 応急措置を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者
4 その他参考となすべき事項

(2) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日
知 事 あて
(市町村長) 印
海上保安庁の応急措置撤収要請要求について
このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。
記
1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
2 応急措置の実施要請日時 年 月 日 時 分
3 撤収作業場所 撤収作業内容

9-3 災害概況速報

		報告日時								
		市町村名								
		報告者								
災害名		(第 報)								
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

9-4 被害状況速報

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		そ	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
				畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 者 名				文 教 施 設	箇 所			
				病 院	箇 所			
区 分		被 害		道 路	箇 所			
人 的 被 害	死 者		人		橋 り よ う	箇 所		
	行 方 不 明 者		人		河 川	箇 所		
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇 所		
		軽 傷	人		砂 防	箇 所		
住 家 被 害	全 壊		棟		の	清 掃 施 設	箇 所	
			世帯		崖 く ず れ	箇 所		
			人		鉄 道 不 通	箇 所		
	半 壊		棟		他	被 害 船 舶	隻	
			世帯		水 道	戸		
			人		電 話	回 線		
	一 部 破 損		棟		電 気	戸		
			世帯		ガ ス	戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世 帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生	建 物	件		
非 住 家	公 共 建 物		棟		危 険 物	件		
	そ の 他		棟		そ の 他	件		

区 分		被 害		等災 の害 設対 置策 状本 況部	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		摘災 要 害 市 救 町 助 村 名 法	市 町 村			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
考	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 							

※被害額は省略することができるものとする。

9-5 被害状況調査書

(年 月 日 時 分現在) 市町村名

人的被害	死		者	ア	人	
	行方不明			イ	人	
	負傷	重		傷	ウ	人
		軽		傷	エ	人
		小		計	オ	人
			計		カ	人
住家の数	全壊、全焼及び流失			キ	棟	
	半壊及び半焼			ク	棟	
	一部破損			ケ	棟	
	床上浸水			コ	棟	
	床下浸水			サ	棟	
被害の世帯及び人員	全壊、全焼及び流失		世帯	シ	世帯	
			人員	ス	人	
	半壊及び半焼		世帯	セ	世帯	
			人員	ソ	人	
	一部破損		世帯	タ	世帯	
			人員	チ	人	
	床上浸水		世帯	ツ	世帯	
			人員	テ	人	
	床下浸水		世帯	ト	世帯	
			人員	ナ	人	
	報告	発信	年 月 日 時 分			発信者
		受診	年 月 日 時 分			受診者

(注) 災害救助法によるもの

9-6 被害報告内容基準

(災害速報の際の用語の解釈)

区分	被害の種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込のものとする。
住家	住家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等是非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊 (流失・全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
被害	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	住家床上浸水	住家の床上以上に浸水したもので、および、全壊(焼)、半壊(焼)に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊または半壊として取り扱う。
	住家床下浸水	床下浸水にいたらない程度に浸水したものである。
公共施設関係	住家一部破損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等是非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共施設関係	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣、教会その他これに類するもの。

区分	被害の種類	説明	
その他	田・畑	流失・埋没 冠水	耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合。 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。
	道路	路	道路法に定める市町村道以上の道路。
	道路	決壊	自動車の通行が不能となった程度の被害。
	橋	梁	市町村道以上の道路に架設した橋梁。
	堤	防	河川及び海岸の堤防。
	鉄道	被害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害。
	その他	の被害	他の項目に属さない被害。(通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど)
	世帯	り	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を一世帯として取り扱う。
	り	災世帯	全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	り	災者	り災世帯の構成員。

9-7 リ災証明書様式

(整理番号)

罹災証明願兼罹災証明書

申請者	世帯主住所					
	(フリガナ) 世帯主氏名					
	現在の連絡先					
世帯構成員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	
罹災原因						
被災住家※の所在地	紀北町					
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)					
所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家:所有者又は管理者名:					
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水					

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

文書番号

年 月 日

紀北町長



9-8 被災証明書様式

第2号様式

被災証明交付申請書

紀北町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所	
	電話 ()	
	ふりがな 氏 名	被災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ※ その他の場合は委任状が必要
この証明書の用途	税控除・保険請求・その他()	

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

被災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所 ふりがな 氏 名	電話 ()
被災した物件の所在地	(申請者の住所と同じ場合は記載不要)	
被災の内容		
添付書類 (添付することができる場合のみ)	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書 <input type="checkbox"/> その他	

被災証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

三重県紀北町長 尾上 壽一

被災証明書について 1 この証明書は、被災の状況を町に届け出たという行為を証明するものです。 2 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

第10 その他

10-1 町内文化財一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	名 称	種 別	所 在 地	所有・管理	指 定 年 月 日
国	カモシカ	特別天然記念物	町内一円・大台ヶ原山系一体		昭和30年2月15日
	大島暖地性植物群落	天 然 記 念 物	長島	紀北町	昭和32年7月10日
	熊野参詣道伊勢路（荷坂峠道・ツヅラト峠道・三浦峠道・始神峠道・馬越峠道）	史 跡	島原・道瀬・三浦・馬瀬・相賀・便ノ山・小山浦	紀北町	平成14年12月19日
	江の浦トンネル（旧長島隧道）	交通・土木構造物	長島～海野	紀北町	平成13年4月24日（登録）
	古里歩道トンネル（旧海野隧道）	交通・土木構造物	海野～道瀬	国土交通省	平成13年4月24日（登録）
	道瀬歩道トンネル（旧道瀬隧道）	交通・土木構造物	道瀬～三浦	国土交通省	平成13年4月24日（登録）
	海山郷土資料館（向栄館）	建 造 物	中里	紀北町	平成16年7月23日（登録）
	長井家住宅（梅屋）	建 造 物	東長島呼崎	長井正幸	令和3年6月24日
県	島勝神社樹叢	天 然 記 念 物	島勝浦	宗教法人 島勝神社	昭和28年5月7日
	鈴島暖地性植物群落	天 然 記 念 物	三浦	紀北町	昭和31年5月2日
	オオダイガハラサンショウウオ	天 然 記 念 物	町内一円		昭和33年12月15日
	豊浦神社社叢	天 然 記 念 物	三浦	宗教法人 豊浦神社	昭和38年9月12日
	長島神社社叢	天 然 記 念 物	長島	宗教法人 長島神社	昭和38年9月12日
	フウラン群生地	天 然 記 念 物	東長島・山本	東 恭司	昭和38年9月12日
	造礁サンゴ群生地域	天 然 記 念 物	鈴島・丸山・赤野島周辺海域	三浦・道瀬・海野漁業協同組合	昭和43年3月22日
	木造薬師如来坐像	彫 刻	島勝浦	宗教法人 安楽寺	昭和44年3月28日
	島勝の海食洞門	天 然 記 念 物	島勝浦	紀北町	昭和53年2月7日
町	宝篋印塔	建 造 物	上里	宗教法人 修禅寺	昭和43年6月20日
	宝篋印塔	建 造 物	島勝浦	宗教法人 安楽寺	昭和43年6月20日
	銅鐘	工 芸 品	島勝浦	宗教法人 安楽寺	昭和43年6月20日
	宝冠釈迦如来坐像（木造菩薩坐像）	彫 刻	相賀	宗教法人 雲祥寺	昭和43年10月2日
	銅鐘	工 芸 品	相賀	宗教法人 真興寺	昭和43年10月2日
	銅鐘	工 芸 品	便ノ山	宗教法人 宝泉寺	昭和43年10月2日
	上里村旧事記	書 跡	上里	松場良光	昭和43年10月2日
	中里村御触書掲示板	書 跡	中里	海山郷土資料館	昭和43年10月2日
	矢口浦出土品	考 古 資 料	中里	海山郷土資料館	昭和43年10月2日

区分	名 称	種 別	所 在 地	所有・管理	指定年月日
町	善光寺句額	書 跡	矢 口 浦	宗教法人 善光寺	昭和44年5月23日
	永泉寺句額	書 跡	船津	宗教法人 永泉寺	昭和44年5月23日
	孝子勘七文書	書 跡	中里	海山郷土資料館	昭和44年5月23日
	はまぐりいし(蛤石)	有形民俗文化財	相賀	宗教法人 真興寺	昭和44年5月23日
	権兵衛屋敷跡	史 跡	便ノ山	五味 啓	昭和44年5月23日
	吉祥院山門	建 造 物	引本浦	宗教法人 吉祥院	昭和45年1月28日
	乙ノ輪石仏群	有形民俗文化財	相賀		昭和45年1月28日
	津波供養碑	建 造 物	長島	宗教法人 仏光寺	昭和45年4月1日
	ツヅラト石道	史 跡	志子奥	長井 武彦	昭和45年4月1日
	長島城跡	史 跡	長島	宗教法人 長楽寺	昭和45年4月1日
	五輪供養塔	建 造 物	長島	宗教法人 長楽寺	昭和45年4月1日
	腹子持鯨菩提之塔(鯨供養碑)	有形民俗文化財	白浦		昭和45年7月14日
	白浦捕鯨具	有形民俗文化財	白浦	海山漁協白浦支所	昭和45年7月14日
	島勝浦捕鯨具	有形民俗文化財	中里	海山郷土資料館	昭和45年7月14日
	クサマルハチ群落	天 然 記 念 物	船津		昭和45年7月14日
	うしろ山城跡	史 跡	小山浦		昭和45年9月11日
	不動明王像	彫 刻	大原	宗教法人 大昌寺	昭和47年3月4日
	横城須恵器	考 古 資 料	長島	紀伊長島郷土資料館	昭和47年3月4日
	長楽寺古絵図	書 跡	長島	宗教法人 長楽寺	昭和47年3月4日
	旧新町小学校正門	建 造 物	長島	紀伊長島郷土資料館	昭和47年3月4日
	イワメ	天 然 記 念 物	銚子川水系		昭和47年9月5日
	イドミミズハゼ	天 然 記 念 物	町内一円		昭和47年9月5日
	円通閣聖観音像	彫 刻	中桐	谷口 元春	昭和48年10月1日
	西町聖観音像	彫 刻	長島	龍谷 顕考	昭和48年10月1日
	格子絵天井	工 芸 品	大原	宗教法人 大昌寺	昭和49年12月5日
	泉福寺梵鐘	工 芸 品	中桐	宗教法人 泉福寺	昭和49年12月5日
	堀内家古文書	古 文 書	長島	紀伊長島郷土資料館	昭和49年12月5日
	木造宝冠釈迦如来坐像	彫 刻	上里	宗教法人 修禅寺	昭和52年3月23日
	奥村墳墓	建 造 物	前山	紀北町	昭和52年6月10日
	道瀬五輪塔群	建 造 物	道瀬	堀内 昶	昭和53年3月22日
	地藏院庚申碑	建 造 物	東長島	宗教法人 地藏院	昭和53年3月22日
	蓋付盃	考 古 資 料	長島	紀伊長島郷土資料館	昭和57年1月22日
	前山村検地帳	古 文 書	長島	紀伊長島郷土資料館	昭和57年1月22日
嘉永大津波記録	古 文 書	東長島	宗教法人 養海院	昭和57年1月22日	
当郷開基の碑	建 造 物	下河内	八原 倫雄	昭和58年12月7日	
安永九歳御検地帳写	古 文 書	長島	紀伊長島郷土資料館	昭和59年10月1日	
助休庵石地藏	建 造 物	長島	宗教法人 仏光寺	昭和60年11月20日	
下河内観音石仏	建 造 物	下河内	下河内区	昭和60年11月20日	
木造不動明王立像	彫 刻	白浦	宗教法人 常林寺	昭和61年5月28日	

区分	名 称	種 別	所 在 地	所有・管理	指 定 年 月 日
町	木造毘沙門天立像	彫 刻	白浦	宗教法人 常林寺	昭和61年5月28日
	木造薬師如来坐像	彫 刻	白浦	宗教法人 常林寺	昭和61年5月28日
	木造阿弥陀如来三尊像	彫 刻	小山浦	宗教法人 長泉寺	昭和61年5月28日
	三浦津波碑	建 造 物	三浦	三浦区	昭和61年11月28日
	中桐観音堂鱧口	工 芸 品	中桐	観音堂	昭和61年11月28日
	片上一里塚石仏碑	建 造 物	東長島片上	東 智	昭和62年7月22日
	小山浦狼煙場跡	史 跡	小山浦		昭和63年2月15日
	四方崎石燈籠	建 造 物	東長島呼崎	呼崎区	平成元年1月23日
	江竜庚申碑	建 造 物	江竜		平成元年9月29日
	竜王碑	建 造 物	三浦		平成元年9月29日
	中ノ島浅間神社石燈籠	建 造 物	長島中ノ島	長井 浅一	平成2年10月19日
	養海院殿鐘	工 芸 品	東長島呼崎	宗教法人 養海院	平成2年10月19日
	親子杯	無 形 文 化 財	長島本町	湊 章男	平成4年4月10日
	不動堂	建 造 物	大原	大原区	平成4年9月28日
	永昌寺涅槃図	美 術 工 芸 品	前山	宗教法人 永昌寺	平成6年1月28日
	加田石道標	史 跡	長島加田	紀北町	平成6年12月8日
	養海院庚申碑	建 造 物	東長島呼崎	宗教法人 養海院	平成8年11月20日
	河内村庄屋文書	書 跡	中里	海山郷土資料館	平成10年5月13日
	小山浦庄屋文書	書 跡	中里	海山郷土資料館	平成10年5月13日
	小山陶器所及び製品	書 跡 及 び 陶 器	中里	海山郷土資料館	平成10年5月13日
小山遺跡出土品	考 古 資 料	中里	海山郷土資料館	平成10年5月13日	
タイサンボク	天 然 記 念 物	引本浦	引本幼稚園	平成10年5月13日	
大白神社樹叢	天 然 記 念 物	白浦	大白神社	平成10年5月13日	
ナギ	天 然 記 念 物	小山浦	宗教法人 長泉寺	平成10年5月13日	
善光寺法華塔	建 造 物	矢口浦	宗教法人 善光寺	平成25年12月25日	

10-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和7年度災害救助基準

令和7年7月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		○賃貸型応急仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	単位：円 8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	
		半壊半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700		14,000	19,900	23,600	29,800	3,900		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時用配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦そのほかのもの）	1 災害用配慮者に関する情報把握、相談対応、避難生活上の支援、避難所への誘導の消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費。 2 福祉避難所の設置の消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費。	災害発生の日から7日以内	2 福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に掛かる経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入盗を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>2 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり53,900円以内</p> <p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ②大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内</p> <p>③ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了（その後の応急修理を迅速に実施する観点から、緊急に実施すること。）</p> <p>災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあたっては6ヶ月以内）</p>	<p>・特別基準の設定はなし。 ・1世帯当たりの平均ではなく、各世帯ごとの基準額。 ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う施工費用の合計。</p>
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円</p>	<p>災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,700円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする 1 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等借上費

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第43条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	--	---	---	---------------------------------

